

ABL の課題に関する実態調査  
調査報告書

2017 年 2 月





# ABL の課題に関する実態調査 調査報告書

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| (1) 背景・目的.....                            | 1  |
| (2) アンケート調査の実施要領 .....                    | 1  |
| (3) アンケート調査の結果 .....                      | 1  |
| (A) ABL の融資実績 .....                       | 2  |
| Q1. ABL の実績.....                          | 2  |
| Q2. 市場規模と内訳 .....                         | 4  |
| Q3. 融資残高 .....                            | 7  |
| Q4. 融資先業種別の ABL 融資件数.....                 | 8  |
| Q5. ABL の融資先規模別の融資件数.....                 | 9  |
| Q6. 担保種類別融資件数と実行額.....                    | 10 |
| Q7. ABL の担保特定方式別の融資件数と実行額.....            | 13 |
| Q8. 資金用途別の融資件数と実行額.....                   | 14 |
| Q9. 融資期間別の融資件数と実行額.....                   | 15 |
| Q10. 融資先の信用状況の傾向 .....                    | 16 |
| Q11. 融資先の借入状況の傾向 .....                    | 17 |
| Q12. 取引先企業のイメージ.....                      | 18 |
| (B) ABL の実施方針・体制 .....                    | 20 |
| Q13. 重視している経営管理・業績評価項目 .....              | 20 |
| Q14. ABL の実施方針.....                       | 22 |
| Q15. ABL 実施において対抗要件を具備しない理由 .....         | 23 |
| Q16. ABL 推進の組織的な方針と目標件数・目標実行件数.....       | 24 |
| Q17. 今後の ABL の実施方針.....                   | 27 |
| Q18. 今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由 .....       | 29 |
| Q19. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由 ..... | 30 |
| Q20. 知的財産権活用融資の実績.....                    | 32 |
| Q21. 知的財産権活用融資を実施する際の課題.....              | 34 |
| Q22. ABL の実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分） .....  | 35 |
| (C) 推進に向けた取組.....                         | 36 |
| Q23. ABL 案件発掘時の課題.....                    | 36 |
| Q24. 担保価値評価時の課題.....                      | 37 |
| Q25. 担保設定時の課題 .....                       | 38 |
| Q26. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題.....           | 39 |
| Q27. ABL の管理・モニタリングに関する課題.....            | 40 |
| Q28. 担保物件の換価処分に関する課題.....                 | 42 |
| Q29. 譲渡担保権を実行した割合.....                    | 43 |
| Q30. 譲渡担保権を実行した結果.....                    | 43 |
| Q31. 劣後が問題となった他の権利.....                   | 44 |
| Q32. 電子記録債権を担保とする融資の課題 .....              | 45 |
| Q33. 電子記録債権普及のための課題 .....                 | 46 |
| Q34. ABL 実施による顧客とのコミュニケーションの変化.....       | 47 |
| Q35. ABL 実施により得られたメリット.....               | 49 |
| Q36. ABL 実施前と実施後での与信額の増加の程度 .....         | 51 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (D) ローカルベンチマークについて .....       | 53 |
| Q37. ローカルベンチマークの認知度 .....      | 54 |
| Q38. ローカルベンチマークに関する情報の入手先..... | 55 |
| Q39. ローカルベンチマークの活用状況.....      | 56 |
| Q40. ローカルベンチマークの活用目的.....      | 57 |
| Q41. ローカルベンチマークの活用方法.....      | 57 |
| Q42. ローカルベンチマークを活用しない理由.....   | 58 |
| (3) ABLに先進的に取り組む金融機関の紹介 .....  | 59 |
| (A) 農林中央金庫.....                | 59 |
| (B) 足利銀行.....                  | 61 |
| (C) 東京都民銀行.....                | 63 |
| (4) 参考資料 .....                 | 65 |
| ABLの課題に関する実態調査 調査票 .....       | 65 |

## (1) 背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした観点から、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進と、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策について明らかにすることが重要となっている。

本調査では2007年度より継続されているアンケート調査の経緯を踏まえつつ、ABLの利用実態を把握し、その効果や課題について明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、ABLを積極的に活用している金融機関、専門家等にアンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施し、他の金融機関の参考となる有効事例についてとりまとめを行った。

## (2) アンケート調査の実施要領

- ・調査名称：動産・債権担保融資（ABL）に関する実態調査
- ・調査対象：ABLの貸し手として期待される金融機関及びリース会社、商社等 660 機関（社）
- ・調査方法：郵送送付、郵送回収
- ・調査期間：2016年8月25日（発送）～ 2016年11月16日
- ・有効回答：557社

## (3) アンケート調査の結果

金融機関の業態別回収機関の総数における各業態の内訳を表1に示す。

表1. 回答機関の業態別内訳

| No. | 業態          | 2016年 |        | 2015年  | 2014年  |
|-----|-------------|-------|--------|--------|--------|
|     |             | 件数(n) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 1   | 都市銀行、信託銀行   | 6     | 1.1    | 1.1    | 1.5    |
| 2   | 地方銀行        | 52    | 9.3    | 10.5   | 10.3   |
| 3   | 第二地方銀行      | 34    | 6.1    | 6.2    | 6.0    |
| 4   | 信用金庫・信金中央金庫 | 250   | 44.9   | 45.6   | 44.5   |
| 5   | 信用組合        | 142   | 25.5   | 23.9   | 24.4   |
| 6   | 政府系金融機関     | 5     | 0.9    | 1.1    | 1.3    |
| 7   | 農業系統金融機関    | 51    | 9.2    | 7.3    | 8.6    |
| 8   | その他の銀行      | 1     | 0.2    | 0.4    | 0.4    |
| 9   | リース会社       | 6     | 1.1    | 1.7    | 2.1    |
| 10  | 商社          | 7     | 1.3    | 0.9    | 0.8    |
| 11  | その他         | 3     | 0.5    | 1.2    | 0.2    |
|     | 全体          | 557   | 100    | 100    | 100    |

## (a) ABL の融資実績

### Q1. ABL の実績

ABL 融資実施率の経年変化を図 1 に、また業態別の ABL 実施率比較を図 2 及び図 3 に示す。ABL 融資実施率の経年変化を見ると「2015 年度までに ABL の融資実績がある」と回答した機関は全体の 70.7% となり、過去最高となっている。

業態別の実施率については、図 2・図 3 によると、概ね昨年度と同様の結果となった。主要銀行（都市銀行・信託銀行）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、政府系金融機関で高い実施率となった。一方で信用組合や農・漁業系統機関では実施率が比較的低い数値を示した。ただ、信用組合や農・漁業系統機関の ABL 融資実施率は昨年度との比較において、横ばいもしくは上昇している。

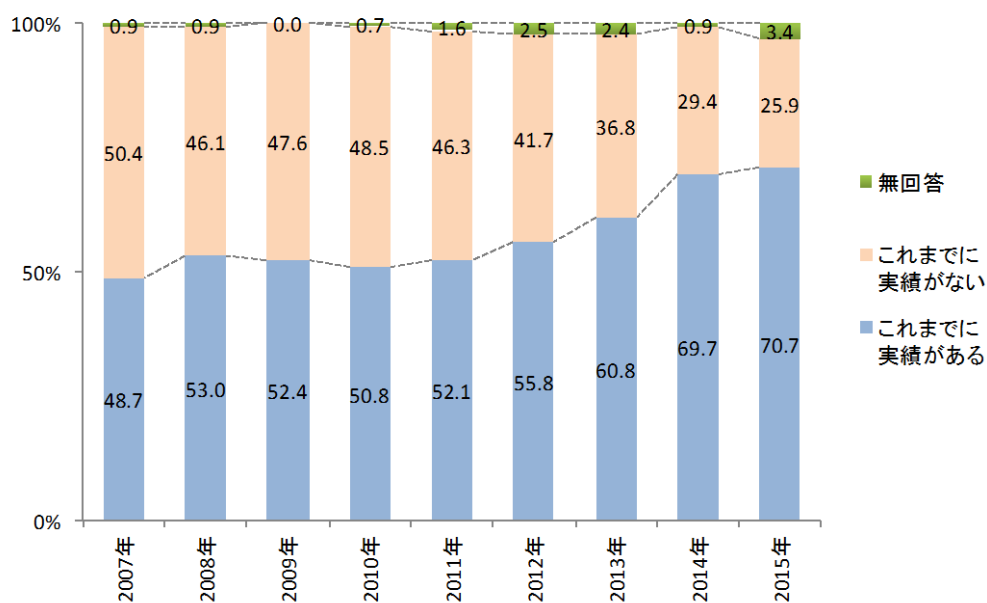


図1. ABL融資実施率の経年変化

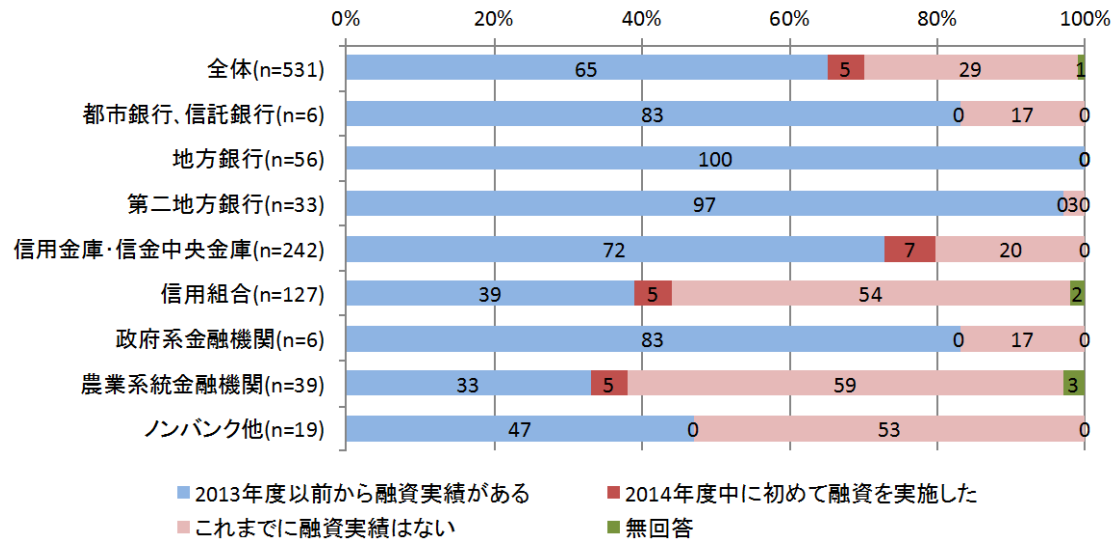


図2. 業態別ABLの融資実績の有無（2014年度）

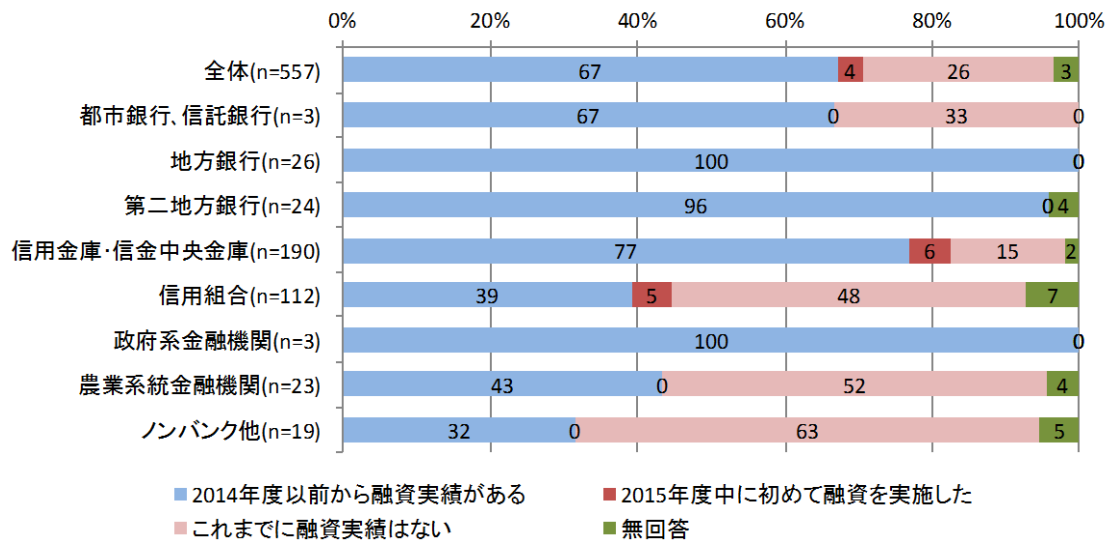


図3. 業態別ABLの融資実績の有無（2015年度）

## Q2. 市場規模と内訳

ABLの実績推移について図4に、担保種別のABL実行件数と実行額を図5に、業態別のABLの実績について表2に示す。

図4によると、2015年のABL実行件数は12,302件、実行総額は996,323百万円である。2009年度以来減少を続けていた実行件数は、2012年度以降大きく増加し、本年度（2015年度）は実行件数・実行総額ともに調査開始以来最大となっている。実行総額は昨年度と比較し、1,000億円程度増加している。

担保の種類別のABL実行件数および実行額について、図5によると、実行件数では「機械設備のみを担保とした融資」が最も多く、4,473件と全体の36.0%を占めている。続いて、「債権のみを担保とした融資」が3,630件、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が2,769件である。実行額では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」（375,737百万円）が最も多く、また「債権のみを担保とした融資」（246,853百万円）が「機械設備のみを担保とした融資」（220,767百万円）よりも大きくなっている。昨年度調査の結果との比較では、「機械設備のみを担保とした融資」が特に増加している。「機械設備と債権の両方を担保とした融資」は、実行件数はやや減少しているものの、実行額では増加している点も特筆すべき点である。案件1件あたりの実行金額が大きくなっていると推測される。

次に、2014年度中と2015年度中のABLの実績計数（業態別）を表2に示す。ABL全体のうち、信用保証協会のABL保証を受けていない「プロパー案件」と、他行との協調融資「シンジケート案件」の実績計数も併せて示す。表2によると、業態別では、政府系機関の実行件数が最も多く4,031件であり、地方銀行が2,605件とそれに次いでいる。一方、実行額は、信用金庫・信金中央金庫、政府系金融機関において、昨年度より増加していることが読み取れる。

同じく表2より、プロパー案件では、実行件数10,873件、実行額878,276百万円と、件数ではABL全体の88%、実行額では88%を占めている。昨年度（2014年度）は、件数が全体の86%、実行額が全体の85%であったことから、2015年度（今回調査）は件数・実行額ともに、プロパー案件が全体に占める割合が増加した。業態別では、政府系金融機関の実行件数が4,006件と多く、実行額では、地方銀行（291,695百万円）の数値が大きい。

シンジケート案件は実行件数274件、実行額135,621百万円となっている。業態別では、地方銀行が実行件数63件、実行額30,997百万円であり、昨年度より実行件数、実行額ともに減少している。



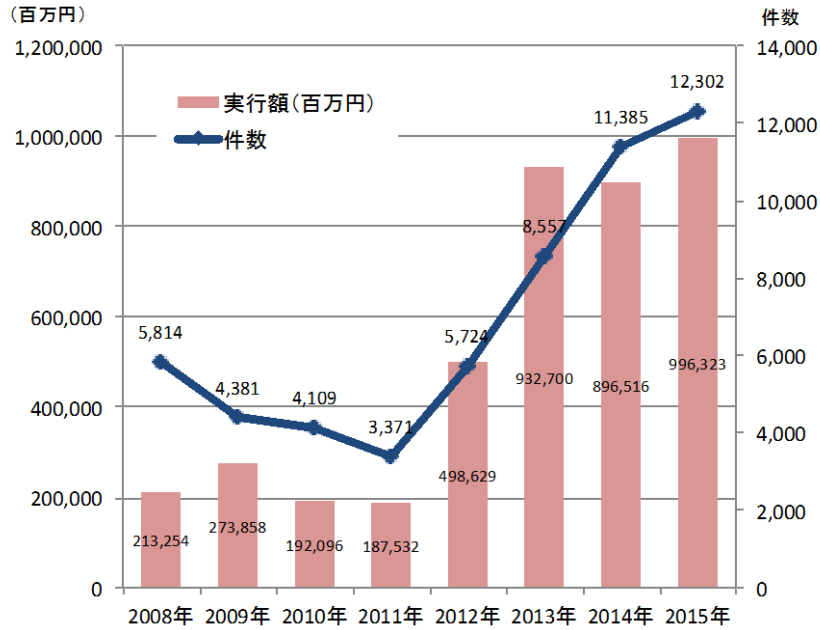


図4. ABLの実績推移（2008年度～2015年度）

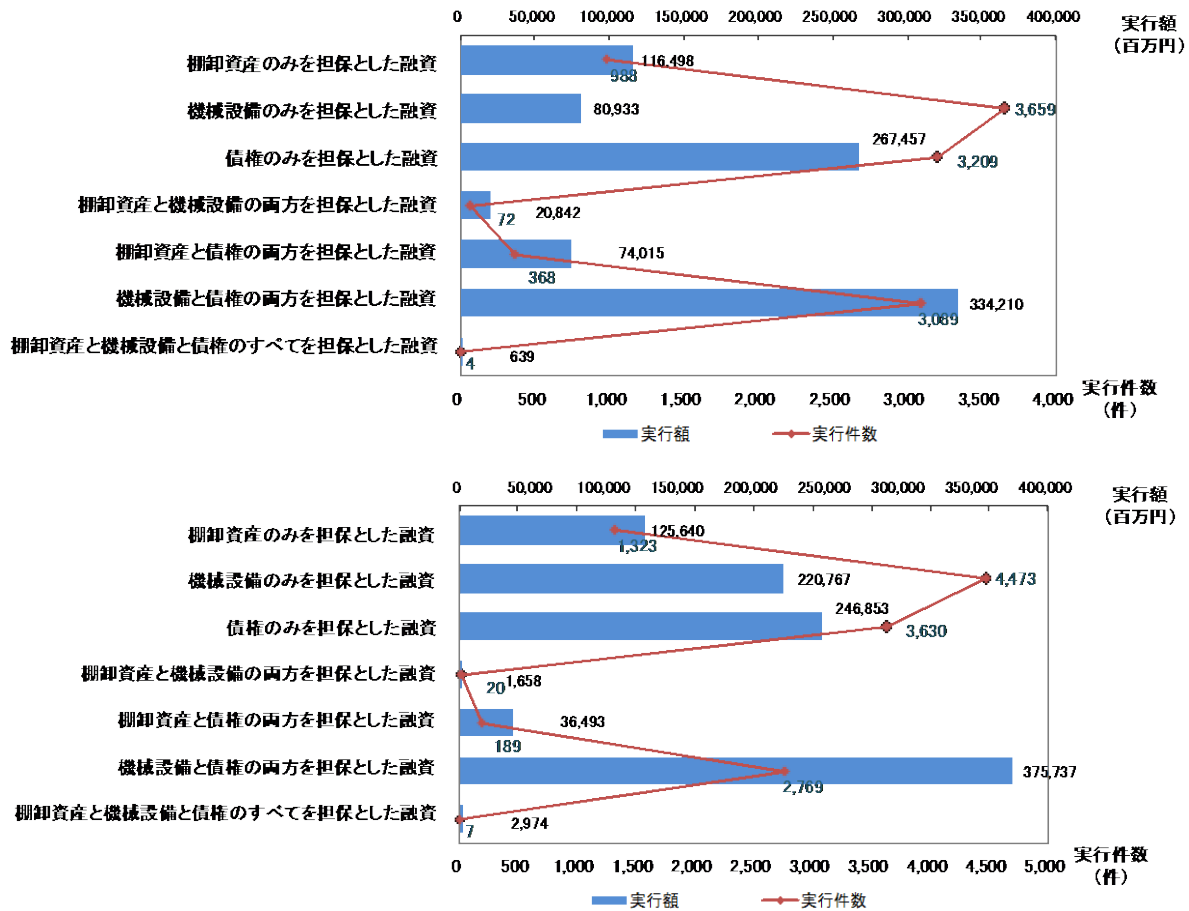


図5. 担保種別（大分類）のABL実行件数と実行額（上段：2014年度下段：2015年度）

表2. 業態別ABL実績件数・実行額

【2014年度】

|             | 全体        |        |              |              | うちプロパー案件  |       |              |              | うちシンジケート案件 |     |              |              |
|-------------|-----------|--------|--------------|--------------|-----------|-------|--------------|--------------|------------|-----|--------------|--------------|
|             | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数 | 件数    | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数  | 件数  | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 |
| 都市銀行、信託銀行   | 5         | 236    | 194,931      | 826          | 5         | 192   | 151,875      | 791          | 3          | 58  | 63,426       | 1,095        |
| 地方銀行        | 55        | 2,976  | 339,724      | 114          | 52        | 2,480 | 283,015      | 114          | 27         | 143 | 45,741       | 320          |
| 第二地方銀行      | 30        | 1,260  | 96,720       | 77           | 28        | 1,100 | 92,554       | 84           | 6          | 12  | 2,248        | 187          |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 148       | 2,353  | 112,882      | 48           | 121       | 1,609 | 98,878       | 61           | 20         | 42  | 5,907        | 141          |
| 信用組合        | 42        | 617    | 25,771       | 42           | 35        | 592   | 24,944       | 42           | 5          | 5   | 479          | 96           |
| 政府系金融機関     | 5         | 3,016  | 45,347       | 15           | 5         | 3,001 | 43,407       | 14           | 1          | 15  | 1,940        | 129          |
| 農業系統金融機関    | 13        | 767    | 59,079       | 77           | 10        | 746   | 58,343       | 78           | 2          | 2   | 1,420        | 710          |
| ノンバンク他      | 3         | 146    | 20,536       | 141          | 3         | 60    | 11,523       | 192          | 1          | 26  | 4,201        | 162          |
| 全体(上記合計)    | 302       | 11,385 | 896,516      | 79           | 260       | 9,776 | 765,838      | 78           | 66         | 304 | 125,460      | 413          |

【2015年度】

|             | 全体        |        |              |              | うちプロパー案件  |        |              |              | うちシンジケート案件 |     |              |              |
|-------------|-----------|--------|--------------|--------------|-----------|--------|--------------|--------------|------------|-----|--------------|--------------|
|             | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数 | 件数     | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 | 実施<br>機関数  | 件数  | 実行額<br>(百万円) | 1件あたり<br>実行額 |
| 都市銀行、信託銀行   | 3         | 244    | 134,584      | 552          | 3         | 210    | 107,299      | 511          | 3          | 59  | 69,996       | 1,186        |
| 地方銀行        | 48        | 2,605  | 328,012      | 126          | 47        | 2,344  | 291,695      | 124          | 17         | 63  | 30,997       | 492          |
| 第二地方銀行      | 31        | 1,015  | 70,359       | 69           | 28        | 831    | 64,151       | 77           | 8          | 22  | 4,091        | 186          |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 162       | 2,467  | 161,859      | 66           | 126       | 1,765  | 141,685      | 80           | 23         | 63  | 8,125        | 129          |
| 信用組合        | 48        | 701    | 28,943       | 41           | 44        | 672    | 27,489       | 41           | 5          | 15  | 977          | 65           |
| 政府系金融機関     | 4         | 4,031  | 194,639      | 48           | 4         | 4,006  | 184,939      | 46           | 1          | 25  | 9,700        | 388          |
| 農業系統金融機関    | 14        | 1,004  | 60,549       | 60           | 12        | 882    | 50,336       | 57           | 3          | 27  | 11,735       | 435          |
| ノンバンク他      | 4         | 235    | 17,378       | 74           | 3         | 163    | 10,682       | 66           | 0          | 0   | 0            | 0            |
| 全体(上記合計)    | 314       | 12,302 | 996,323      | 81           | 267       | 10,873 | 878,276      | 81           | 60         | 274 | 135,621      | 495          |

### Q3. 融資残高

ABL 融資残高を表3に示す。2015年度末のABL融資残高は、総額2,447,672百万円で、業態別では、地方銀行(820,183百万円)が最も大きく、ABL全体の33.5%を占めた。昨年度は都市銀行、信託銀行の実行割合が最も大きかったが、今年度は地方銀行が最大となっており、地方でのABL普及が進んでいると推測される。

プロパー案件は、ABL全体の76.5%にあたる1,873,030百万円であり、昨年度の75%から1.5ポイント増加している。

表3. ABL融資残高

#### 【2014年度】

|             | 残高保有<br>機関数 | ABL全体     | うちプロパー案件<br>(百万円) |                     |
|-------------|-------------|-----------|-------------------|---------------------|
|             |             |           | うちプロパー案件<br>(百万円) | うちシンジケート案件<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 5           | 682,481   | 346,881           | 358,431             |
| 地方銀行        | 54          | 679,919   | 591,248           | 79,272              |
| 第二地方銀行      | 31          | 132,748   | 108,974           | 6,874               |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 173         | 139,075   | 122,195           | 8,923               |
| 信用組合        | 49          | 35,741    | 33,012            | 1,206               |
| 政府系金融機関     | 4           | 197,693   | 185,148           | 12,545              |
| 農業系統金融機関    | 14          | 35,486    | 33,862            | 1,706               |
| ノンバンク他      | 4           | 20,776    | 19,613            | 3,030               |
| 全体(上記合計)    | 335         | 1,934,056 | 1,449,853         | 472,645             |

#### 【2015年度】

|             | 残高保有<br>機関数 | ABL全体     | うちプロパー案件<br>(百万円) |                     |
|-------------|-------------|-----------|-------------------|---------------------|
|             |             |           | うちプロパー案件<br>(百万円) | うちシンジケート案件<br>(百万円) |
| 都市銀行、信託銀行   | 4           | 643,984   | 329,016           | 342,950             |
| 地方銀行        | 50          | 820,183   | 724,908           | 75,641              |
| 第二地方銀行      | 31          | 182,550   | 166,669           | 9,764               |
| 信用金庫・信金中央金庫 | 186         | 213,762   | 179,327           | 12,769              |
| 信用組合        | 62          | 50,822    | 41,246            | 2,217               |
| 政府系金融機関     | 3           | 458,838   | 383,778           | 75,060              |
| 農業系統金融機関    | 18          | 61,179    | 32,740            | 28,708              |
| ノンバンク他      | 4           | 16,354    | 15,347            | 2,860               |
| 全体(上記合計)    | 358         | 2,447,672 | 1,873,030         | 549,969             |

#### Q4. 融資先業種別の ABL 融資件数

融資先企業の業種別の ABL 融資件数を図 6 に示す。融資先の業種でその他を除いて最も多い業種は製造業で 2,866 件と全体の 24% を占める。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、昨年度（2014 年度）も、その他を除く最多は「製造業」であった。また今年度（2015 年度）は、運輸業や卸売業において実施件数が増加している様子が見られる。

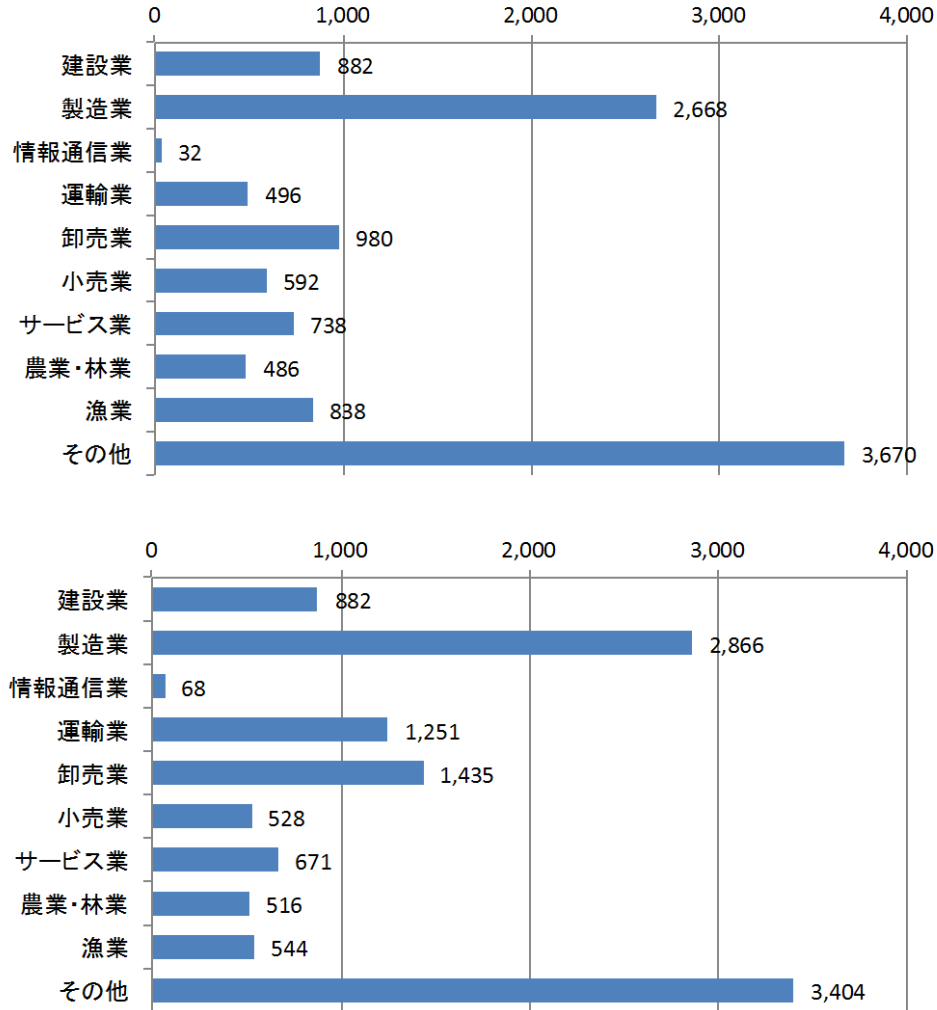


図6. 融資先業種別の ABL 融資件数（上段：2014年度 下段：2015年度）

### Q5. ABL の融資先規模別の融資件数

融資先の企業規模別の ABL 融資件数について、法定中小企業への ABL 実施が 11,198 件と最も多く、全体の 97%を占めている。中堅企業への ABL 実施は 319 件、大企業への ABL 実施は 59 件となった。昨年度（2014 年度）調査結果と比較すると、概ね同様の傾向である。

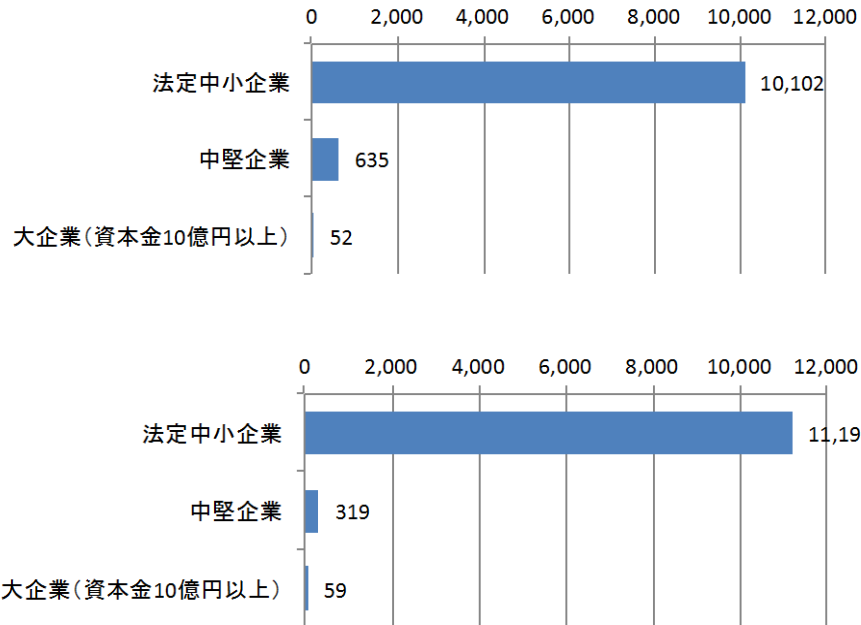


図7. 融資先規模別の融資件数（上段：2014年度下段：2015年度）

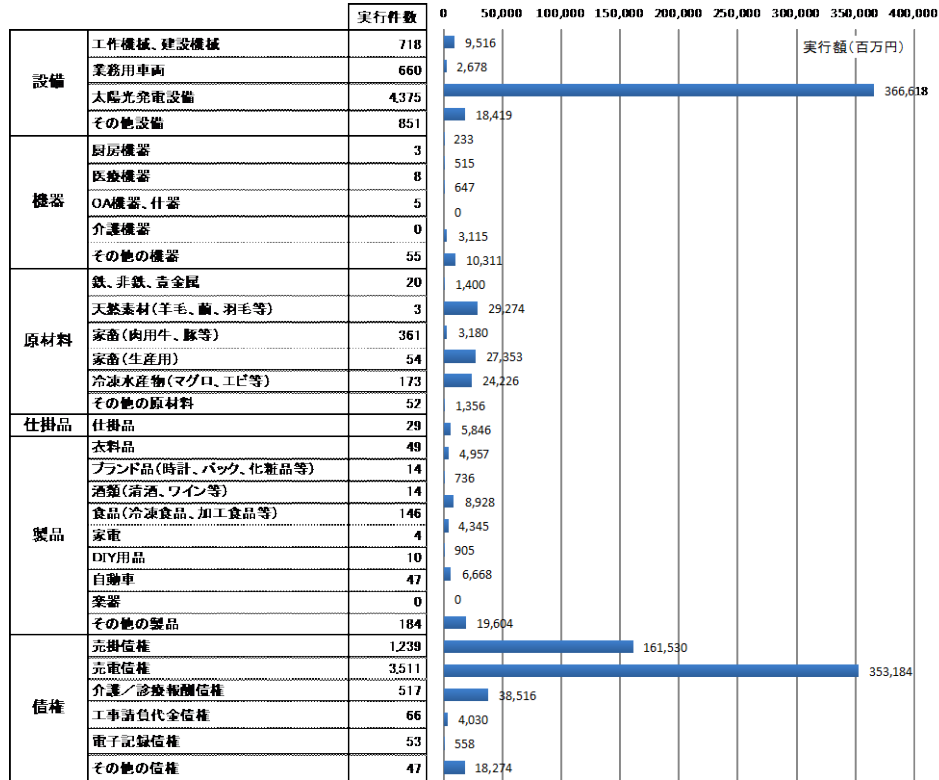
#### Q6. 担保種類別融資件数と実行額

担保種別の融資実行件数と実行額は図8の通りである。実行件数・融資実行額ともに、動産では、太陽光発電設備（3,154件、407,927百万円）が最も多く、また債権では、太陽光発電と推測される売電債権（3,722件、414,140百万円）が最も多くなっており、動産及び債権とも太陽光発電に関連した融資が、昨年度から引き続き多くなっている。

また、「債権」項目において、売電債権の次に多いのが電子記録債権（1,520件）であり、実行金額では、その他の債権以外では売掛債権（59,864百万円）となっている。

昨年度（2014年度）の調査結果との比較では、太陽光発電設備について、件数では昨年度を下回っているものの、実行金額ベースでは、昨年度を上回っている。その他、売掛債権は、件数・実行金額ともに昨年度より減少している。

【2014年度】



【2015年度】

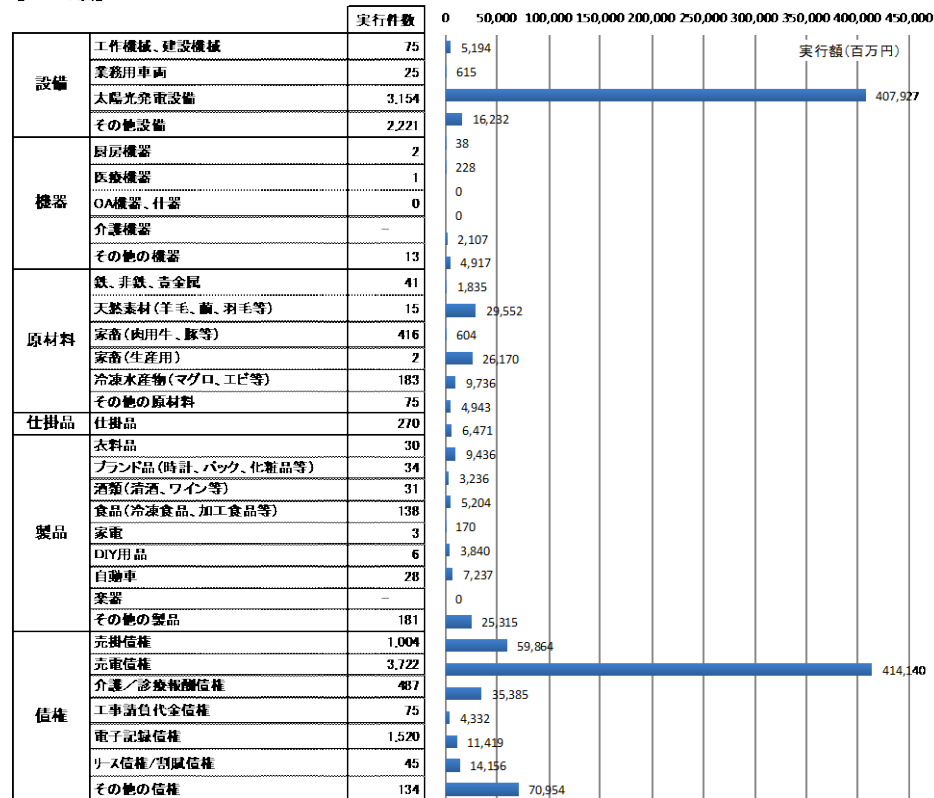


図8. 動産担保種類別（小分類）の融資件数と実行額（上段:2014年度下段:2015年度）

担保種別（中分類）の融資実行額の推移は図9の通りである。

太陽光発電設備を担保とした融資実行額は、2013年度から2015年度にかけて大きく伸びている様子が見える。

また、太陽光発電設備を除いた設備に関して、実行金額は減少傾向にあることがわかる。一方、仕掛品、製品を担保とした融資は、昨年度と比較し増加している。

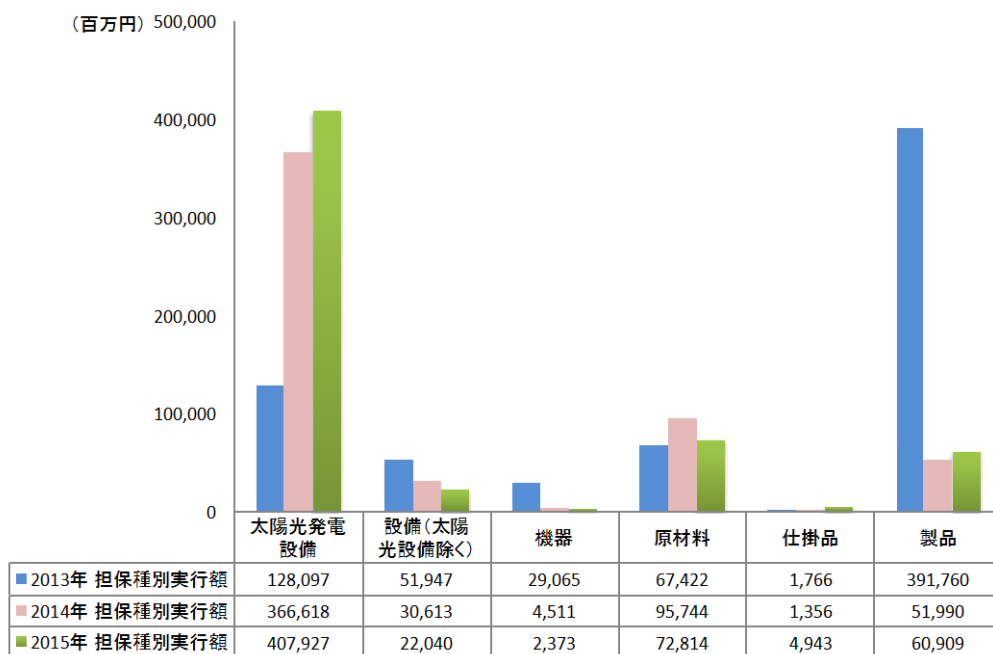


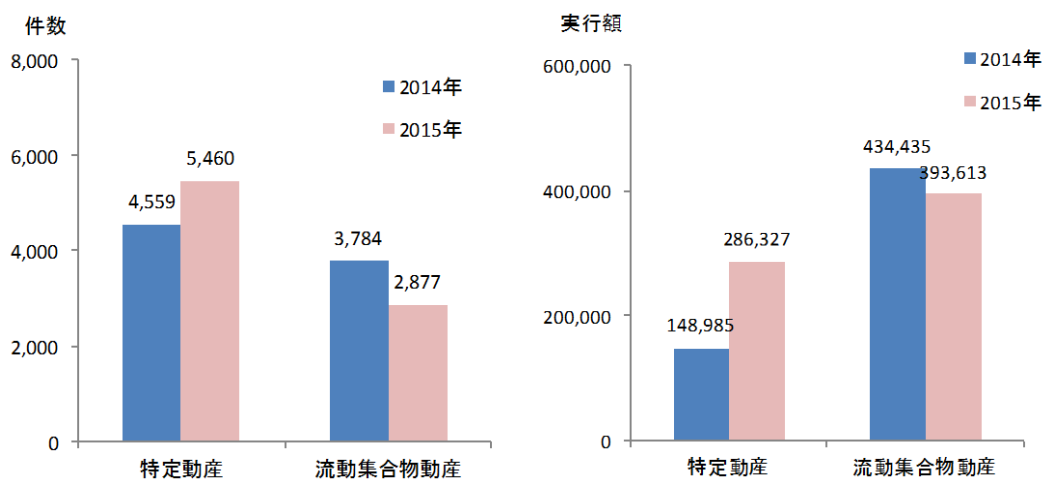
図9. 動産担保種類別（中分類）の融資実行額の推移



### Q7. ABL の担保特定方式別の融資件数と実行額

担保特定方式別の ABL の実行件数、実行額については、実行件数では特定動産を対象とした融資 (5,460 件) が流動集合動産を対象とした融資 (2,877 件) を大きく上回っている。一方で、実行額については、特定動産を対象にした場合が 286,327 百万円であるのに対し、流動集合動産を対象にした融資が 393,613 百万円となり、実行額では流動集合動産が大きくなっている。昨年度 (2014 年度) 調査結果との比較では、特定動産が実行件数及び実行額とも増加している。

今年度より、債権についても特定債権と集合債権に分けて実行件数、実行額を調査したが、共に概ね同規模という結果であった。



|         | 2014年度 |         | 2015年度 |         |
|---------|--------|---------|--------|---------|
|         | 実行件数   | 実行額     | 実行件数   | 実行額     |
| 特定動産    | 4,559  | 148,985 | 5,460  | 286,327 |
| 流動集合物動産 | 3,784  | 434,435 | 2,877  | 393,613 |
| 特定債権    |        |         | 2,799  | 298,276 |
| 集合債権    |        |         | 2,521  | 266,554 |

図10. ABLの特定方式別の融資件数と実行額

### Q8. 資金使途別の融資件数と実行額

資金使途別の ABL 実行件数、実行額については、実行件数、実行額ともに、設備資金目的での融資が多く（6,240 件、616,048 百万円）、それぞれ全体の 51%、62%程度を占めている。昨年度（2014 年度）調査結果と比較すると、運転資金目的での実行件数が増加している。実行額がほぼ変わっていないことを考えると、運転資金目的の ABL は昨年度と比較し小口化しているようである。

また、実行額では太陽光発電設備向けと思われる、設備資金目的のものが増加している。

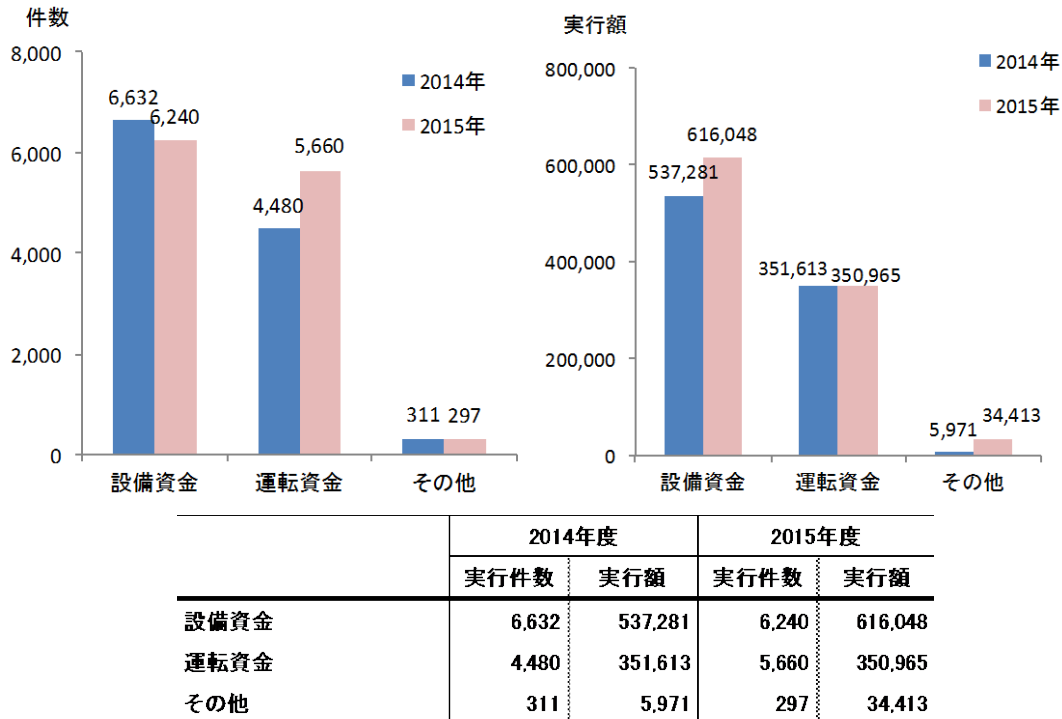
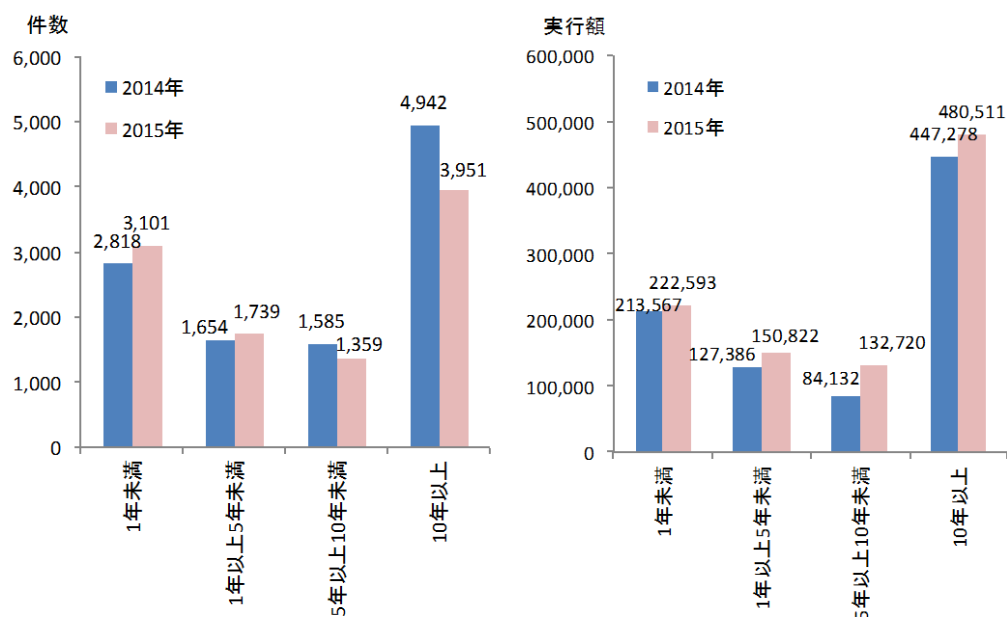


図11. 資金使途別の融資件数と実行額

### Q9. 融資期間別の融資件数と実行額

融資期間別の ABL 実行件数、実行額については、融資実行件数、実行額ともに融資期間が 10 年以上の融資が最も多く（3,951 件、480,511 百万円）となっており、実行件数では全体の 39%、実行額では全体の 49%を占めている。次に多いものが 1 年未満の融資となっており、長期と短期の二極化傾向にあることが見て取れる。昨年度（2014 年度）の調査結果と比較すると、融資件数では「10 年以上」の件数が減少しているものの、「10 年以上」の実行額は増加している。また、すべてのレンジにおいて、実行額が増加していることがわかる。



|           | 2014年度 |         | 2015年度 |         |
|-----------|--------|---------|--------|---------|
|           | 実行件数   | 実行額     | 実行件数   | 実行額     |
| 1年未満      | 2,818  | 213,567 | 3,101  | 222,593 |
| 1年以上5年未満  | 1,654  | 127,386 | 1,739  | 150,822 |
| 5年以上10年未満 | 1,585  | 84,132  | 1,359  | 132,720 |
| 10年以上     | 4,942  | 447,278 | 3,951  | 480,511 |

図12. 融資期間別の融資件数と実行額

### Q10. 融資先の信用状況の傾向

取引先企業の信用状況については、「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」と回答している機関が 72.4%と最も多く、次いで「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が 22.7%となっている。2014 年度調査と比較すると「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」が 6 ポイント余り増えている。また、業態別（図 14）では、その他（ノンバンクなど）以外の機関においては「正常先に相当する企業が多い」と回答する機関が多いことがわかる。第二地方銀行では「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が比較的多い点は特徴的である。

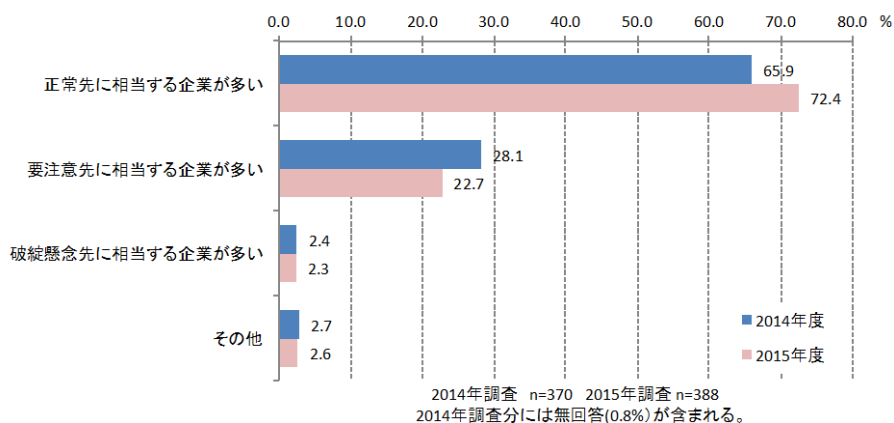


図13. 取引先企業の信用状況

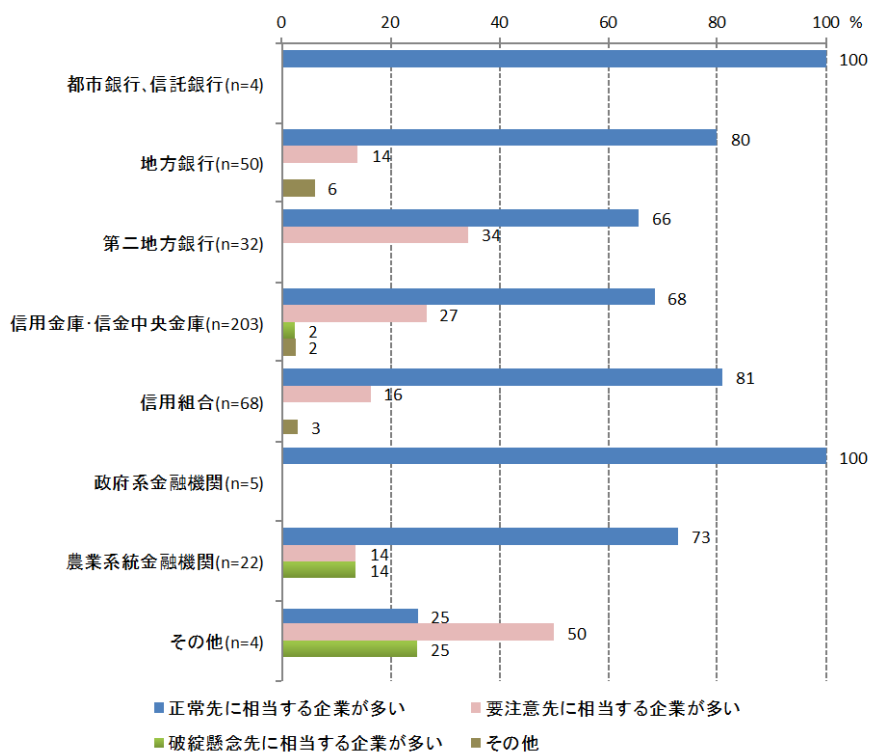


図14. 取引先企業の信用状況（業態別）

### Q11. 融資先の借入状況の傾向

ABL 実施前の融資先の借入状況の傾向について、図 15 によると、「ABL 以外の『従来型の担保・保証・信用による貸付』の余地が不十分だった事例の方が多い」と回答している機関が全体の 68.3%を占めている。昨年度（2014 年度）調査と比較し、『従来型の担保・保証・信用による貸付』の余地が不十分だった事例の方が多いと回答する機関が 1 ポイント上昇している。

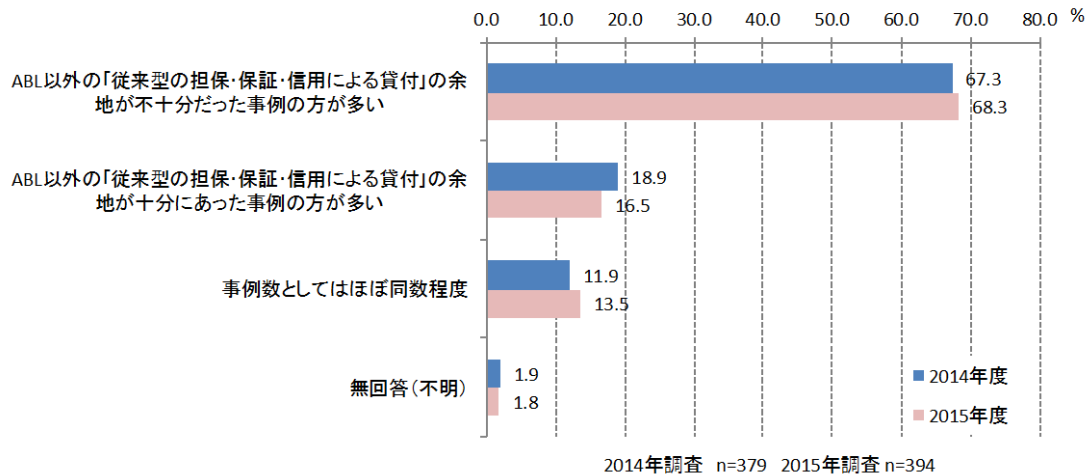


図15. ABLを実施した融資先の借入状況

## Q12. 取引先企業のイメージ

取引先企業のレベル（複数回答）について、「成熟期にある企業」と回答する機関が最も多く（全体の59%）、次に「発展期にある企業」が多い。創業期、再生期にある企業へのABL実施は他の企業レベルの実施率に比べて低く、ある程度リスクが抑えられる企業でなければ、多くの金融機関はABLを実施していないと推察される。

昨年度（2014年度）の調査結果と比較すると、「発展期にある企業」と回答する機関が40%と、昨年度から3ポイント増加した。一方、「衰退期にある企業」と回答した機関が27%となり、4ポイント減少していることから、「発展期にある企業」の方にABLが実施されたようである。

また、図17の業態別では、「創業期にある企業」と回答した機関は、第二地方銀行、信用組合・信金中央金庫で15%となり、他の機関より比較的高い値となった。

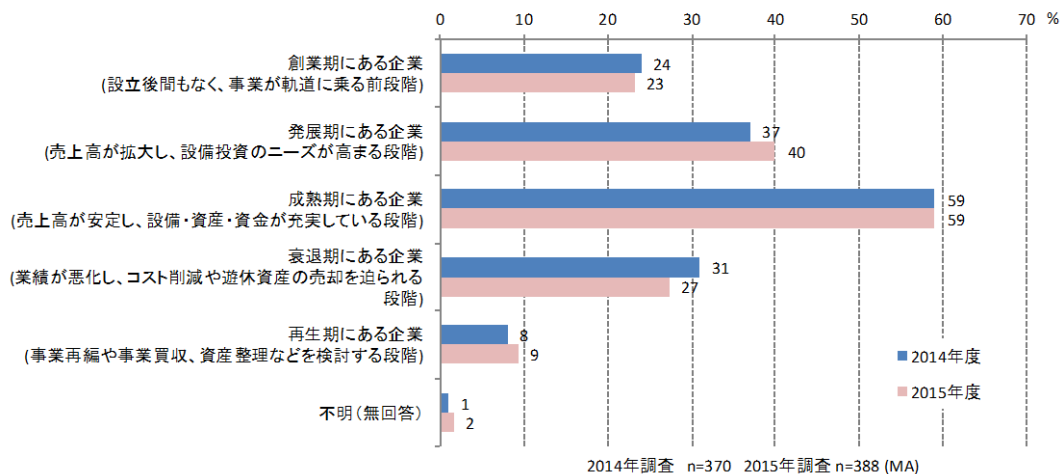


図16. ABLを実施した主な取引先企業レベルのイメージ

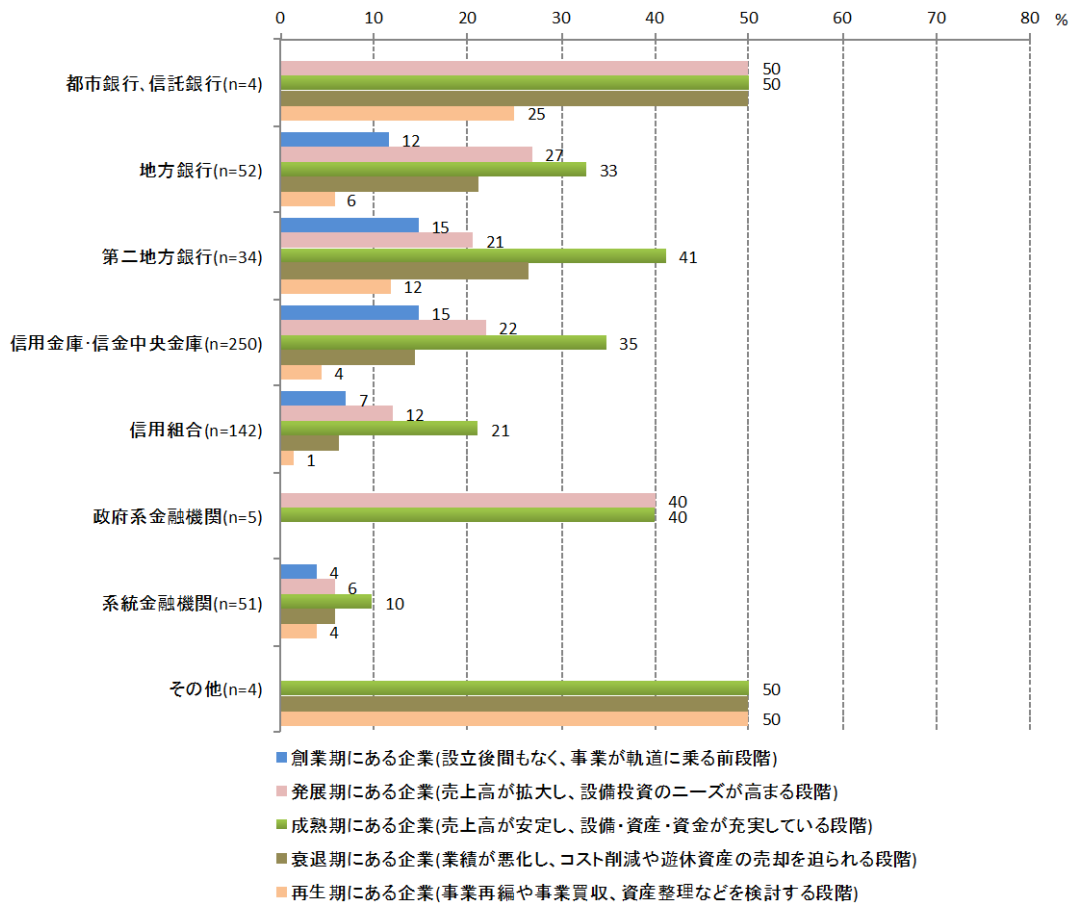


図17. ABLを実施した主な取引先企業レベルのイメージ（業態別）

## (b) ABL の実施方針・体制

### Q13. 重視している経営管理・業績評価項目

重視している経営管理・業績評価については、最も重視されている項目で多いのが「貸出・預金残高項目」(68.3%)であり、次いで貸出利鞘等の「資金利益項目」(65.0%)となっている。また、経営改善支援や事業性評価の取り組み等の「取引先実態把握・支援項目」を最も重視すると回答した機関は、昨年度調査では19.2%にとどまっていたが、本年度調査では26.0%まで上昇。ABLが推進されるなか、依然として貸出・預金残高中心の評価及び営業体制が基軸にあるものの、取引先の実態把握が進んでいる様子がうかがえる。さらに、「その他」を最も重視すると回答した機関が15.9%、「その他」を2番目に重視すると回答した機関が48.3%もあるが、この内容についての回答が多かったものは、「取引先(融資先)件数、新規取引先(融資先)件数、地域内シェア」などである。

また、最も重視している項目として回答が多かった「貸出・預金残高項目」及び、ABL推進に関連する「取引先実態把握・支援項目」の業態別を図19、図20に示す。「貸出・預金残高項目」については、各機関において重視度は異なるが考慮している現状にある。一方、「取引先実態把握・支援項目」については、地方銀行でその他の金融機関と比較して重視度が高くなっていることがわかる。

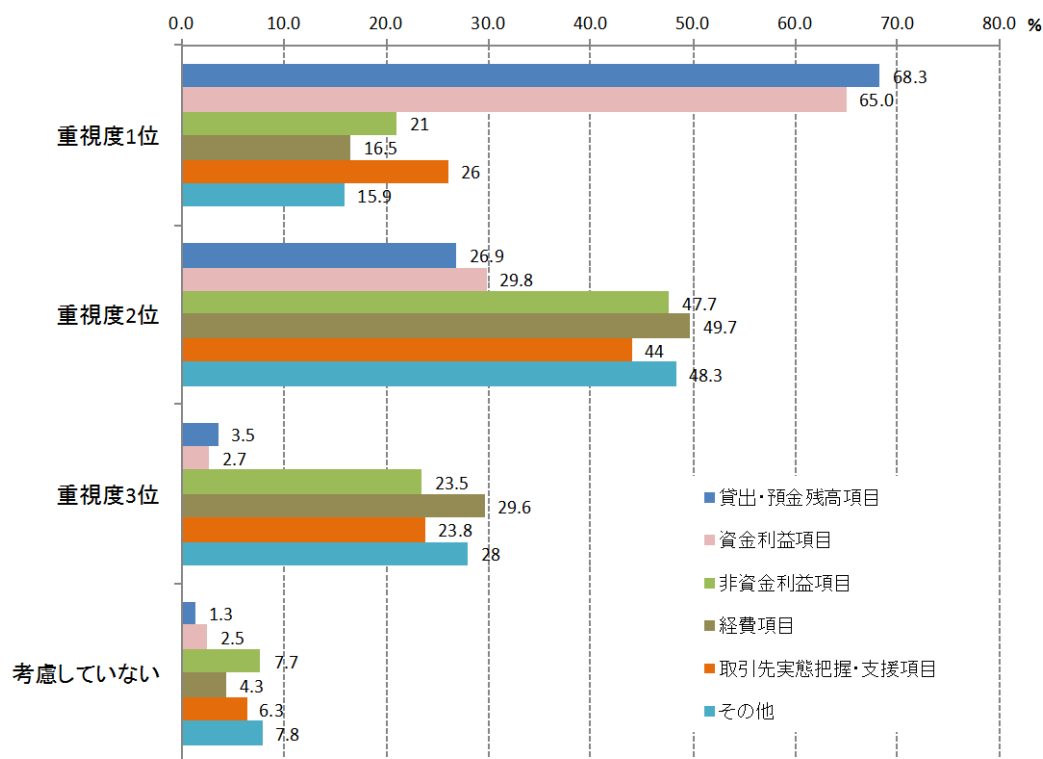


図18. 経営管理・業績評価において重視している項目



【貸出・預金残高項目\_業態別】

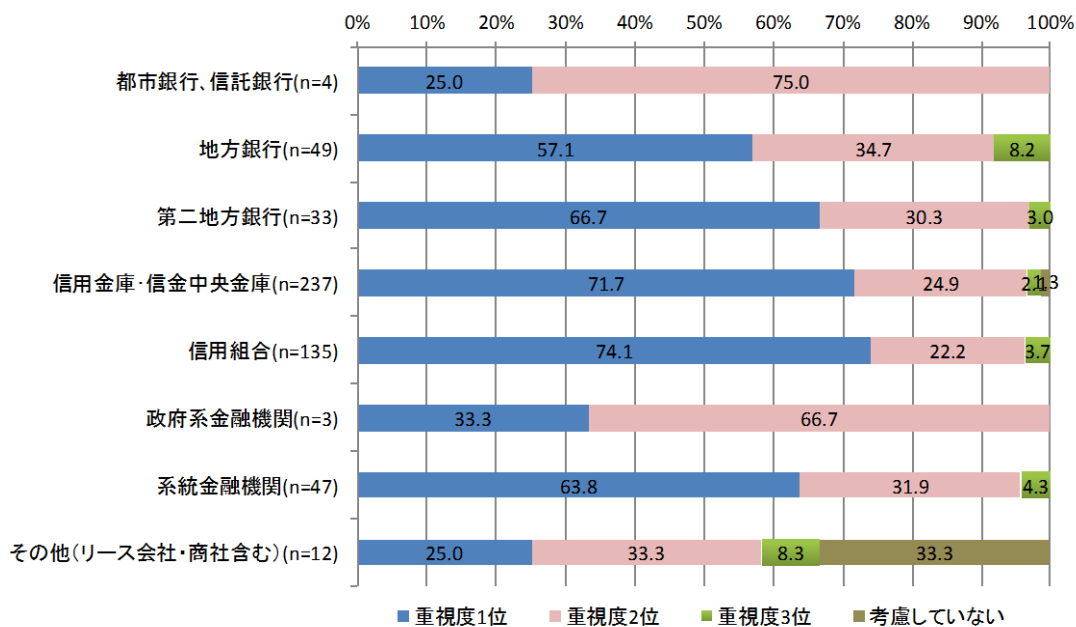


図19. 経営管理・業績評価において重視している項目\_「貸出・預金残高項目」

【取引先実態把握・支援項目\_業態別】

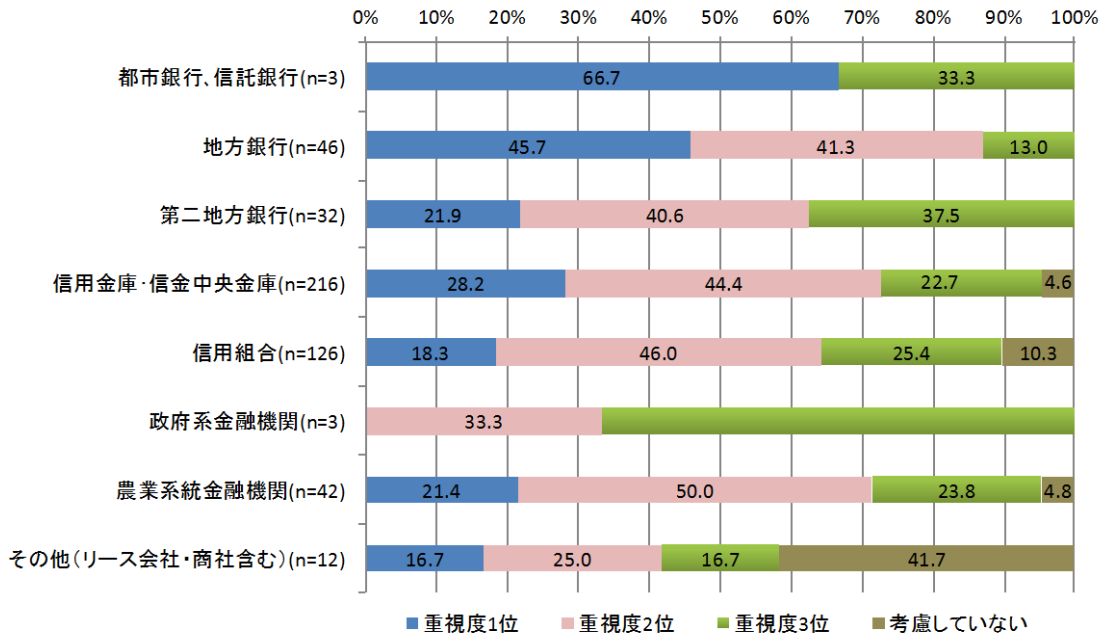


図20. 経営管理・業績評価において重視している項目\_「取引先実態把握・支援項目」

### Q14. ABL の実施方針

ABL の実施方針については、「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」との回答が 59.5%と最も多くなった。業態別で見ると、信用組合、系統金融機関、その他（リース会社・商社含む）において「対象動産・債権が一般担保となる場合にに取り組む」が比較的高い値となった。

また、「在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する」と回答した金融機関が、割合は少ないものの、一定程度存在することは着目すべき点といえる。

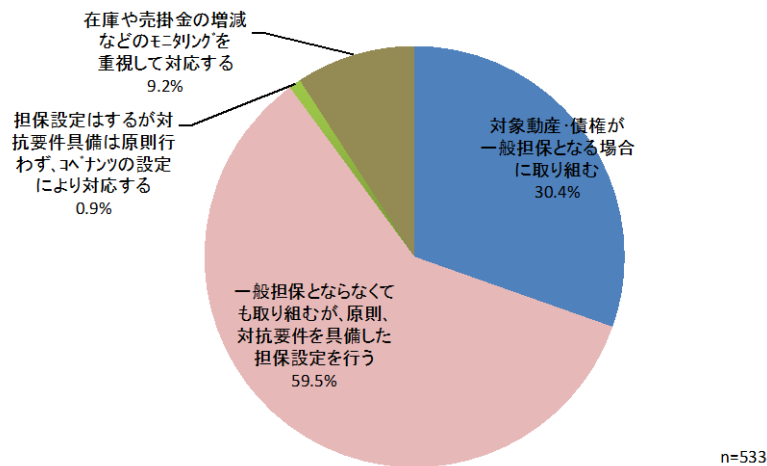


図21. ABLの実施方針

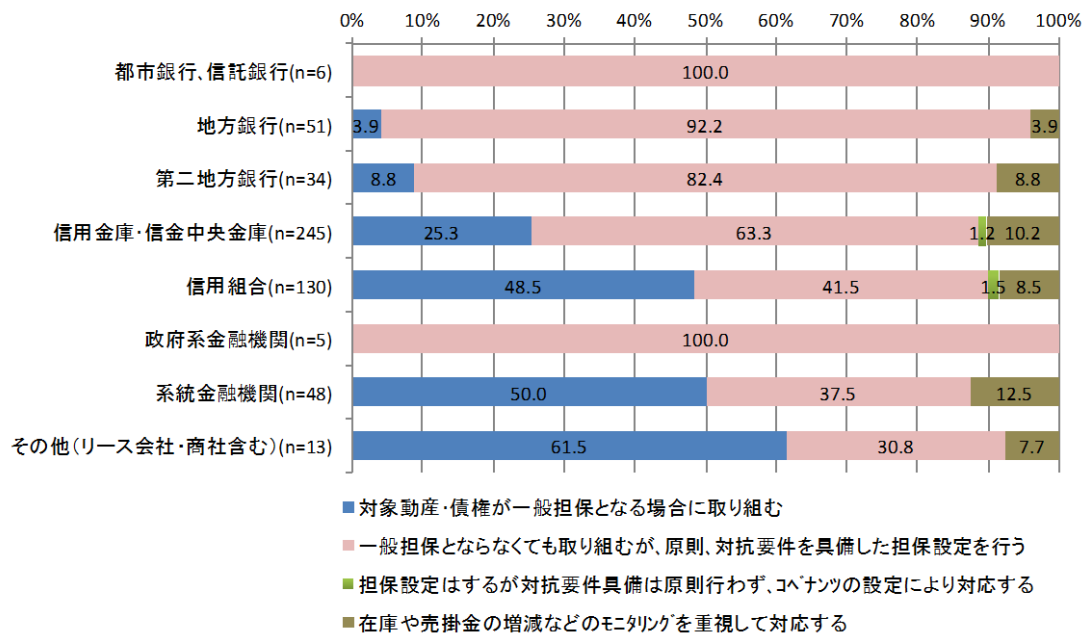


図22. ABL実施方針（業態別）

### Q15. ABL 実施において対抗要件を具備しない理由

本設問は、Q14 の ABL の実施方針において、「担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する」、「在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する」と回答した機関に対する設問である。

対抗要件を具備せずに ABL に取り組む理由（複数回答）については、「対抗要件具備や期中管理に多くの手間・コストがかかるから」と回答した機関が最も多くなった。次いで、「対抗要件を具備した担保設定を行っても、担保価値が余りない場合が多いから」との回答も多くなった。

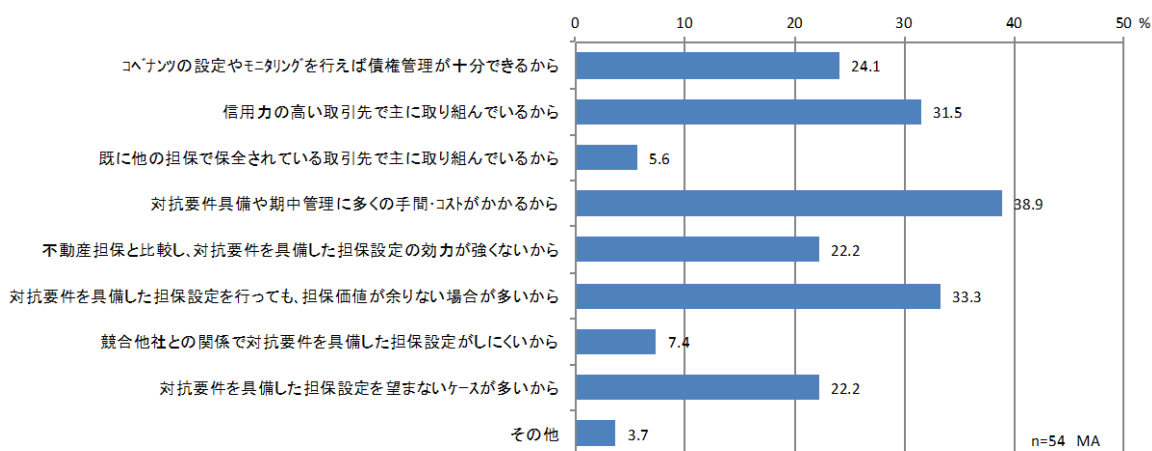


図23. 対抗要件を具備しない理由

### Q16. ABL 推進の組織的な方針と目標件数・目標実行件数

ABL 推進の組織的な方針については、「特に組織的な ABL 推進の方針は存在しない」と回答した機関が全体の 57.4%と最も高くなった。次いで、「組織的な ABL 推進の方針はあるが、具体的な数値目標は存在しない」が 38.7%となった。目標件数や目標実行額が設定されている機関は全体の 3.9%にとどまっている。なお、目標件数、目標実行額の詳細は図 27、図 28 の通りである。

業態別で見ると、全体では目標件数や目標実行額が設定されていない場合が多いものの、地方銀行や第二地方銀行、政府系金融機関、その他（リース会社や商社を含む）において、業績評価に組み入れられている機関がある。

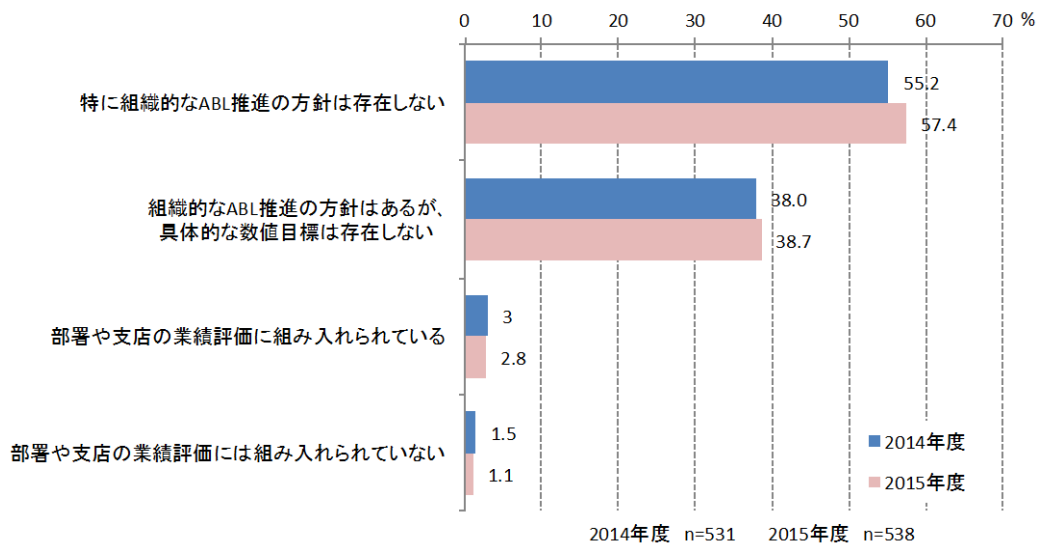


図24. ABL 推進に関する組織的な方針と目標設定

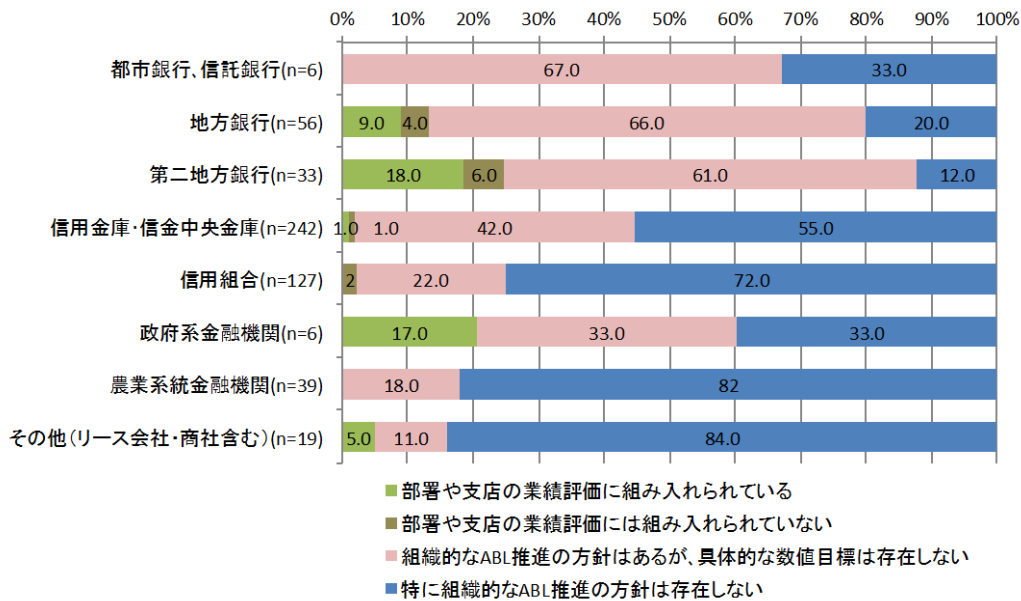


図25. ABL推進に関する組織的な方針と目標設定（業態別）2014年度

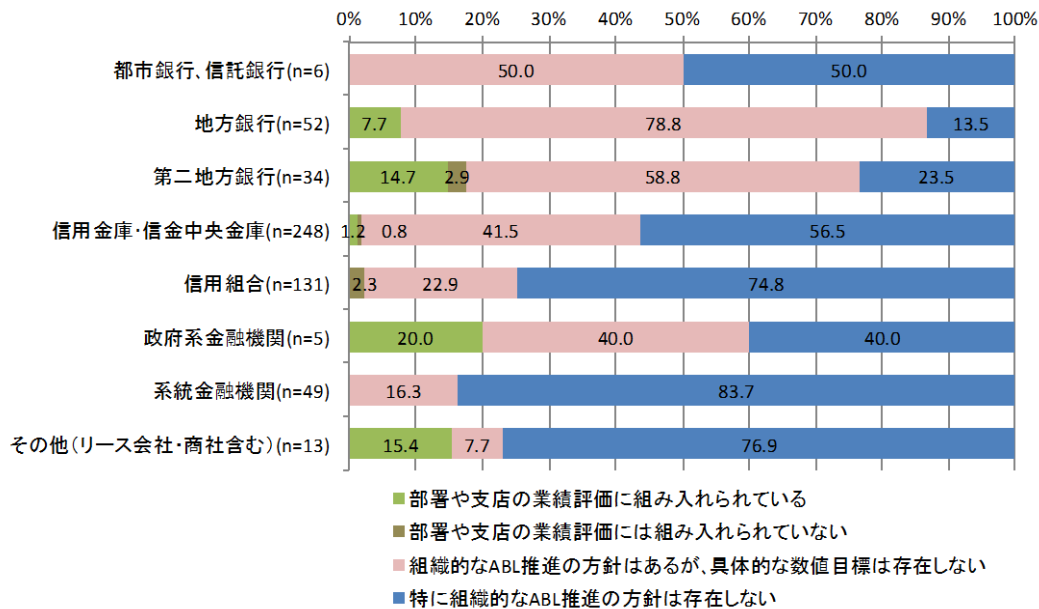


図26. ABL推進に関する組織的な方針と目標設定（業態別）2015年度

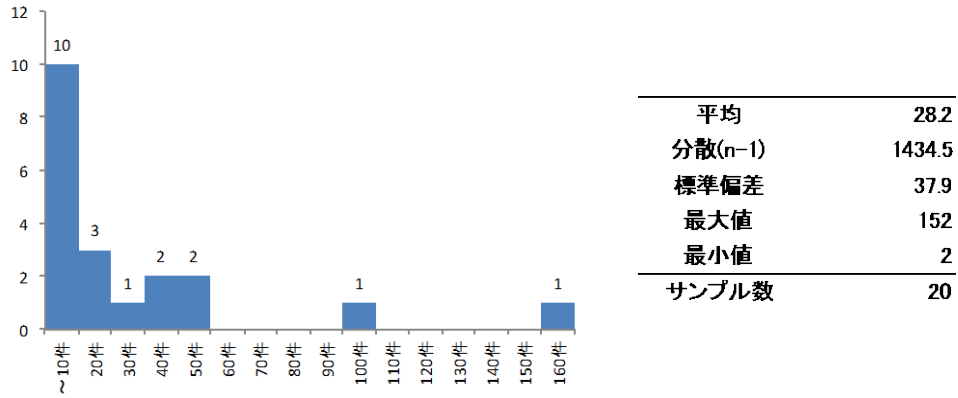


図27. ABL推進に関する目標設定件数の分布

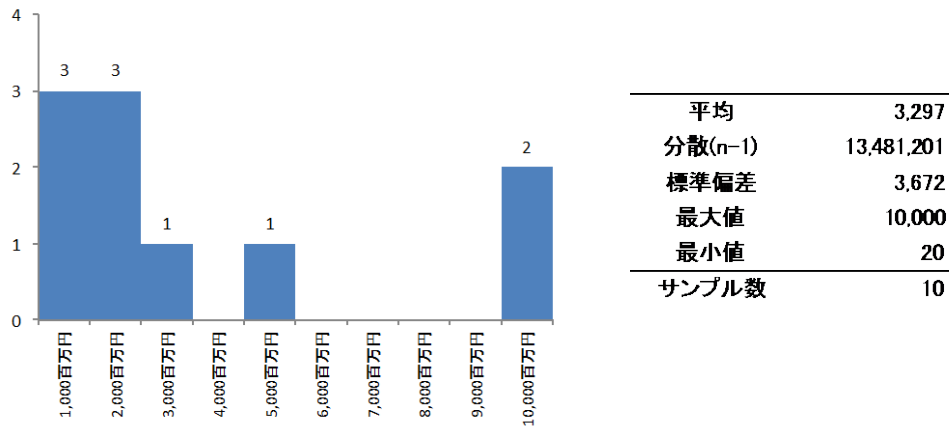


図28. ABL推進に関する目標設定金額の分布

### Q17. 今後の ABL の実施方針

今後の ABL 実施方針については、ABL の実績がある先において「現状を維持する」と回答した機関が 64.0%と最も多くなった。また、ABL の実績がない先においては、「ABL の取り組みを予定していない」と回答した機関が 83.3%と多くなった。

また、昨年度（2014 年度）の調査結果との比較では、「ABL の取り組みを予定していない」とする機関は一定数あるものの、地方銀行で ABL の取り組みを強化すると回答した比率が比較的高くなった。

#### 【ABL の実績がある機関】

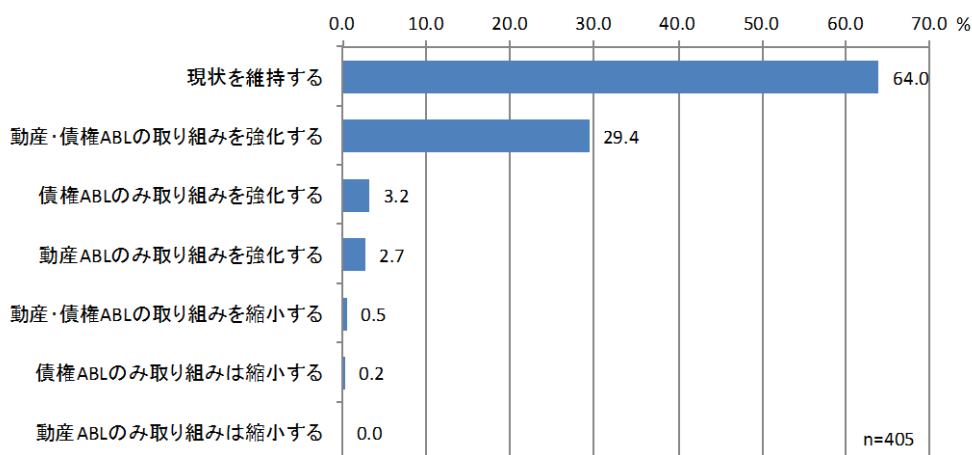


図29. 今後のABL実施方針（ABL実績あり）

#### 【ABL の実績がない機関】

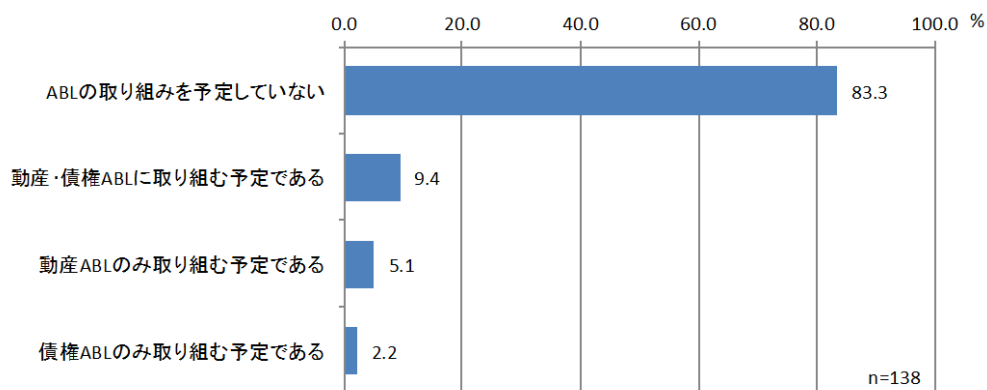


図30. 今後のABL実施方針（ABL実績なし）

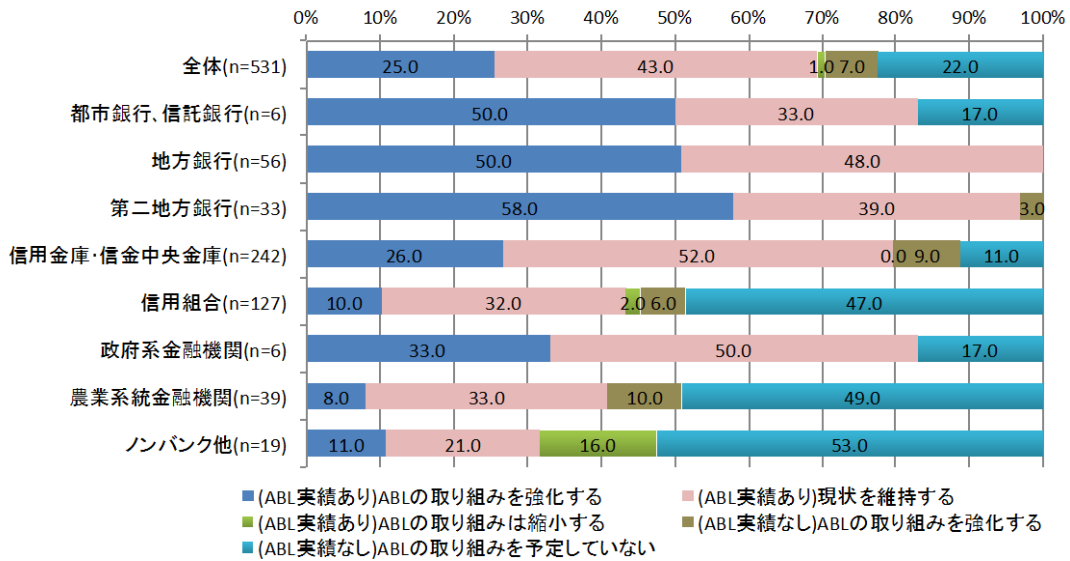


図31. 今後のABLの実施方針（業態別） 2014年度

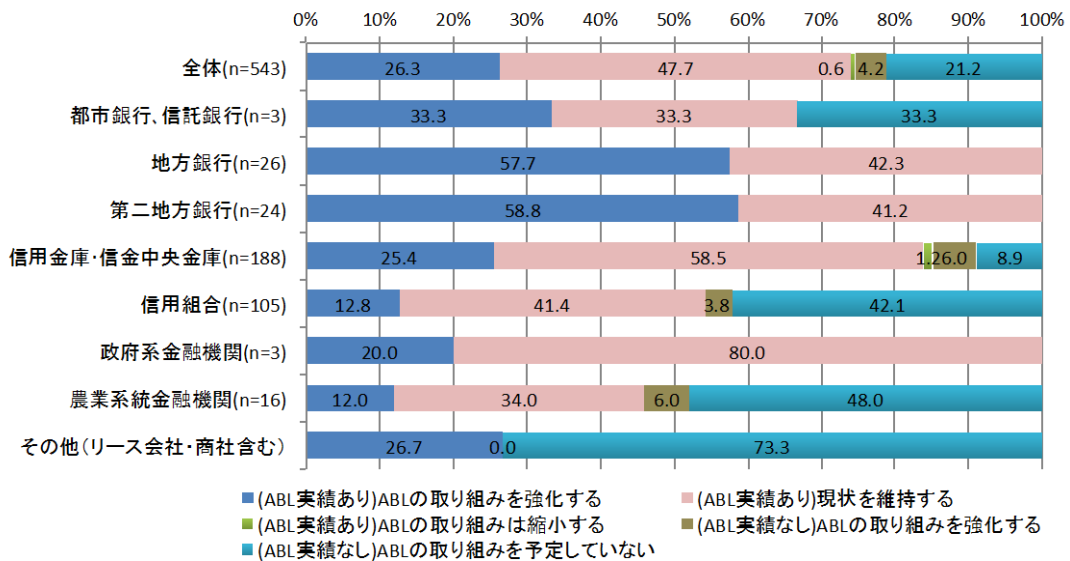


図32. 今後のABLの実施方針（業態別） 2015年度



### Q18. 今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由

今後「ABL の取り組みを強化する」、「現状を維持する」の方針をとる理由（複数回答）については、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」が最も多くなった。次いで「信用力が低い取引先への取引拡充ができるから」（42.1%）、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」（42.1%）となった。

昨年度（2014 年度）の調査結果との比較では、「取引先のニーズにあった融資スキームだから」が 3 ポイント余り上昇している。

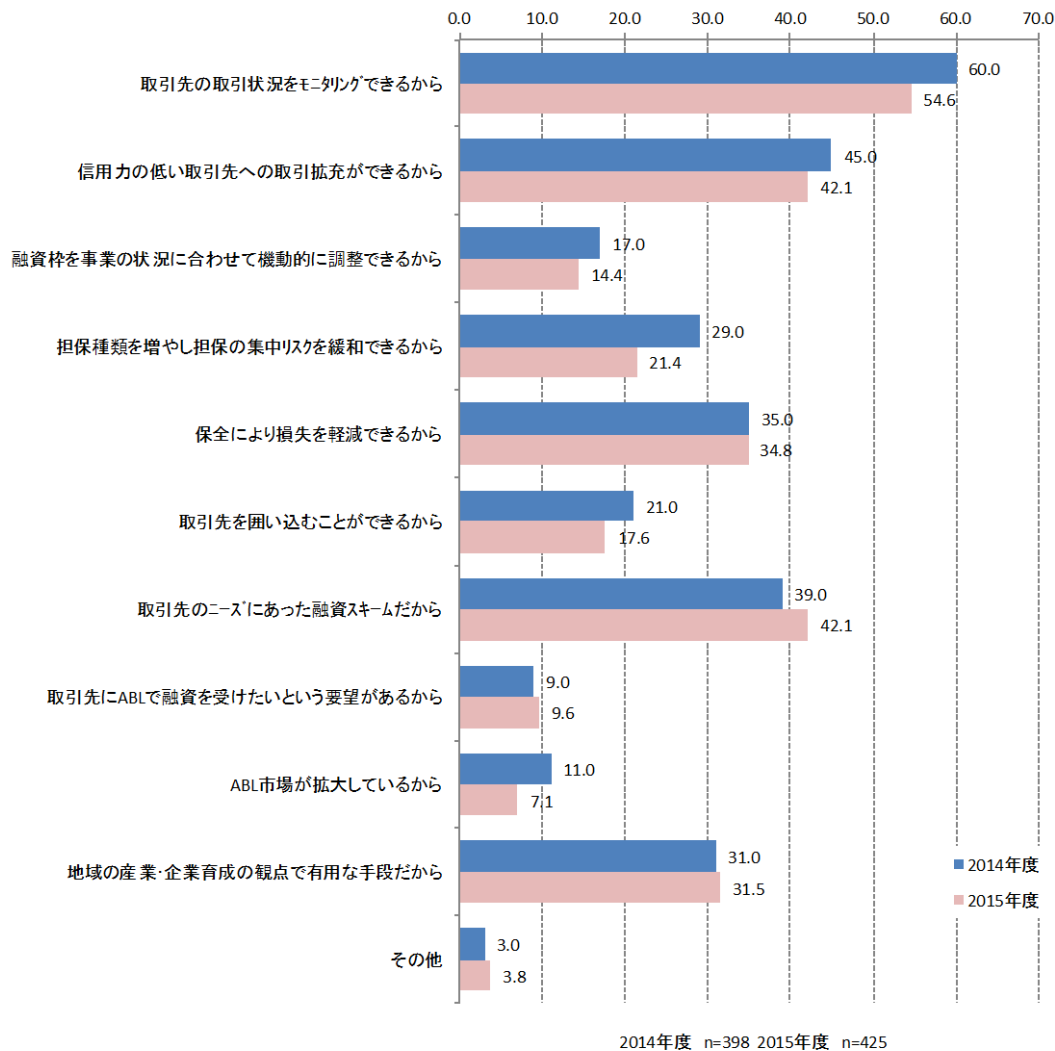


図33. ABLの取組の維持、強化の方針をとる理由

### Q19. ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由

今後、「ABLの取り組みは縮小する」、もしくは「ABLの取り組みを予定していない」理由（複数回答）については、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」（54.8%）となり、昨年度調査に引き続き最も多くなった。続いて「ABLの融資対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」（35.7%）、「ABLの推進にあたり、人員を割く余裕がないから」（33.0%）となった。

昨年度（2014年度）調査の結果との比較を行ったところ、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」や「ABLについて参考となる情報が少ないから」という理由が昨年よりその比率が上昇している。

業態別に確認すると、信用金庫において「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」（72.0%）、信用組合において「ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」（46.4%）と比較的高い結果となった。

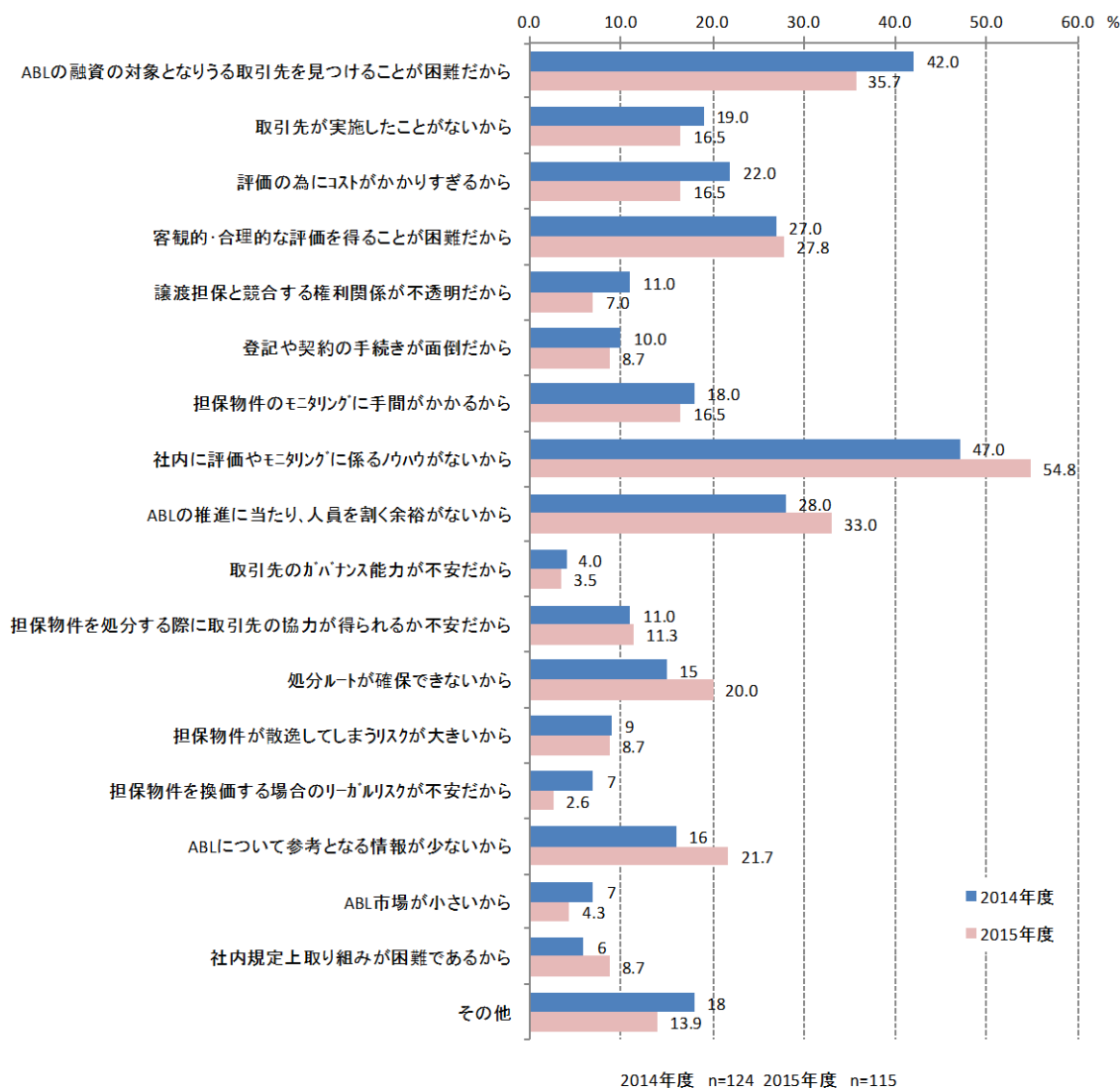


図34. ABL取組を予定していない、もしくは縮小する理由

表4. ABL取組を予定していない、もしくは縮小する理由（業態別）

|                                | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合        | 系統系<br>金融機関 | その他<br>(リース会社・<br>商社) |
|--------------------------------|--------------|------|--------|----------------|-------------|-------------|-----------------------|
| ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから | 1<br>50.0    |      |        | 6<br>24.0      | 26<br>46.4  | 7<br>29.2   | 1<br>9.1              |
| 取引先が実施したことがないから                | 0.0          |      |        | 2<br>8.0       | 12<br>21.4  | 5<br>20.8   | 0.0                   |
| 評価の為にコストがかかりすぎるから              | 0.0          |      |        | 9<br>36.0      | 5<br>8.9    | 5<br>20.8   | 0.0                   |
| 客観的・合理的な評価を得ることが困難だから          | 0.0          |      |        | 7<br>28.0      | 14<br>25.0  | 11<br>45.8  | 0.0                   |
| 譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから           | 0.0          |      |        | 1<br>4.0       | 5<br>8.9    | 2<br>8.3    | 0.0                   |
| 登記や契約の手続きが面倒だから                | 0.0          |      |        | 2<br>8.0       | 7<br>12.5   | 1<br>4.2    | 0.0                   |
| 担保物件のモニタリングに手間がかかるから           | 1<br>50.0    |      |        | 4<br>16.0      | 10<br>17.9  | 4<br>16.7   | 0.0                   |
| 社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから       | 1<br>50.0    |      |        | 18<br>72.0     | 28<br>50.0  | 12<br>50.0  | 4<br>36.4             |
| ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから        | 1<br>50.0    |      |        | 6<br>24.0      | 22<br>39.3  | 7<br>29.2   | 2<br>18.2             |
| 取引先のカバンス能力が不安だから               | 0.0          |      |        |                | 4<br>7.1    |             | 0.0                   |
| 担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから   | 1<br>50.0    |      |        | 2<br>8.0       | 7<br>12.5   | 3<br>12.5   | 0.0                   |
| 処分ルートが確保できないから                 | 1<br>50.0    |      |        | 4<br>16.0      | 14<br>25.0  | 3<br>12.5   | 1<br>9.1              |
| 担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから          | 1<br>50.0    |      |        | 1<br>4.0       | 6<br>10.7   | 2<br>8.3    | 0.0                   |
| 担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから      | 0.0          |      |        |                | 2<br>3.6    | 1<br>4.2    | 0.0                   |
| ABLについて参考となる情報が少ないから           | 0.0          |      |        | 5<br>20.0      | 13<br>23.2  | 5<br>20.8   | 2<br>18.2             |
| ABL市場が小さいから                    | 0.0          |      |        | 3<br>12.0      | 2<br>3.6    |             | 0.0                   |
| 社内規定上取り組みが困難であるから              | 0.0          |      |        | 1<br>4.0       | 2<br>3.6    | 5<br>20.8   | 2<br>18.2             |
| その他                            | 0.0          |      |        | 3<br>12.0      | 9<br>16.1   | 1<br>4.2    | 3<br>27.3             |
| 回答機関数                          | 2<br>100.0   | 0    | 0      | 25<br>100.0    | 56<br>100.0 | 24<br>100.0 | 11<br>100.0           |

## Q20. 知的財産権活用融資の実績

事業性評価に関連して、取引先企業の保有する知的財産権に着目する金融機関が増えている。特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権に着目した融資の実績について、知的財産権活用融資の実績のある機関は、昨年度(2014年度)全体の3%程度であったものが7.2%に上昇し、知的財産権活用融資の実績はないが、今後取引先に提案していきたいと回答した機関は9.0%から12.6%に増加した。

業態別では、昨年度(2014年度)の調査結果と比較すると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫では、「融資実績がある」、「融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい」と回答する機関の割合が増加している様子が見られる。

これは、特許庁の知財金融ポータルサイト(<http://chizai-kinyu.jp/>)における周知や、公募情報の提供の影響が相応にあると推測される。

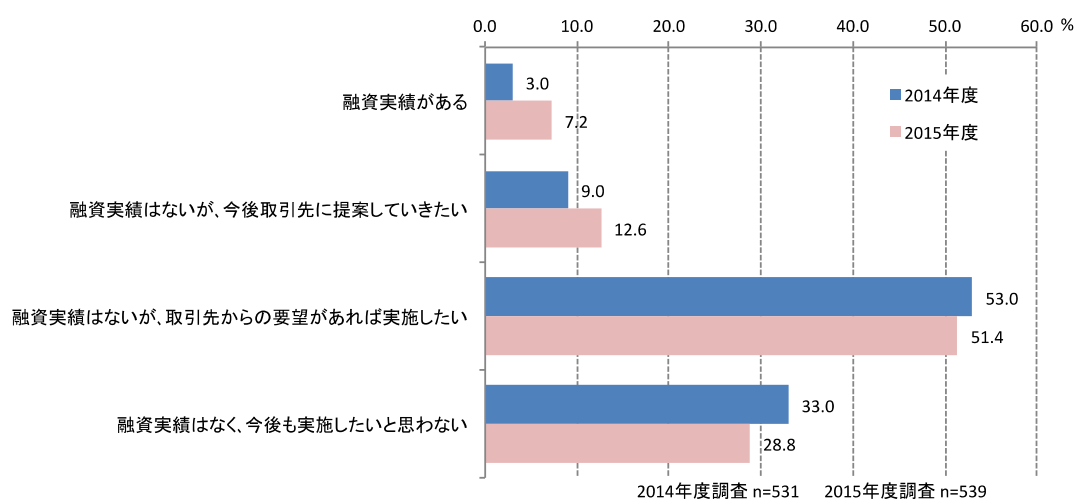


図35. 知的財産権活用融資実績

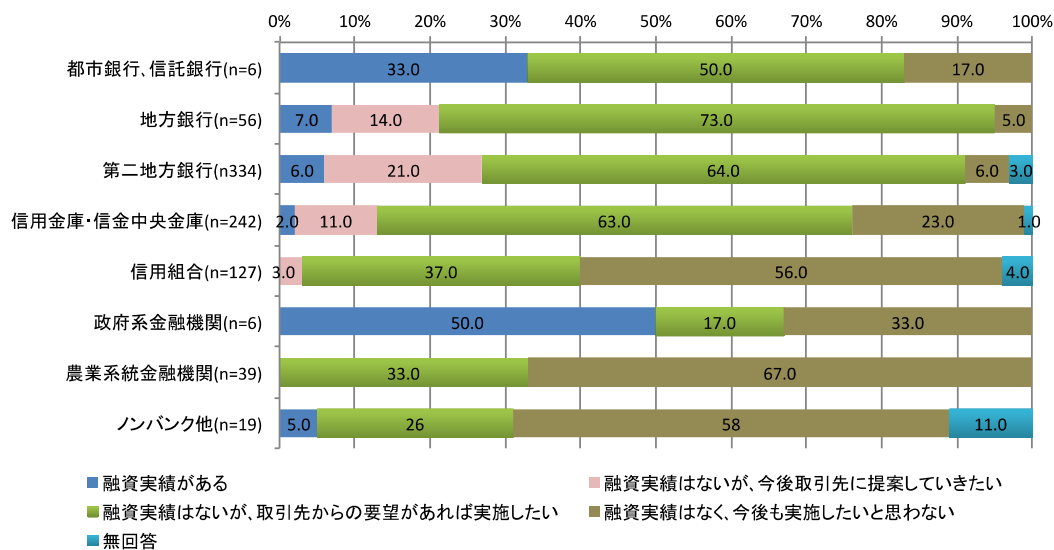


図36. 知的財産権活用融資実績（業態別） 2014年度

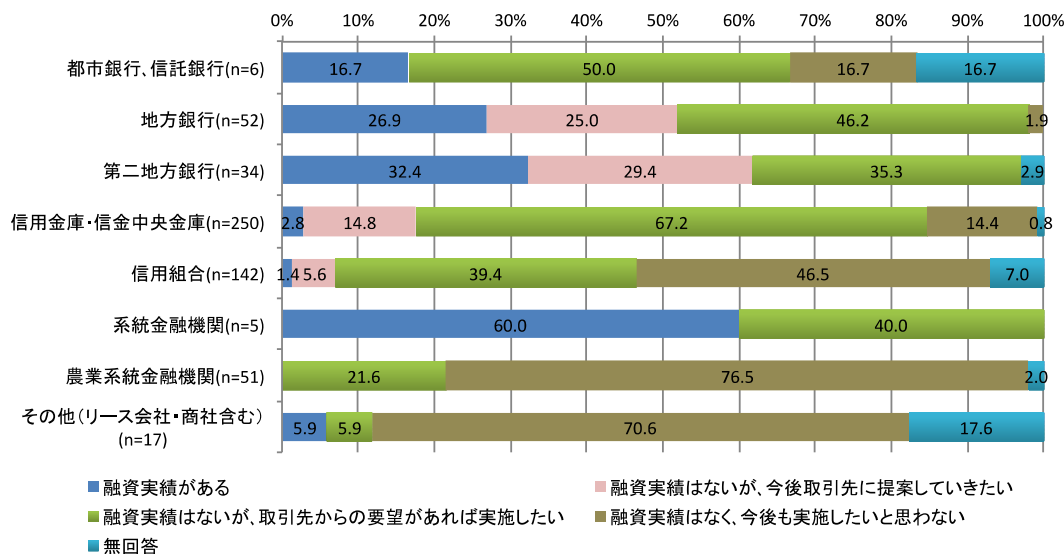


図37. 知的財産権活用融資実績（業態別） 2015年度

## Q21. 知的財産権活用融資を実施する際の課題

知的財産権活用融資を実施する場合、課題になっている融資実行プロセス (n=515) (複数回答) については、「知財を通じてどのようなことができるかといった基礎知識に対する理解不足」(65.4%)が昨年に続き最も多く挙げられた。次いで「知財を意識したアドバイス、コンサルティング能力の欠如」(48.5%)、「事業性評価結果に対する信頼性」(46.2%)が挙げられている。

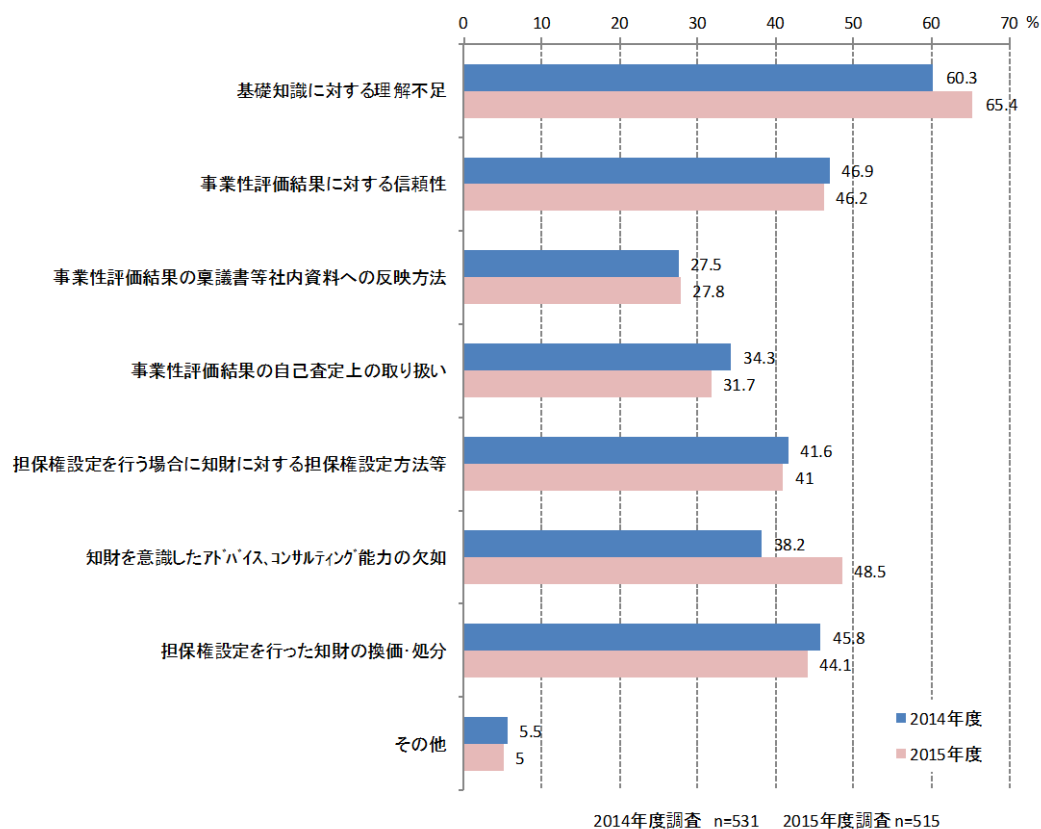


図38. 知的財産活用融資の際の課題

### Q22. ABL の実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）

ABL の実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）について、動産に関しては、管理・モニタリングにおいて、「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が最も多くなった。一方、担保評価は、全て外部機関に委託する比率が高かった。

債権でも、管理・モニタリングについて「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が最も多くなっている。債権は動産と比較し、自行内で一連の手続きを実施出来る仕組みを構築している金融機関の割合が多いことが分かる。

評価、管理・モニタリング、換価・処分のその他で多い回答は、「実施していない」「検討中」である。

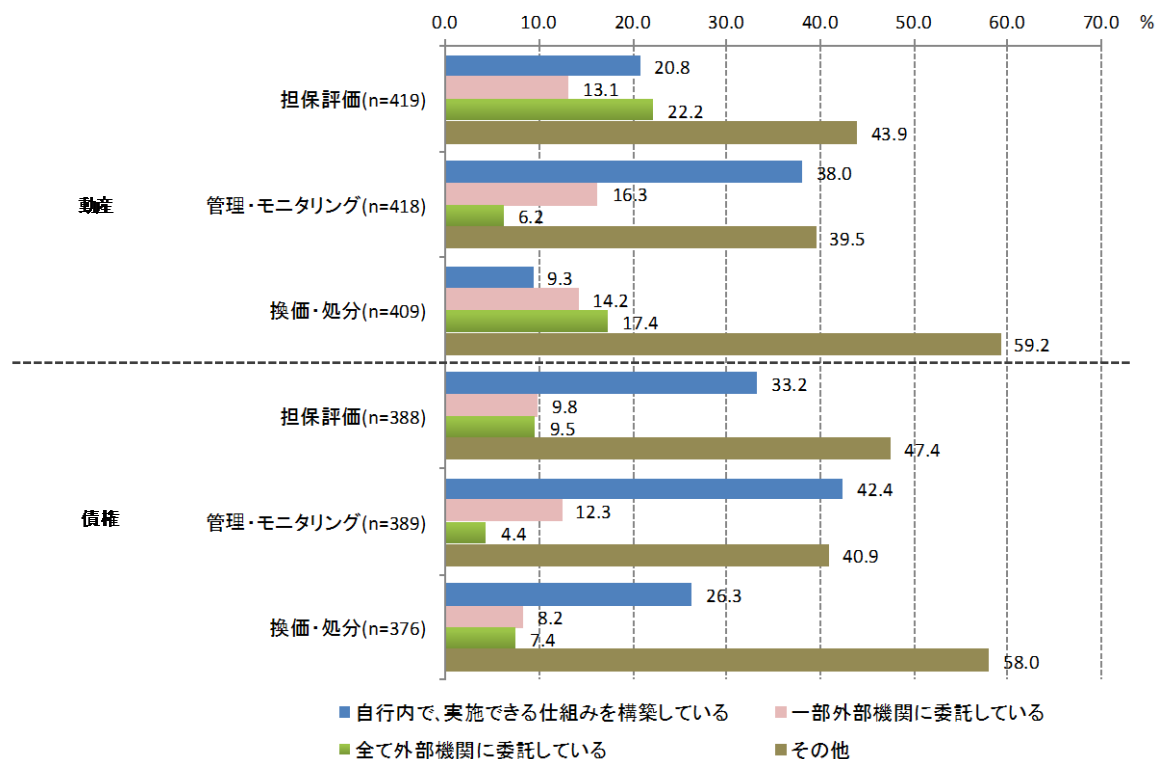


図39. ABLの実施体制（評価、管理・モニタリング、換価・処分）

## (c) 推進に向けた取組

### Q23. ABL 案件発掘時の課題

ABL 案件発掘時についての課題（複数回答）について ABL を実施した機関の約半数程度が、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」（50.8%）「資産の管理状態について 把握ができていないこと」（49.0%）、を挙げている。なお、昨年度（2014年度）の調査結果と比較したところ、「ABL を推進する体制が構築できていないこと」を挙げる割合が増加している。

業態別では、表5の通りであり、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において過半数が「物件の担保としての適性について判断ができないこと」を挙げている。外部機関との連携などの対応が必要と推測される。

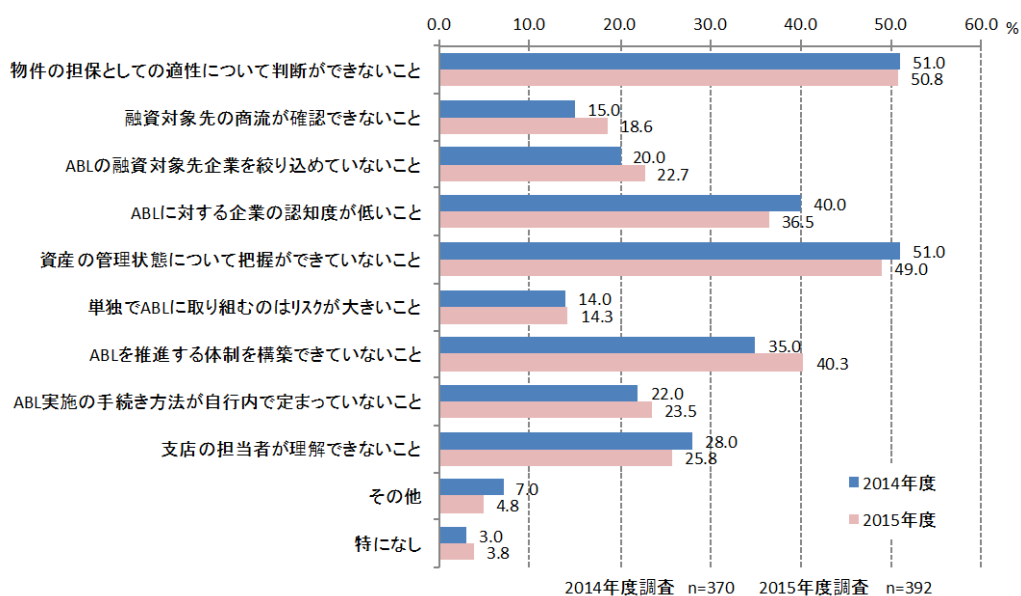


図40. ABL案件発掘時の課題

表5. ABL案件発掘時の課題（業態別）

|                           | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|---------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 物件の担保としての適性について判断ができないこと  | 0.0          | 25    | 15     | 113            | 37    | 3           | 6          | 0.0   |
| 融資対象先の商流が確認できないこと         | 0.0          | 3     | 5      | 46             | 12    | 0.0         | 5          | 2     |
| ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと    | 0.0          | 13    | 8      | 55             | 12    | 1           | 0.0        | 0.0   |
| ABLに対する企業の認知度が低いこと        | 1            | 25    | 16     | 68             | 25    | 1           | 3          | 4     |
| 資産の管理状態について把握ができていないこと    | 2            | 19    | 16     | 104            | 37    | 2           | 10         | 2     |
| 単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと    | 0.0          | 3     | 3      | 34             | 14    | 0.0         | 9.1        | 0.0   |
| ABLを推進する体制を構築できていないこと     | 0.0          | 10    | 9      | 98             | 34    | 0.0         | 31.8       | 0.0   |
| ABL実施の手続き方法が自行内で定まっていないこと | 0.0          | 2     | 4      | 58             | 23    | 0.0         | 5          | 0.0   |
| 支店の担当者が理解できないこと           | 0.0          | 15    | 9      | 63             | 13    | 0.0         | 4.5        | 0.0   |
| その他                       | 1            | 5     | 2      | 6              | 2     | 1           | 2          | 0.0   |
| 特になし                      | 25.0         | 9.8   | 6.3    | 2.9            | 2.9   | 20.0        | 9.1        | 0.0   |
| 回答機関数合計                   | 4            | 51    | 32     | 208            | 68    | 5           | 22         | 4     |
|                           | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |



## Q24. 担保価値評価時の課題

担保価値評価時の課題（n=391）（複数回答）については、「自行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと」（71.1%）、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」（40.7%）「外部評価会社の依頼費用が高いこと」（39.6%）が上位に挙げられている。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫で「自行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」を挙げる比率が高くなっている。

また、「外部評価会社の評価費用が高いこと」を課題に挙げる割合が都市銀行や地方銀行で高い一方、信用金庫・信金中央金庫、信用組合では30%程度とそれほど高くないという結果がでている。このことから、小規模な金融機関ほど、ABL取組み時に取引先から受領する金利・手数料に占める評価費用の割合が小さくなっていると推測される。

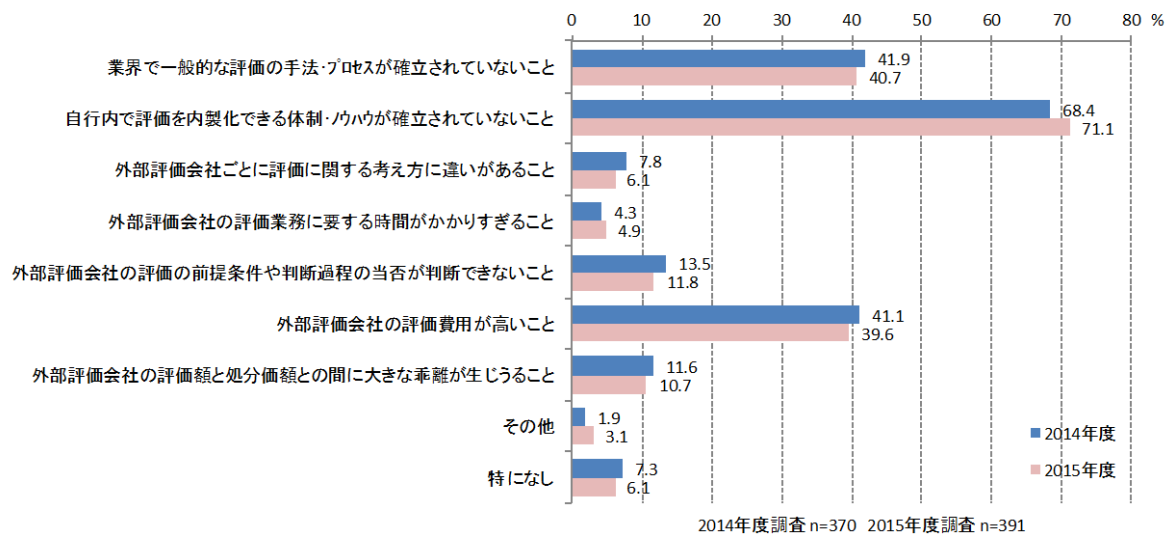


図41. 担保価値評価時の課題

表6. 担保評価時の課題（業態別）

|                                 | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|---------------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと    | 00           | 21    | 11     | 91             | 25    | 4           | 7          | 00    |
| 自行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと | 00           | 33    | 22     | 161            | 48    | 1           | 11         | 2     |
| 外部評価会社ごとに評価に関する考え方に違いがあること      | 00           | 8     | 2      | 11             | 2     | 00          | 1          | 00    |
| 外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること      | 00           | 3     | 2      | 7              | 5     | 1           | 00         | 1     |
| 外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと | 00           | 9     | 4      | 24             | 9     | 00          | 00         | 00    |
| 外部評価会社の評価費用が高いこと                | 4            | 35    | 19     | 74             | 17    | 2           | 2          | 2     |
| 外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じること  | 2            | 8     | 6      | 19             | 4     | 00          | 3          | 00    |
| その他                             | 00           | 00    | 3.1    | 2.9            | 2.9   | 00          | 9.1        | 25.0  |
| 特になし                            | 00           | 1     | 10     | 7              | 5     | 00          | 22.7       | 25.0  |
| 回答機関数                           | 4            | 51    | 32     | 208            | 68    | 5           | 22         | 4     |
|                                 | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

## Q25. 担保設定時の課題

担保設定時の課題（n=384）（複数回答）について、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」（44.0%）となっており、4割以上の機関が昨年度（2014年度）に引き続き課題と感じている。次に多いのが同率で「債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと」（29.4%）。「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」（29.4%）となった。昨年度（2014年度）調査結果と比べて大きな変化は見られなかった。業態別では、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」の項目で地方銀行、第二地方銀行において課題として挙げる比率がやや高くなっている。ABLの認知度向上に加えて、金融機関においても、取引先に対してABLに対する理解を深める活動が引き続き必要と考えられる。

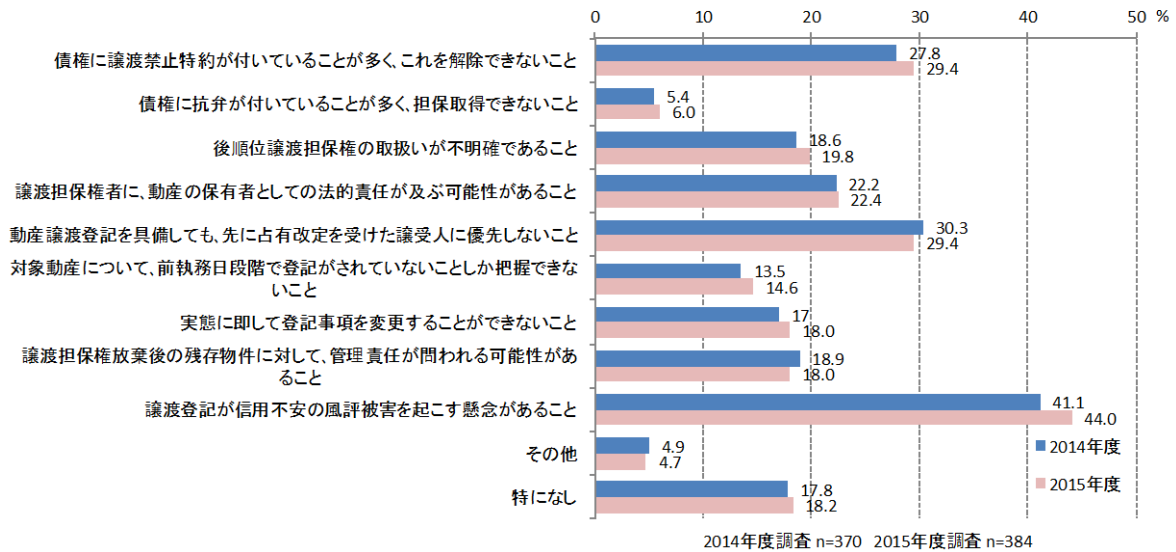


図42. 担保設定時の課題

表7. 担保設定時の課題（業態別）

|                                       | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 農業系<br>金融機関 | その他   |
|---------------------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|-------------|-------|
| 債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと      | 4            | 22    | 13     | 56             | 11    |             | 4           | 3     |
|                                       | 100.0        | 43.1  | 40.6   | 26.9           | 16.2  | 0.0         | 18.2        | 75.0  |
| 債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと           |              | 3     | 2      | 13             | 3     |             | 2           |       |
|                                       | 0.0          | 5.9   | 6.3    | 6.3            | 4.4   | 0.0         | 9.1         | 0.0   |
| 後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること                 | 1            | 15    | 8      | 29             | 16    | 3           | 3           | 1     |
|                                       | 25.0         | 29.4  | 25.0   | 13.9           | 23.5  | 60.0        | 13.6        | 25.0  |
| 譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること     | 1            | 17    | 9      | 39             | 14    | 1           | 5           |       |
|                                       | 25.0         | 33.3  | 28.1   | 18.8           | 20.6  | 20.0        | 22.7        | 0.0   |
| 動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと    | 3            | 16    | 11     | 63             | 15    | 1           | 4           |       |
|                                       | 75.0         | 31.4  | 34.4   | 30.3           | 22.1  | 20.0        | 18.2        | 0.0   |
| 対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと | 1            | 11    | 9      | 26             | 5     | 1           | 3           |       |
|                                       | 25.0         | 21.6  | 28.1   | 12.5           | 7.4   | 20.0        | 13.6        | 0.0   |
| 実態に即して登記事項を変更することができないこと              | 2            | 19    | 11     | 25             | 9     | 2           | 1           |       |
|                                       | 50.0         | 37.3  | 34.4   | 12.0           | 13.2  | 40.0        | 4.5         | 0.0   |
| 譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること   | 1            | 11    | 6      | 33             | 11    | 3           | 4           |       |
|                                       | 25.0         | 21.6  | 18.8   | 15.9           | 16.2  | 60.0        | 18.2        | 0.0   |
| 譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること             | 2            | 36    | 19     | 87             | 15    | 1           | 6           | 3     |
|                                       | 50.0         | 70.6  | 59.4   | 41.8           | 22.1  | 20.0        | 27.3        | 75.0  |
| その他                                   |              | 2     | 1      | 12             | 3     |             |             |       |
|                                       | 0.0          | 3.9   | 3.1    | 5.8            | 4.4   | 0.0         | 0.0         | 0.0   |
| 特になし                                  |              | 2     | 2      | 41             | 18    |             | 7           |       |
|                                       | 0.0          | 3.9   | 6.3    | 19.7           | 26.5  | 0.0         | 31.8        | 0.0   |
| 回答機関数                                 | 4            | 51    | 32     | 208            | 68    | 5           | 22          | 4     |
|                                       | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0       | 100.0 |

## Q26. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、困難な項目（n=390）（複数回答）については、「動産につき適切な換価手段を確保すること」（64.4%）が最も多く挙げられており、「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」（51.5%）、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること」（41.5%）となり動産に関する課題が債権よりも上位となっている。昨年度（2014年度）調査結果と比較しても大きな変動は見られなかった。

業態別では、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が、信用組合でやや低い比率となった。

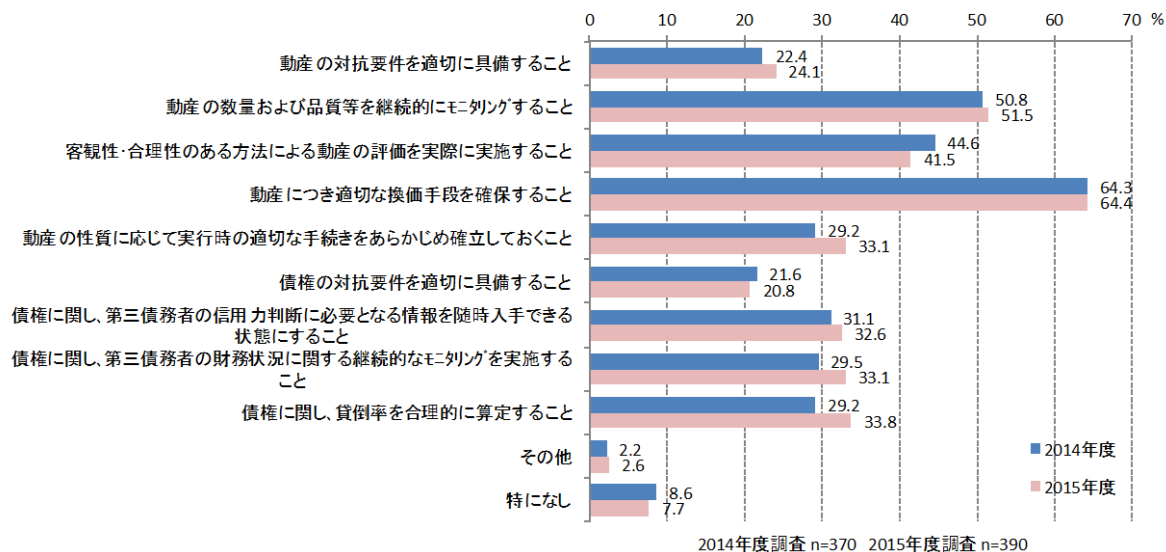


図43. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

表8. 「一般担保として取り扱う」要件としての課題（業態別）

|  | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|--|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 動産の対抗要件を適切に具備すること                      | 1            | 6     | 5      | 54             | 20    | 2           | 6          |       |
|  | 25.0         | 12.0  | 15.6   | 26.2           | 29.4  | 40.0        | 28.6       | 0.0   |
| 動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること             | 1            | 21    | 17     | 113            | 35    | 3           | 11         |       |
|  | 25.0         | 42.0  | 53.1   | 54.9           | 51.5  | 60.0        | 52.4       | 0.0   |
| 客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること         | 1            | 21    | 8      | 100            | 22    | 1           | 9          |       |
|  | 25.0         | 42.0  | 25.0   | 48.5           | 32.4  | 20.0        | 42.9       | 0.0   |
| 動産につき適切な換価手段を確保すること                    | 2            | 40    | 25     | 139            | 28    | 4           | 12         | 1     |
|  | 50.0         | 80.0  | 78.1   | 67.5           | 41.2  | 80.0        | 57.1       | 25.0  |
| 動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと      | 2            | 25    | 13     | 65             | 15    | 2           | 6          | 1     |
|  | 50.0         | 50.0  | 40.6   | 31.6           | 22.1  | 40.0        | 28.6       | 25.0  |
| 債権の対抗要件を適切に具備すること                      | 1            | 5     | 4      | 49             | 18    | 1           | 3          |       |
|  | 25.0         | 10.0  | 12.5   | 23.8           | 26.5  | 20.0        | 14.3       | 0.0   |
| 債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要な情報を随時入手できる状態にすること |              | 20    | 14     | 67             | 18    | 1           | 7          |       |
|  | 0.0          | 40.0  | 43.8   | 32.5           | 26.5  | 20.0        | 33.3       | 0.0   |
| 債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること  |              | 20    | 12     | 71             | 20    |             | 6          |       |
|  | 0.0          | 40.0  | 37.5   | 34.5           | 29.4  | 0.0         | 28.6       | 0.0   |
| 債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること                   | 1            | 27    | 13     | 67             | 15    | 1           | 8          |       |
|  | 25.0         | 54.0  | 40.6   | 32.5           | 22.1  | 20.0        | 38.1       | 0.0   |
| その他                                    |              | 1     | 1      | 6              | 2     |             |            |       |
|  | 0.0          | 2.0   | 3.1    | 2.9            | 2.9   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 特になし                                   |              | 1     | 1      | 11             | 11    | 1           | 2          | 3     |
|  | 0.0          | 2.0   | 3.1    | 5.3            | 16.2  | 20.0        | 9.5        | 75.0  |
| 回答機関数                                  | 4            | 50    | 32     | 206            | 68    | 5           | 21         | 4     |
|  | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

## Q27. ABLの管理・モニタリングに関する課題

ABLの管理・モニタリングに関する課題について、【動産担保】、【債権担保】ともに「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」(59.0%、51.4%)が最も多く挙げられた。次いで、「モニタリングの業務負荷が大きいこと」(46.9%、39.7%)、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」(43.8%、39.7%)が挙げられている。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫において「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」を、管理・モニタリングの課題点として挙げる比率が高かった。

### 【動産担保 Q27-1】

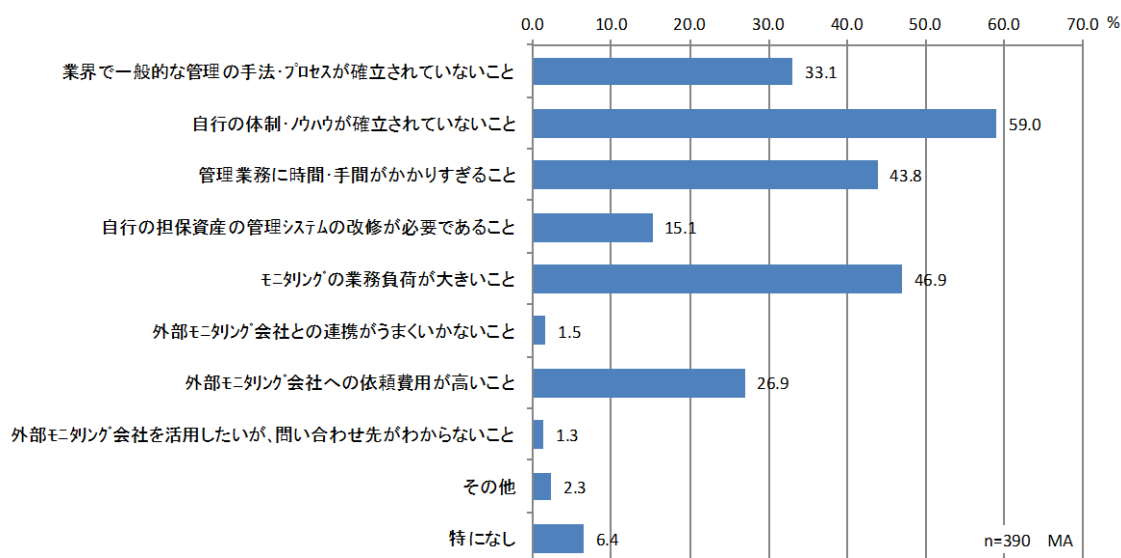


図44. ABLの管理・モニタリングに関する課題【動産担保】

表9. ABLの管理・モニタリングに関する課題【動産担保】（業態別）

|                                  | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行        | 第二地方銀行      | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合        | 政府系<br>金融機関 | 農業系統<br>金融機関 | その他        |
|----------------------------------|--------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     | 1<br>25.0    | 17<br>33.3  | 12<br>37.5  | 69<br>33.3     | 22<br>32.8  | 2<br>40.0   | 6<br>28.6    | 0.0        |
| 自行の体制・ノウハウが確立されていないこと            | 1<br>25.0    | 22<br>43.1  | 15<br>46.9  | 143<br>69.1    | 37<br>56.2  | 1<br>20.0   | 11<br>52.4   | 0.0        |
| 管理業務に時間・手間がかかりすぎること              | 4<br>100.0   | 27<br>52.9  | 17<br>53.1  | 89<br>43.0     | 20<br>29.9  | 4<br>80.0   | 9<br>42.9    | 1<br>33.3  |
| 自行の担保資産の管理システムの改修が必要であること        | 0.0<br>0.0   | 7<br>13.7   | 6<br>18.8   | 36<br>17.4     | 9<br>13.4   | 0.0<br>0.0  | 1<br>4.8     | 0.0        |
| モニタリングの業務負荷が大きいこと                | 3<br>75.0    | 28<br>54.9  | 19<br>59.4  | 99<br>47.8     | 25<br>37.3  | 3<br>60.0   | 6<br>28.6    | 0.0        |
| 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         | 0.0<br>0.0   | 0.0<br>0.0  | 1<br>3.1    | 2<br>1.0       | 2<br>3.0    | 0.0<br>0.0  | 1<br>4.8     | 0.0        |
| 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            | 2<br>50.0    | 26<br>51.0  | 13<br>40.6  | 50<br>24.2     | 7<br>10.4   | 2<br>40.0   | 4<br>19.0    | 1<br>33.3  |
| 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと | 0.0<br>0.0   | 0.0<br>0.0  | 0.0<br>0.0  | 4<br>1.9       | 0.0<br>0.0  | 0.0<br>0.0  | 1<br>4.8     | 0.0        |
| その他                              | 1<br>25.0    | 0.0<br>0.0  | 0.0<br>0.0  | 6<br>2.9       | 2<br>3.0    | 0.0<br>0.0  | 0.0<br>0.0   | 0.0        |
| 特になし                             | 0.0<br>0.0   | 1<br>2.0    | 1<br>3.1    | 7<br>3.4       | 10<br>14.9  | 4<br>8.0    | 4<br>19.0    | 2<br>66.7  |
| 回答機関数                            | 4<br>100.0   | 51<br>100.0 | 32<br>100.0 | 207<br>100.0   | 67<br>100.0 | 5<br>100.0  | 21<br>100.0  | 3<br>100.0 |

【債権担保 Q27-2】

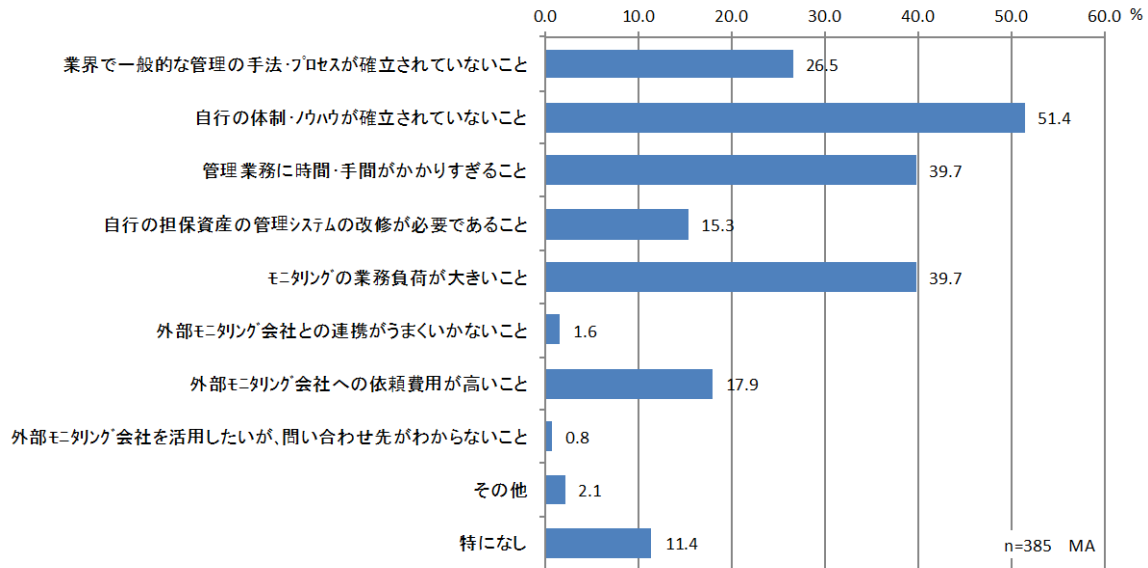


図45. ABLの管理・モニタリングに関する課題【債権担保】

表10. ABLの管理・モニタリングに関する課題【債権担保】（業態別）

|                                  | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|----------------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     | 0.0          | 13    | 9      | 53             | 22    | 2           | 3          | 0.0   |
| 自らの体制・ノウハウが確立されていないこと            | 1            | 21    | 12     | 121            | 30    | 1           | 11         | 1     |
| 管理業務に時間・手間がかかりすぎること              | 3            | 26    | 13     | 74             | 25    | 4           | 6          | 2     |
| 自らの担保資産の管理システムの改修が必要であること        | 0.0          | 5     | 7      | 35             | 11    | 0.0         | 1          | 0.0   |
| モニタリングの業務負荷が大きいこと                | 2            | 26    | 19     | 75             | 21    | 3           | 6          | 1     |
| 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         | 0.0          | 0.0   | 1      | 2              | 2     | 0.0         | 1          | 0.0   |
| 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            | 2            | 11    | 10     | 34             | 6     | 2           | 2          | 2     |
| 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと | 1            | 0.0   | 0.0    | 4              | 2     | 0.0         | 1          | 0.0   |
| その他                              | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 2              | 0.0   | 0.0         | 1          | 0.0   |
| 特になし                             | 0.0          | 5     | 1      | 23             | 8     | 0.0         | 6          | 1     |
| 回答機関数                            | 4            | 51    | 31     | 203            | 67    | 5           | 20         | 4     |
|                                  | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

## Q28. 担保物件の換価処分に関する課題

担保物件の換価処分に関する課題（複数回答）について、昨年度（2014年調査）に続き「処分業務のプロセスが確立されていないこと」（67.7%）が最も多く挙げられており、「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」（52.3%）、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」（44.4%）が続いている。業態別では、「処分業務のプロセスが確立されていないこと」の項目は第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、政府系金融機関でその比率が特に高かった。

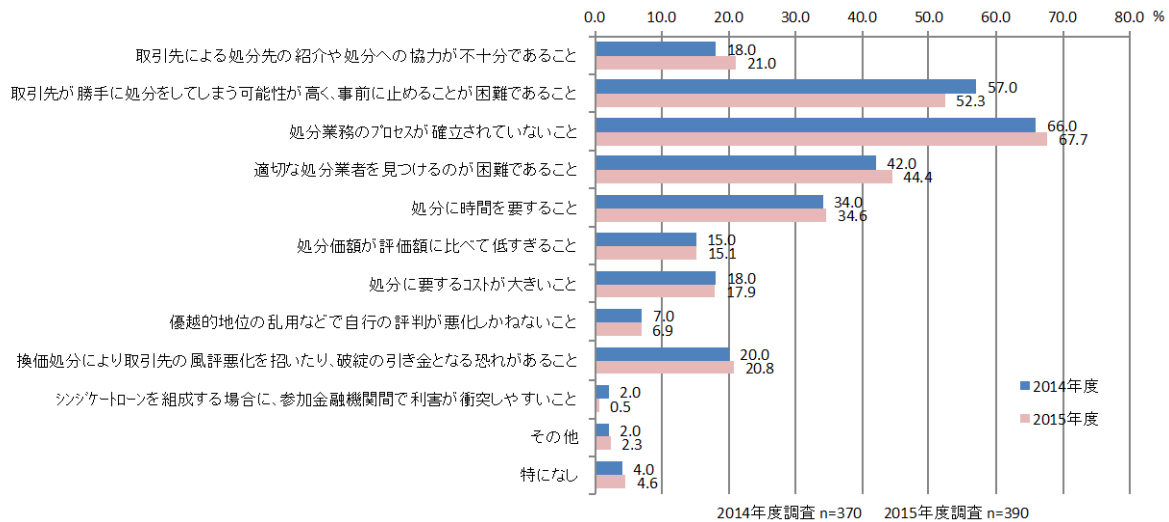


図46. 担保物件の換価処分に関する課題

表11. 担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

| 課題                                     | 都市銀行<br>信託銀行                 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|--|------------------------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
|  | 取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること | 1     | 8      | 9              | 44    | 13          | 2          | 4     |
| 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること | 25.0                         | 16.0  | 28.1   | 21.3           | 19.4  | 40.0        | 19.0       | 25.0  |
| 処分業務のプロセスが確立されていないこと                   | 4                            | 30    | 21     | 106            | 26    | 3           | 12         | 1     |
| 適切な処分業者を見つけるのが困難であること                  | 100.0                        | 60.0  | 65.6   | 50.7           | 41.8  | 60.0        | 57.1       | 25.0  |
| 処分に時間を要すること                            | 1                            | 34    | 23     | 147            | 42    | 4           | 12         | 1     |
| 処分価額が評価額に比べて低すぎる                       | 25.0                         | 68.0  | 71.9   | 71.0           | 62.7  | 80.0        | 57.1       | 25.0  |
| 処分に要するコストが大きいこと                        | 0.0                          | 31    | 20     | 88             | 21    | 4           | 9          | 0.0   |
| 優越的地位の乱用などで自行の評判が悪化しかねないこと             | 2                            | 25    | 10     | 64             | 21    | 2           | 10         | 1     |
| 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること  | 50.0                         | 50.0  | 31.3   | 30.9           | 31.3  | 40.0        | 47.6       | 25.0  |
| シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと  | 2                            | 10    | 9      | 25             | 8     |             | 4          | 1     |
| その他                                    | 50.0                         | 20.0  | 28.1   | 12.1           | 11.9  | 0.0         | 19.0       | 25.0  |
| 特になし                                   | 3                            | 13    | 2      | 37             | 9     | 2           | 4          | 0.0   |
| 回答機関数                                  | 75.0                         | 26.0  | 6.3    | 17.9           | 13.4  | 40.0        | 19.0       | 0.0   |
| 取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること           | 1                            | 5     | 4      | 12             | 1     | 2           | 2          | 0.0   |
| 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること | 25.0                         | 10.0  | 12.5   | 5.6            | 1.5   | 40.0        | 9.5        | 0.0   |
| 処分業務のプロセスが確立されていないこと                   | 2                            | 23    | 6      | 35             | 8     | 2           | 3          | 2     |
| 適切な処分業者を見つけるのが困難であること                  | 50.0                         | 46.0  | 18.8   | 16.9           | 11.9  | 40.0        | 14.3       | 50.0  |
| 処分に時間を要すること                            | 0.0                          | 0.0   | 0.0    | 0.5            | 1.5   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 処分価額が評価額に比べて低すぎる                       |                              |       | 2      | 6              | 1     |             |            |       |
| 処分に要するコストが大きいこと                        | 0.0                          | 0.0   | 6.3    | 2.9            | 1.5   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 優越的地位の乱用などで自行の評判が悪化しかねないこと             | 0.0                          | 0.0   | 0.0    | 0.5            | 1.5   | 0.0         | 0.0        | 0.0   |
| 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること  | 0.0                          | 2.0   | 0.0    | 3.9            | 11.9  | 0.0         | 4.8        | 0.0   |
| シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと  | 4                            | 50    | 32     | 207            | 67    | 5           | 21         | 4     |
| その他                                    | 100.0                        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |
| 特になし                                   | 0.0                          | 1     |        | 8              | 8     |             | 1          | 0.0   |

### Q29. 譲渡担保権を実行した割合

ABL 融資実行案件のうち、実際に譲渡担保権を実行した割合 (n=358) (複数回答) については、「実施したことがない」と回答した機関の割合は8割を超えていた。このことは、ABL 融資に取り組んでいるものの、実際の換価処分を経験した金融機関は一部に限られていることを示しており、今後、処分を実施することを想定した体制の構築等が必要と考えられる。

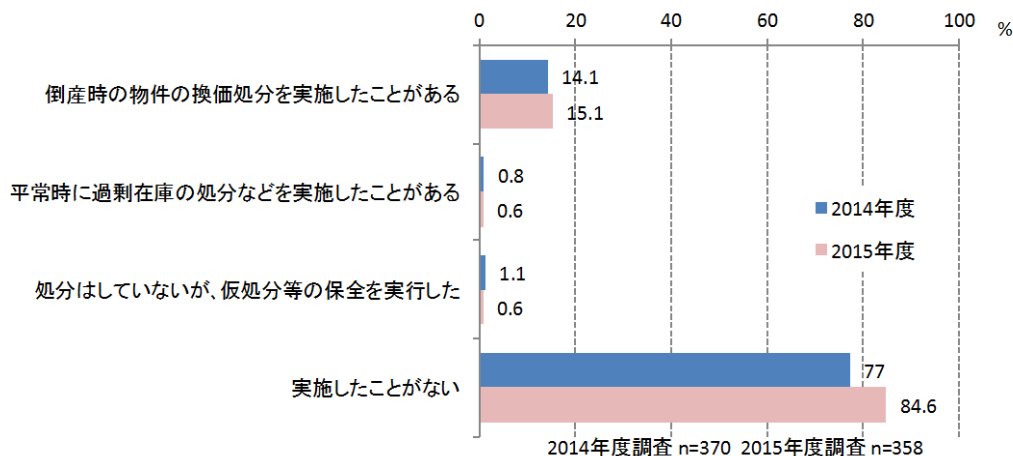


図47. 譲渡担保権を実行した割合

### Q30. 譲渡担保権を実行した結果

Q29 の譲渡担保権を実行した案件で、保全を行った割合 (n=55:Q29 で「倒産時の物件の換価処分を実施したことがある」、「平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある」「処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した」と回答した機関のみが回答) (複数回答) については、「特段問題無く実行できた」との回答が 54.5%と最も高くなった。その他の回答については、「破産管財人との協議等に時間を要した」「保存状態が悪く商品の劣化が目立ち、低価格での処分となった」との回答が見られた。

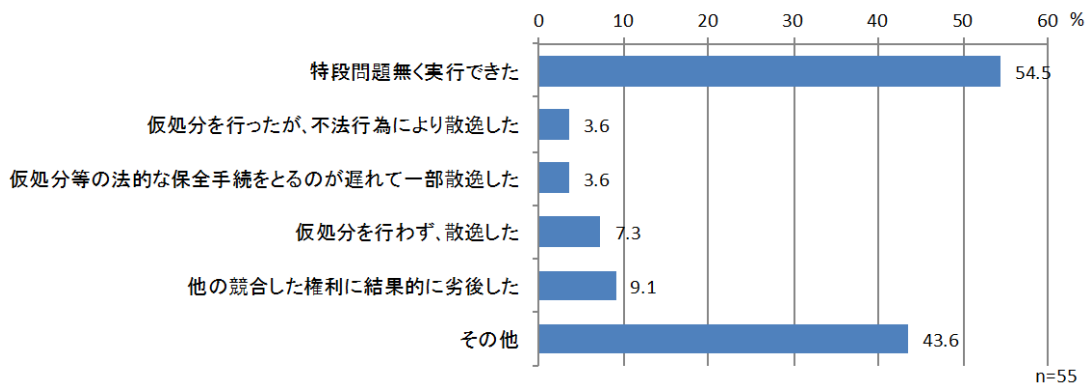


図48. 譲渡担保権を実行した案件で保全を行った割合

### Q31. 劣後が問題となった他の権利

Q30 で保全を行った案件中、劣後が問題となった割合（n=5:Q30 で「他の競合した権利（動産先取特権等）に結果的に劣後した」と回答した機関のみが回答）（複数回答）について、「商事留置権」（60%）が最も多く、「譲渡担保権設定者（債務者）から対象資産の譲渡を受けた第三者」（40%）が続いている。

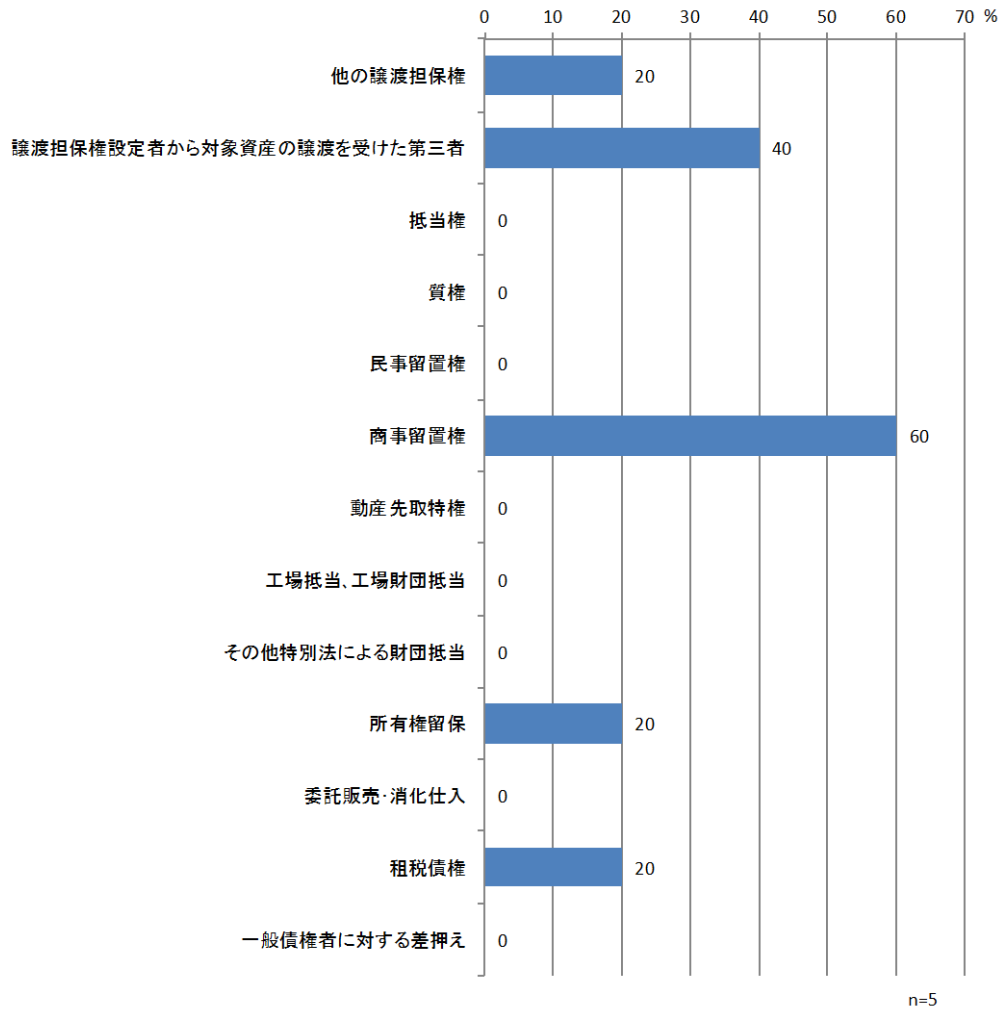


図49. 劣後が問題となった割合



### Q32. 電子記録債権を担保とする融資の課題

電子記録債権を担保とする際の課題について（n=388）（複数回答）、「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」（57.2%）が最も多く挙げられ、「社内の体制、ノウハウが確立されていないこと」（45.1%）が続いている。特に「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」という回答は昨年度調査に比べ6ポイント近く上昇しており、一方で「社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと」との回答は5ポイント減少している。システムの対応が進みつつも、利用企業が少ないことに関して課題に感じている機関が多くなっている。

なお、「特になし」と回答した機関は10.3%で、課題を感じている機関が依然大部分を占めており、業態別では、地方銀行、信用組合において、「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」を挙げている比率が高い。

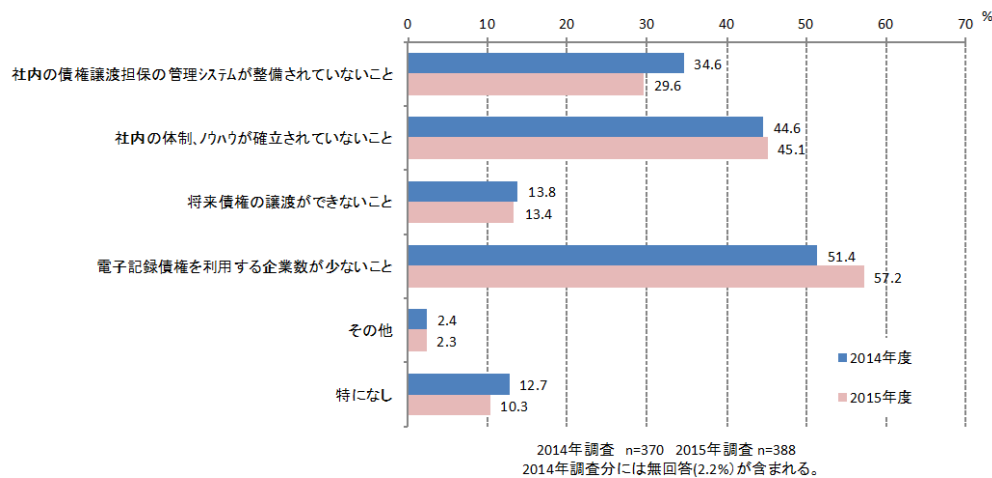


図50. 電子記録債権を担保とする融資の課題

表12. 電子記録債権を担保とする融資の課題（業態別）

|                             | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 政府系<br>金融機関 | 系統<br>金融機関 | その他   |
|-----------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|-------------|------------|-------|
| 社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと | 1            | 16    | 10     | 55             | 19    | 1           | 12         | 1     |
| 社内の体制、ノウハウが確立されていないこと       | 25.0         | 31.4  | 31.3   | 26.7           | 29.2  | 20.0        | 57.1       | 25.0  |
| 将来債権の譲渡ができないこと              | 2            | 17    | 5      | 22             | 3     | 2           |            | 1     |
| 電子記録債権を利用する企業数が少ないこと        | 2            | 33    | 15.6   | 10.7           | 4.6   | 40.0        | 0.0        | 25.0  |
| その他                         | 0.0          | 0.0   | 0.0    | 1.9            | 3.1   | 40.0        | 4.8        | 0.0   |
| 特になし                        | 0.0          | 4     | 1      | 24             | 6     |             | 4          | 1     |
| 回答機関数                       | 4            | 51    | 32     | 206            | 65    | 5           | 21         | 4     |
|                             | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0       | 100.0      | 100.0 |

### Q33. 電子記録債権普及のための課題

電子記録債権を普及させるための課題（n=219：電子記録債権を利用する企業が少なくと回答した企業のみ回答）（複数回答）について、「利用方法や利便性の十分な告知」（67.6%）が最も多く挙げられ、「対象企業への導入支援」（47.5%）、「インターネットバンキングの利用促進」（37.4%）が続く。

業態別では、信用組合で「利用方法や利便性の十分な告知」が必要であると回答している比率が高くなっている。

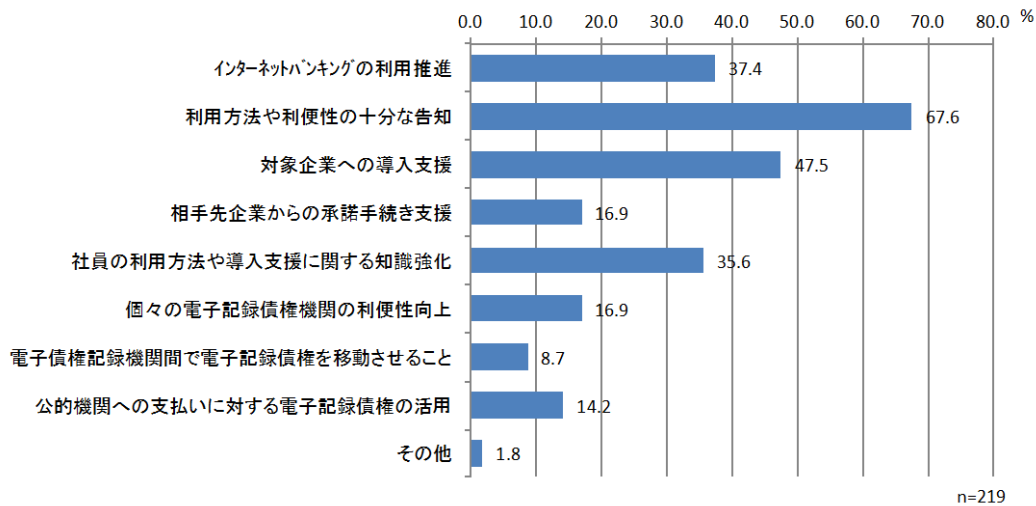


図51. 電子記録債権普及のための課題

表13. 電子記録債権普及のための課題（業態別）

|                          | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行  | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合  | 系統<br>金融機関 | その他   |
|--------------------------|--------------|-------|--------|----------------|-------|------------|-------|
| インターネットバンキングの利用促進        | 1            | 8     | 7      | 41             | 23    | 1          | 1     |
|                          | 50.0         | 25.0  | 43.8   | 35.7           | 50.0  | 25.0       | 25.0  |
| 利用方法や利便性の十分な告知           | 1            | 19    | 11     | 81             | 34    | 1          | 1     |
|                          | 50.0         | 59.4  | 68.8   | 70.4           | 73.9  | 25.0       | 25.0  |
| 対象企業への導入支援               | 2            | 21    | 10     | 50             | 18    | 2          | 1     |
|                          | 100.0        | 65.6  | 62.5   | 43.5           | 39.1  | 50.0       | 25.0  |
| 相手先企業からの承諾手続き支援          |              | 9     | 5      | 17             | 4     |            | 2     |
|                          | 0.0          | 28.1  | 31.3   | 14.8           | 8.7   | 0.0        | 50.0  |
| 社員の利用方法や導入支援に関する知識強化     |              | 11    | 5      | 41             | 17    | 4          |       |
|                          | 0.0          | 34.4  | 31.3   | 35.7           | 37.0  | 100.0      | 0.0   |
| 個々の電子記録債権機関の利便性向上        |              | 7     | 4      | 22             | 1     | 1          | 1     |
|                          | 0.0          | 21.9  | 25.0   | 19.1           | 2.2   | 25.0       | 25.0  |
| 電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること | 1            | 4     | 3      | 7              | 2     | 1          |       |
|                          | 50.0         | 12.5  | 18.8   | 6.1            | 4.3   | 25.0       | 0.0   |
| 公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用   |              | 6     | 6      | 16             | 2     |            |       |
|                          | 0.0          | 18.8  | 37.5   | 13.9           | 4.3   | 0.0        | 0.0   |
| その他                      | 1            | 1     |        | 1              | 1     |            |       |
|                          | 50.0         | 3.1   | 0.0    | 0.9            | 2.2   | 0.0        | 0.0   |
| 回答機関数                    | 2            | 32    | 16     | 115            | 46    | 4          | 4     |
|                          | 100.0        | 100.0 | 100.0  | 100.0          | 100.0 | 100.0      | 100.0 |

### Q34. ABL 実施による顧客とのコミュニケーションの変化

ABL の実施を通じた顧客とのコミュニケーション変化（複数回答）については、「顧客とのコミュニケーション頻度が増加した」（36.7%）、「顧客とのコミュニケーション内容（取扱商品、ビジネスモデル、在庫の状況について）が深化した」（36.5%）と感じている機関が存在する。なお、昨年度（2014年度）調査の結果と比較を行ったが、下記の通り大きな変化は見られなかった。

業態別では、ABL の実施率が高い業態では顧客とのコミュニケーションについて増加・深化したと回答する割合が比較的高い様子が見て取れる。なお、昨年度（2014年度）調査の結果と比較を行ったところ「顧客とのコミュニケーション頻度が増加した」が、地方銀行、第二地方銀行で昨年度よりその比率が増加している。

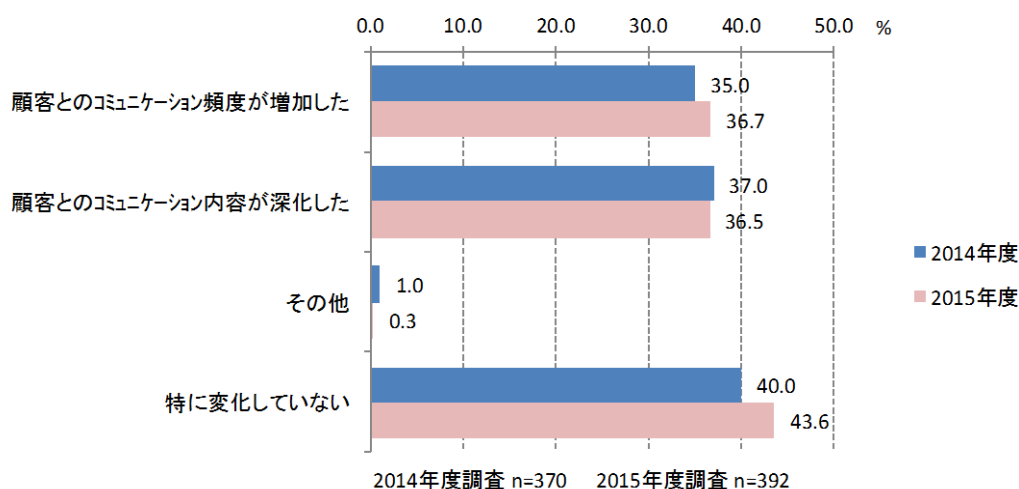


図52. ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化

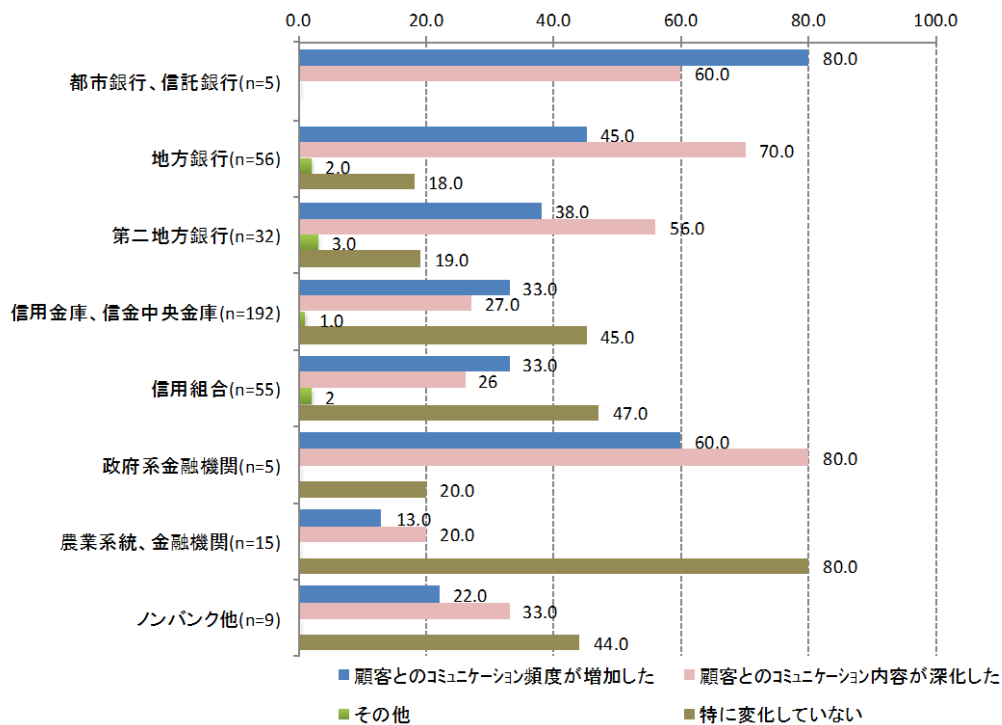


図53. ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化（業態別）2014年度

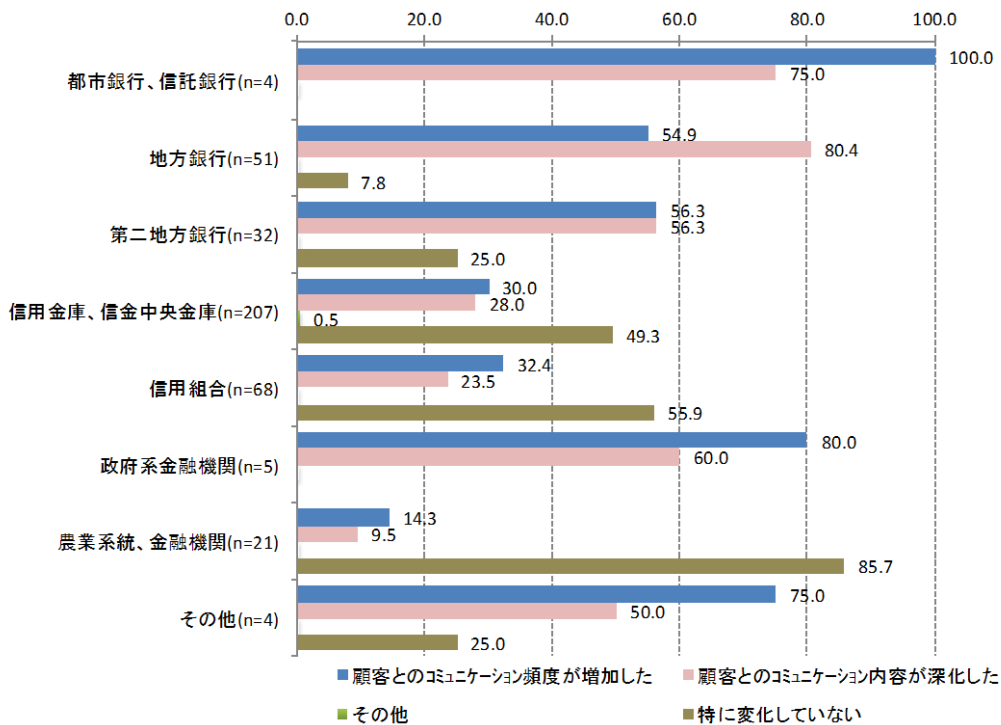


図54. ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化（業態別）2015年度

### Q35. ABL 実施により得られたメリット

ABLに取り組んだ結果、得られたメリット（複数回答）については、「与信額が増加した」（39.4%）が最も多くなった。次いで、「顧客の経営状態が把握し易くなった」（35.5%）、「従来の審査では与信が難しい企業に融資できた」（33.0%）の順となっている。

業態別では、「与信額が増加した」の項目において地方銀行および政府系金融機関が他の業態に比較して多くなっている。

なお、「経営者保証に関するガイドラインの趣旨に沿った対応が行えた」の項目は2015年度分から新たに加わった新設項目である。割合は6.1%と小さいが、ABLを活用することで経営社保証を免除する対応が行われている点は注目すべきと考える。

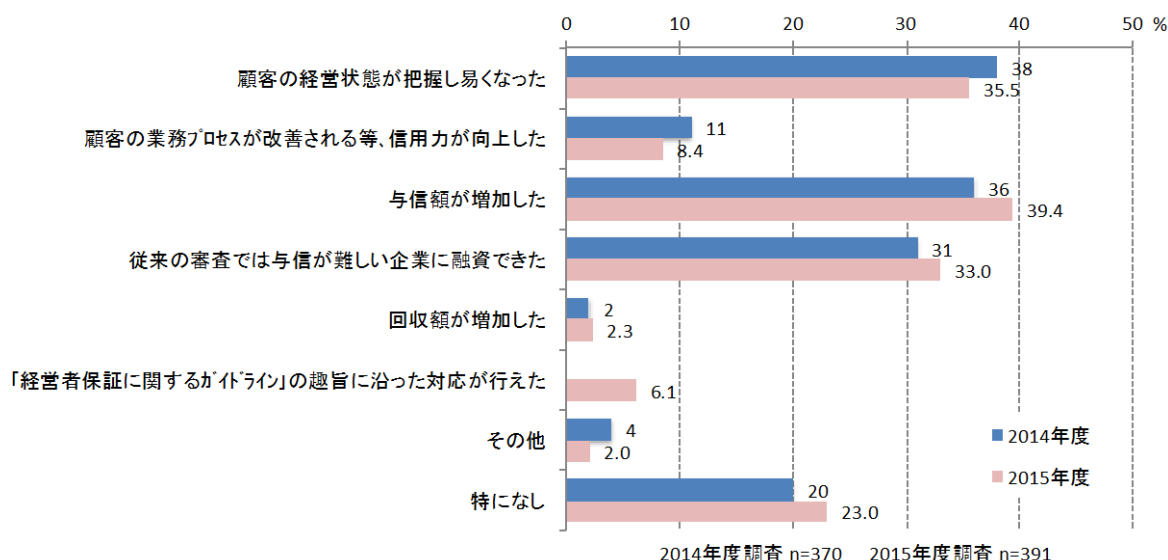


図55. ABL実施により得られたメリット

表14. ABL実施により得られたメリット（業態別）

【2014 年度】

|                           | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合 | 政府系<br>金融機関 | 農業系統<br>金融機関 | その他  |
|---------------------------|--------------|------|--------|----------------|------|-------------|--------------|------|
| 顧客の経営状態が把握し易くなった          | 100.0        | 64.0 | 47.0   | 30.0           | 29.0 | 60.0        | 20.0         | 22.0 |
| 顧客の業務プロセスが改善される等、信用力が向上した | 40.0         | 23.0 | 16.0   | 7.0            | 7.0  | 40.0        | 13.0         | 0.0  |
| 与信額が増加した                  | 20.0         | 39.0 | 28.0   | 37.0           | 42.0 | 40.0        | 27.0         | 11.0 |
| 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた     | 60.0         | 38.0 | 47.0   | 24.0           | 33.0 | 20.0        | 27.0         | 56.0 |
| 回収額が増加した                  | 20.0         | 7.0  | 3.0    | 1.0            | 0.0  | 0.0         | 0.0          | 0.0  |
| その他                       | 0.0          | 4.0  | 3.0    | 4.0            | 4.0  | 0.0         | 7.0          | 0.0  |
| 特になし                      | 0.0          | 5.0  | 6.0    | 25.0           | 22.0 | 20.0        | 40.0         | 33.0 |
| 回答機関数                     | 5            | 56   | 32     | 192            | 55   | 5           | 15           | 9    |

【2015 年度】

|                                | 都市銀行<br>信託銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫<br>信金中央金庫 | 信用組合 | 政府系<br>金融機関 | 農業系統<br>金融機関 | その他  |
|--------------------------------|--------------|------|--------|----------------|------|-------------|--------------|------|
| 顧客の経営状態が把握し易くなった               | 100.0        | 78.4 | 45.2   | 25.1           | 29.4 | 60.0        | 14.3         | 75.0 |
| 顧客の業務プロセスが改善される等、信用力が向上した      | 50.0         | 23.5 | 9.7    | 3.9            | 7.4  | 20.0        | 4.8          | 25.0 |
| 与信額が増加した                       | 25.0         | 51.0 | 29.0   | 38.6           | 39.7 | 40.0        | 38.1         | 25.0 |
| 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた          | 75.0         | 35.3 | 32.3   | 31.4           | 35.3 | 20.0        | 28.6         | 50.0 |
| 回収額が増加した                       | 25.0         | 3.9  | 6.5    | 1.4            | 0.0  | 0.0         | 0.0          | 25.0 |
| 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に沿った対応が行えた | 25.0         | 7.8  | 12.9   | 5.8            | 2.9  | 0.0         | 4.8          | 0.0  |
| その他                            | 0.0          | 0.0  | 6.5    | 1.9            | 1.5  | 0.0         | 4.8          | 0.0  |
| 特になし                           | 0.0          | 2.0  | 12.9   | 26.6           | 30.9 | 20.0        | 38.1         | 0.0  |
| 回答機関数                          | 4            | 51   | 31     | 207            | 68   | 5           | 21           | 4    |

### Q36. ABL 実施前と実施後での与信額の増加の程度

ABL 実施前と実施後での与信額の増加の程度については、「5%未満」（42.8%）が昨年度同様最多であった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行において、与信額の増加が「5%未満」の割合が減り、10%～20%の割合が増加している。ABL の実施率が高い業態で与信額が拡大しているものと見られる。

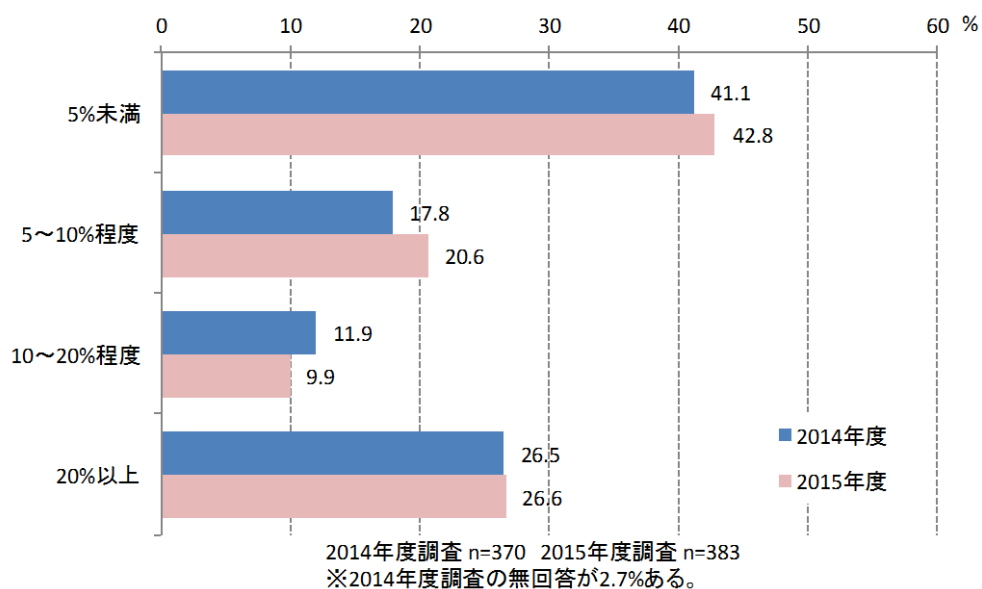


図56. ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度

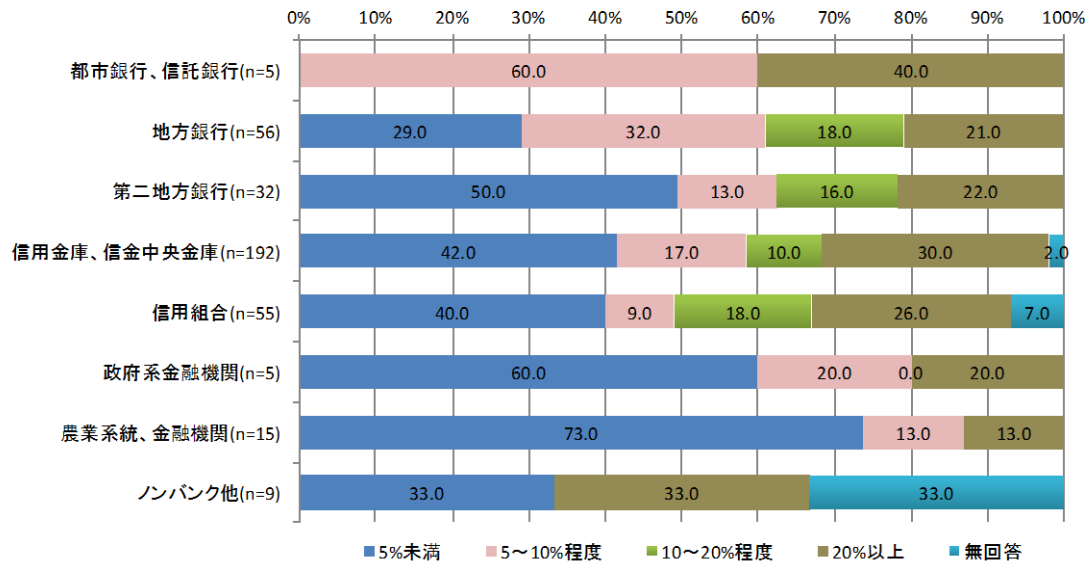


図57. ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度（業態別）2014年度

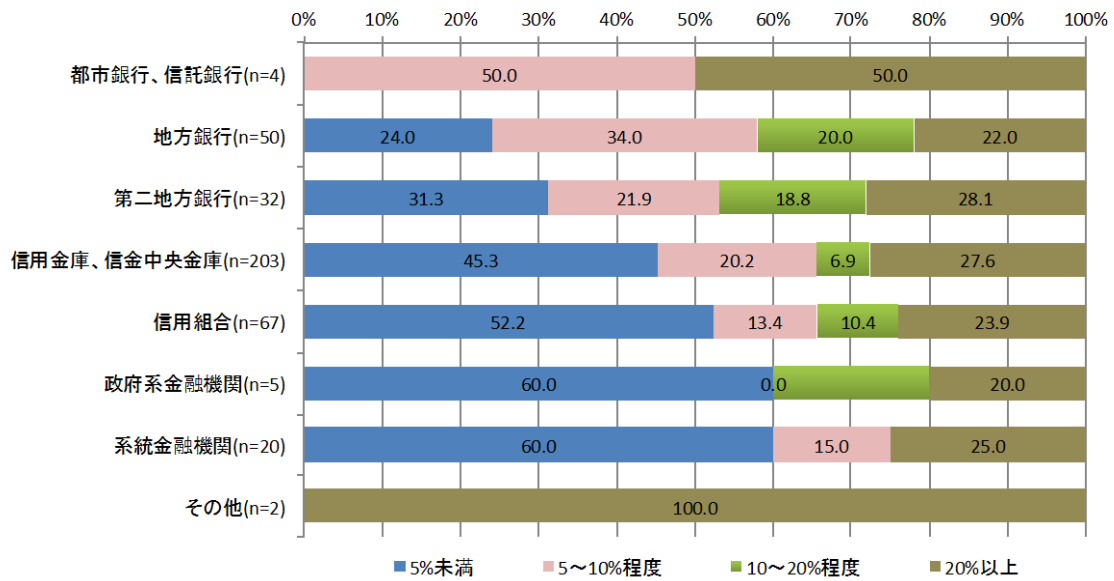


図58. ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度（業態別）2015年度



## (d) ローカルベンチマークについて

### <ローカルベンチマークとは？>

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されています。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）  
 (※2) 4つの視点：①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目



## 財務分析診断結果

### ■財務指標

| 指標             | 算出結果    | 貴社点数 | 業種平均値   | 業種平均点数 |
|----------------|---------|------|---------|--------|
| ①売上増加率         | 1.4%    | 2    | 3.7%    | 3      |
| ②営業利益率         | 1.5%    | 3    | 1.5%    | 3      |
| ③労働生産性         | 446(千円) | 2    | 752(千円) | 3      |
| ④EBITDA有利子負債倍率 | 2.1(倍)  | 5    | 6.4(倍)  | 3      |
| ⑤営業運転資本回転期間    | 1.3(ヶ月) | 3    | 1.2(ヶ月) | 3      |
| ⑥自己資本比率        | 35.4%   | 4    | 26.5%   | 3      |

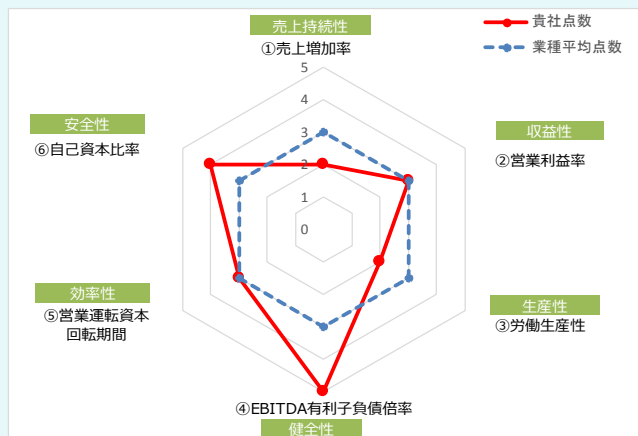
### 総合評価点

19

B

※1各項目の評点および総合評価点は各項目の業種平均値からの乖離を示すものであり、点数の高低が必ずしも企業の評価を示すものではありません。非財務指標も含め、総合的な判断が必要なおことにご留意ください。

※2総合評価点のランクはA：24点以上、B：18点以上24点未満、C：12点以上18点未満、D：12点未満



### ■基本情報

|        |        |
|--------|--------|
| 商号     | 株式会社〇〇 |
| 所在地    | 東京都〇〇  |
| 代表者名   | 〇〇 〇〇  |
| 業種（選択） | 小売業    |

|      |               |
|------|---------------|
| 売上高  | 4,950,128(千円) |
| 営業利益 | 75,819(千円)    |
| 従業員数 | 170(人)        |

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

### Q37. ローカルベンチマークの認知度

ローカルベンチマークの認知度については、約半数以上が「ローカルベンチマークの内容をよく知っている」と回答している。また、「内容をよく知っている」と「聞いたことがある」を合わせて85%を超えており相応の認知度があると言える。

業態別では、地方銀行でローカルベンチマークの認知度が高く「内容をよく知っている」の回答が80%を上回った。一方、商社やリース会社を含むその他では、「ローカルベンチマークという言葉自体初めて聞く」と回答した比率が高かった。

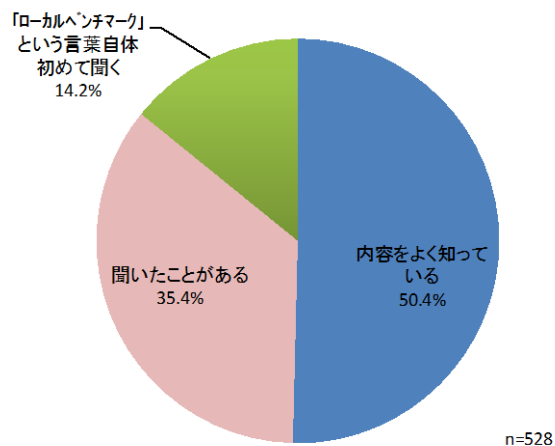


図59. ローカルベンチマークの認知度

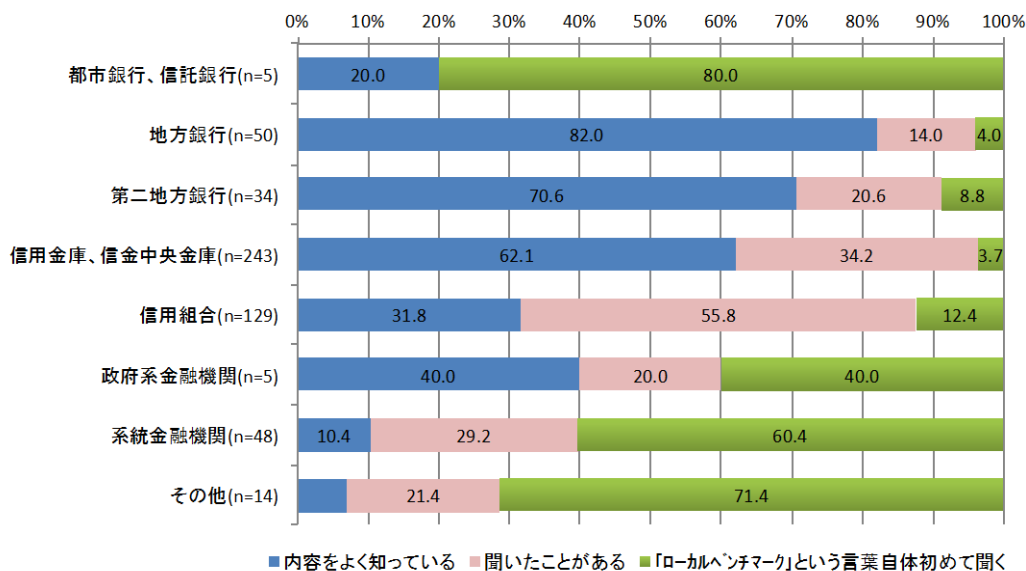


図60. ローカルベンチマークの認知度（業態別）

### Q38. ローカルベンチマークに関する情報の入手先

ローカルベンチマークの情報入手先については（n=452：Q37においてローカルベンチマークの「内容をよく知っている」、「聞いたことがある」と回答した機関）（複数回答）、「業界団体からの情報提供」が52.9%であり、最も多くなった。業界団体における様々な情報媒体にて、ローカルベンチマークの特集等が組み込まれていたものと推察される。また、次いで、「経済産業省の発表」（44.2%）、「経済産業省のセミナーや研修」（41.2%）の順になった。

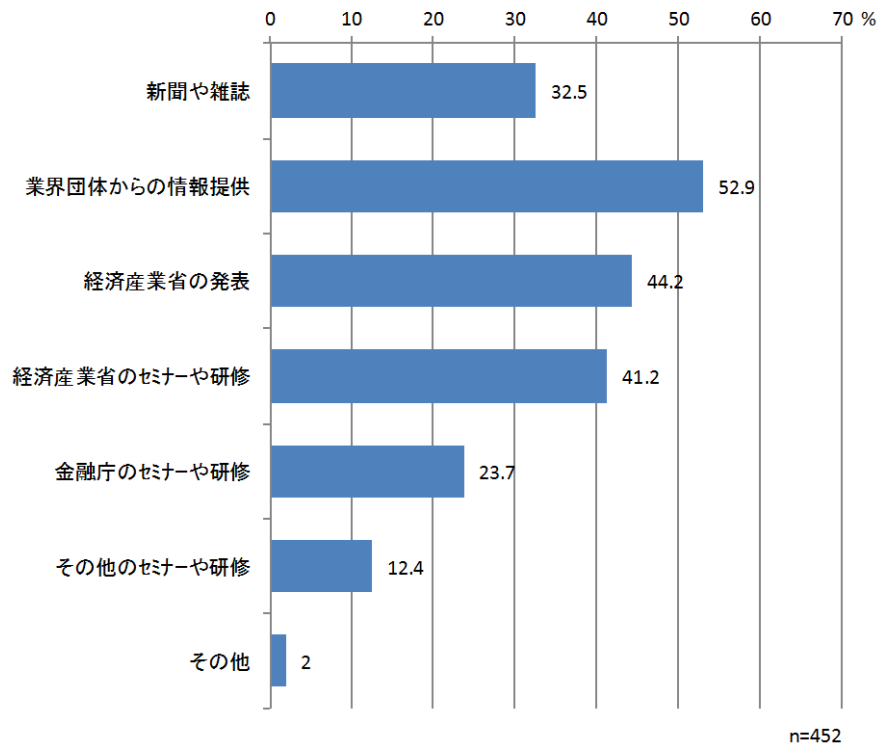


図61. ローカルベンチマークに関する情報の入手先

### Q39. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用状況については（n=451：Q37においてローカルベンチマークの「内容をよく知っている」、「聞いたことがある」と回答した機関）、「活用を検討している」が61.4%であり、最も多くなった。一方、「活用しない」と回答した機関が約4分の1程度あることも分かった。

業態別では、その他を除くと信用金庫・信金中央金庫において「活用している」項目の比率が（17.2%）となり最も高くなった。また、「活用を検討している」の項目では、地方銀行の比率が75.0%で高い比率となっていることが分かる。

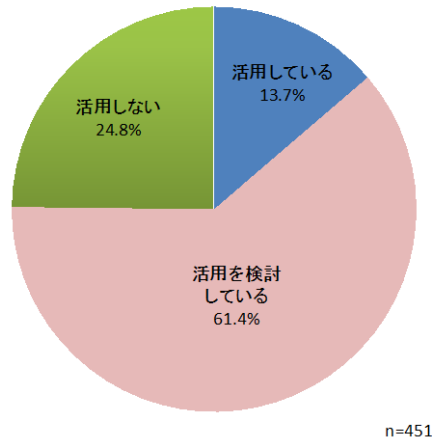


図62. ローカルベンチマークの活用状況

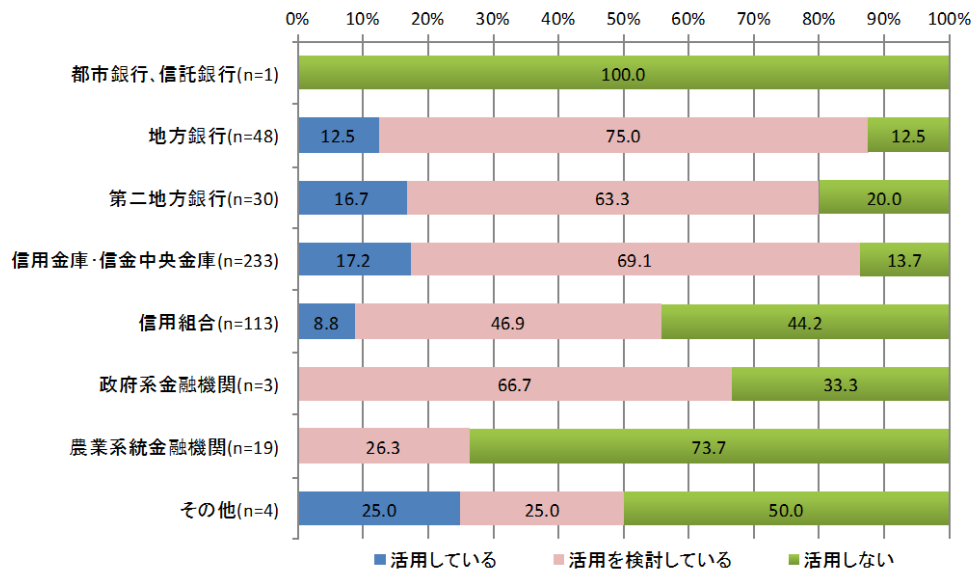


図63. ローカルベンチマークの活用状況（業態別）

#### Q40. ローカルベンチマークの活用目的

ローカルベンチマークの活用目的については（n=339：Q39においてローカルベンチマークを「活用している」、「活用を検討している」と回答した機関（複数回答）、「事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）」が81.7%であり、最も多くなった。次いで、「企業との対話ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）」（68.1%）、「企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）」（46.0%）であった。

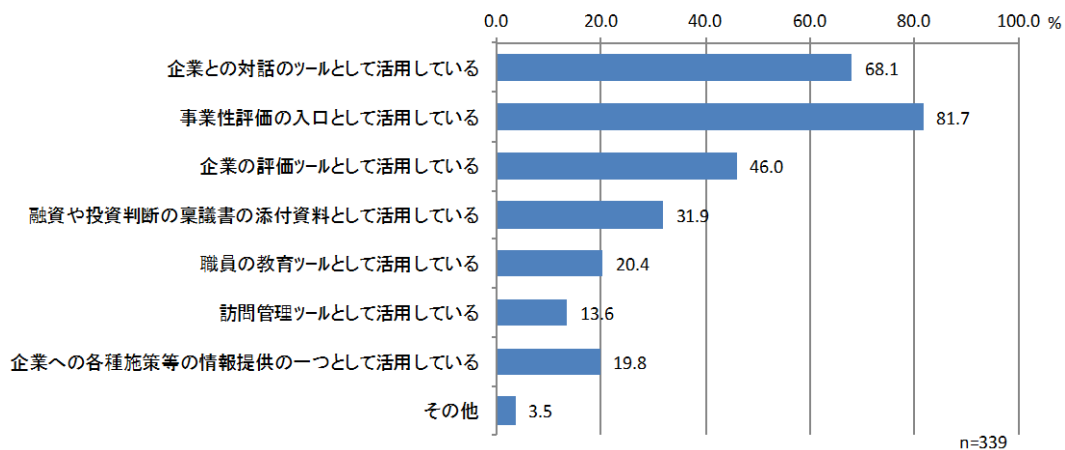


図64. ローカルベンチマークの活用目的

#### Q41. ローカルベンチマークの活用方法

ローカルベンチマークの活用方法については（n=336：Q39においてローカルベンチマークを「活用している」、「活用を検討している」と回答した機関、不明3件除く）（複数回答）、「ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している」が42.0%であり、最も多くなった。次いで、「既存のツールを組み合わせることで独自ツールを開発し活用（を検討）している」が35.7%であった。

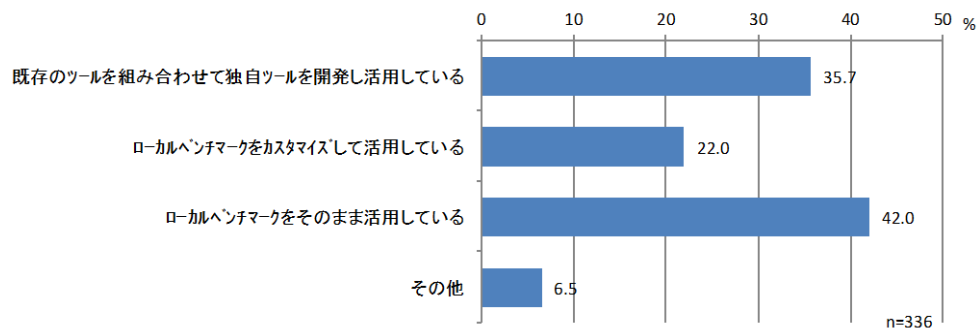


図65. ローカルベンチマークの活用方法

#### Q42. ローカルベンチマークを活用しない理由

ローカルベンチマークを活用しない理由については（n=111：Q39においてローカルベンチマークを「活用しない」と回答した機関、不明1件除く）（複数回答）、「そもそもローカルベンチマークについての理解が進んでいない」（33.3%）が最も多い。このことから、ローカルベンチマークの理解が進んでいないことが同ツールを活用しない一因となっており、引き続き周知等の活動が必要と考えられる。次いで、「既存のツールを活用すれば問題ないため」（28.8%）、「他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため」（26.1%）となった。

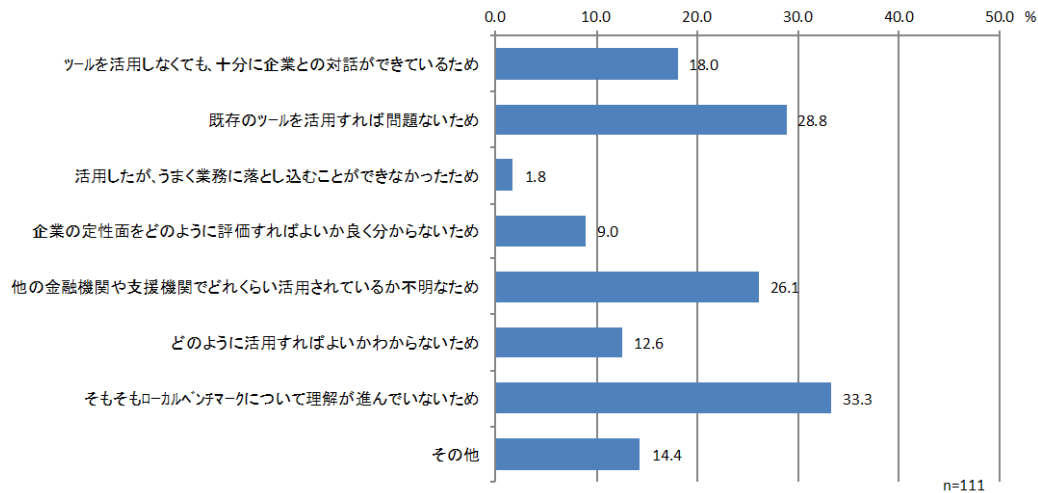


図66. ローカルベンチマークを活用しない理由

### (3) ABLに先進的に取り組む金融機関の紹介

#### (a) 農林中央金庫

##### 1. 金融機関概要

|       |   |
|-------|---|
| 機 関 名 | 農林中央金庫  |
| 所 在 地 | 東京都千代田区有楽町1-13-2DNタワー21                         |
| 分 類   | 系統金融機関  |
| 拠 点 数 | 本店、国内支店19店、分室1か所、営業所17か所、海外支店3か所<br>海外駐在員事務所2か所 |
| 職 員 数 | 3,653人  |

##### 2. ABLへの取り組み状況

農林水産業の協同組織を基盤とする金融機関として、過去より水産・畜産事業者への融資を行う際に、実態把握(モニタリング)の観点から動産担保を取得してきた経緯があり、広義のABLには長年取り組んできている。こういった取組みを通じた系統団体との過去からの信頼関係に加え、業種・業界全体に対する理解が進んでいることが、積極的な取組みを実現している要因と考えている。平成27年度実績は613件・463億となっている。

##### 3. 推進体制

ミドルリスク先の水産・畜産事業者へのABL取組みの際には、必要に応じ、四半期や月次の実績検討会を農林中央金庫、事業者、支援団体(事業者が所属する漁協や開拓農協等)で行うことで、モニタリングと経営改善支援をセットで実施している。このような支援機関とのリレーションや連携の枠組みが構築されていることも、担保価値の維持や評価など金融機関としての限界があるなかで農林中央金庫がミドルリスク先に対する積極的なABL取組みを可能にしている。

##### 4. 推進の秘訣

上述のとおり、水産・畜産事業者に対する農林中央金庫の審査ノウハウに加え、農林水産業の系統金融機関としての業種・業界にかかる幅広い情報が蓄積されている点もABL推進に大きく貢献している。また、支援団体と連携し対応することによって、取引先に対して金融・非金融両面での経営支援も提供できている点も強みとして挙げられる。

##### 5. 成果(効果)

平成26年度実績は607件・499億。平成27年度実績は613件・463億と、安定した融資件数・実行額で推移している。

とりわけ、遠洋まぐろ・かつお漁業者については、農林中央金庫が出漁に必要なエサや燃油購入に係る資金等を先行して融資。漁船が海洋上で漁獲した魚を担保とし、魚の販売先とも連

携のうえ、販売代金の振込指定を受けている。融資サイクルは航海期間に応じて半年～1年超と区々であり、担保を融資後に取得するのでリスクが高いともいえるが、漁船ごとの漁獲量に関する過去のトラックレコード、航海計画、燃油相場等に基づき個別に審査して対応している。

また、これまで ABL を始めとする金融対応を行ってきた遠洋まぐろ漁業者に対する、より踏み込んだ対応として「串木野地域遠洋まぐろプロジェクト」がある。このプロジェクトは、地元の基幹産業を守るための「担い手対策」と「地域振興策」として、地元漁業者の再編を支援団体や自治体等とも連携し、農林中央金庫として初めて直接出資 4 億円を拠出するとともに、長期低利融資 13 億円を実施したものである。このプロジェクトへの金融対応においても漁船個々の特性や収益力を正しく評価し、全体の事業計画を見極めるノウハウがあったからこそ実現したものだと認識している。このスキームが他の漁業者や地域一律に対応可能というわけではないが、漁船ごとの収益性や地域の特性を踏まえたうえで対応方法を工夫し、必要な資金を提供していきたいと考えている。

## 6. 今後の課題

農林水産事業者（特に多様化する農業者）への ABL をどのように拡大させていくかが課題のひとつとして挙げられる。これに対しては、農林中央金庫の強みであるモニタリングを通じた事業者の実態把握を重視しながら、支援団体等との新たな連携策も検討のうえ、事業者のニーズに応じて、より柔軟な対応をしていきたいと考えている。



## (b) 足利銀行

### 1. 金融機関概要

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 機 関 名 | 株式会社足利銀行              |
| 所 在 地 | 栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番 25 号  |
| 分 類   | 地方銀行                  |
| 拠 点 数 | 154 店（本支店 105、出張所 49） |
| 職 員 数 | 2,957 人               |

### 2. ABL への取り組み状況

4 年前から ABL の取り組みを開始している。お客様の課題解決に向けた手法の一つとして ABL に取り組み、事業資産の実態把握をすることで事業性評価にもつながっている。今年度までの ABL 実施件数としては 300 件程度であり、太陽光を除く約 100 件程度が動産評価、売掛債権評価を有効活用した事業性評価融資となっている。ABL はファイナンスではなくソリューションであるという認識のもとに取り組み、実行後の情報開示（コミュニケーション）により信頼関係を構築し業績改善支援につなげている。

### 3. 推進体制

企業の懸念（担保設定への抵抗感・風評被害）、支店の懸念（手間とコストがかかる）、組織の懸念（ABL はリスクが高い）等々、数々の困難があるなかで、行内の体制作りに 1 年半～2 年程度時間をかけた。組織、特にトップの理解が最も重要であり、役員向け、全支店長向けに ABL の取り組みに関する説明会を実施し、「ABL は動産担保ではなく、お客様とのリレーションを築くために意味がある手法である」ことの理解を深めた。その後、職員が成功体験を積み重ねることで ABL による課題解決型支援が根付いている。

### 4. 推進の秘訣

取り組み当初から担保、融資ではなく課題解決に主眼を置いていたため、お客様への丁寧な説明や本部サポート体制を構築していた。担保価値を重視するのではなく、事業性を理解出来る点を重視して取り組み、実態把握により事業の継続と成長性を見て取り組んでいる。但し、担保評価については、外部評価機関を活用し資産性の確認をしている。また、メインバンクとして支えることの裏返しとして、経営者にも経営に全力で取り組むことをコミットしていただき、実行後の継続した情報開示を条件に取り組んでいる。

また、ABL 推進において審査セクションを重視している。これは、営業セクションではなく審査セクションが案件毎のスキームを検証しないと、融資を実行することに重点がおかれ、結果として実行後のモニタリングによる業績改善支援が上手くいかないという考えに基づいている。

## 5. 成果（効果）

ABL の取り組みを通じて、事業性を見ることや地域企業との継続的な関係性を構築すること等、事業性評価や地域密着型金融の実践に繋がっていると感じている。ベストプラクティスとして、以下のような事例がある。

### ・バイクディーラーの事例

先代経営者の時代は、仕入れた輸入バイクをすべて販売すればよいといったどんぶり勘定的な考えであったが、息子への事業承継を機に ABL を活用。メーカー側が売り抜きたいバイクを一括して仕入れ、販売実績の上がる 12 月に少し値を下げて売り切る。また、そこから得られた販売実績と信用力から極度枠を広げて、さらに調達力を上げて行くスキームで、売上高増加、利益率改善を図り全国トップの販売実績を上げるまでになった。企業が事業戦略に ABL を有効に活かした事例。（戦略的な仕入と売れ筋商品販売のコントロールによる業績改善）

### ・鶏肉加工販売の事例

取引金融機関すべてが長期資金対応をしていたことからキャッシュフローの倍以上の年間返済があり、資金繰り多忙となり本業とは関係の無いところで繁忙状態となっており、新規成長資金調達に躊躇していた。そのような状況について当行が相談を受けた事を契機に、改めてビジネスモデルや将来性を精査し、ABL を利用した借入金長短バランス改善による資金繰り正常化、将来の事業拡大に向けた資金調達枠の確保、経営者保証の解除等により、経営者が本業に注力できる状態に転換することが出来た事例。地域中核企業の事業拡大により地域関連会社を含む雇用の拡大につながっている。

## 6. 今後の課題

ABL 推進上の課題は、実行後のモニタリングと捉えている。季節性の資金を ABL 枠内で対応しているのに、通年ベタ貸になっている事例などがモニタリングを徹底しないと出てくるため、現状手管理になっているモニタリング負担を軽減するための IT やフィンテックの活用を検討中である。

また、事業性評価の推進のため、知的財産の理解と活用提案にも現在取り組んでいる。外部専門機関への評価依頼を通じて、顧客の知的財産を理解し、どのように事業の成長につなげて行くかを共通認識のもとに対話し、ABL による必要資金の支援に加えて、知的財産の理解を通じて企業の将来性を共に考えていく体制作りに取り組んでいる。

## (c) 東京都民銀行

### 1. 金融機関概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 機 関 名 | 株式会社東京都民銀行       |
| 所 在 地 | 東京都港区六本木二丁目3番11号 |
| 分 類   | 地方銀行             |
| 拠 点 数 | 国内78店舗           |
| 職 員 数 | 1,535人           |

### 2. ABLへの取り組み状況

平成26年から取扱いを開始した東京都の施策である「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」により、全営業店がABLに取り組むひとつのきっかけとなった。27年の下期から本格的にABLに取り組んでおり、27年度のABL実施件数は150件程度、そのうち100件程度が債権のみを担保としている。業種構成としては卸売業が30%程度、医療業が20%程度、製造業が15%程度と割合が高い。

今年の10月から、本格的に事業性を評価しキャッシュフローのある企業に対し資金繰り改善に向け複数行による貸出をキャッシュフローにあった返済方法に組み替え取引のメイン化を図る提案、「メイン化プロジェクト」に取り組んでおり、その際に東京都の制度に限らず、幅広くABL活用を検討している。

### 3. 推進体制

経営戦略に基づく重点施策として営業統括部が中心となり推進している。従前から審査企画部門と営業統括部門による営業店への定期的な勉強会を開いており、ABLを本格的にスタートしてからは、具体的な事例について営業店への勉強会を実施している。

### 4. 推進の秘訣

「メイン化プロジェクト」の対象をミドルリスク先に絞っている点。現状のキャッシュフローと返済額が合わない企業に対し、ABL等を活用した資金繰り支援を総合的に行っている。継続的なモニタリングにより各種コンサルティングに取組み、円滑な事業承継等メイン行として役割を果たすことを目指し取り組んでいる。状況によっては個人保証も解除に応じている。このような活動がABLの件数増につながっている。

### 5. 成果（効果）

平成27年下期から中核となる支店でスタートした「メイン化プロジェクト」によるリファイナンスは20件程度。そのうちABLが絡んだ案件は過半数に上る。また、東京の地場産業のひとつとして医療法人を位置づけ、本部内に医療法人向けに特化した医療・福祉事業部という営業部隊を有している。そこで、診療報酬を担保としたABLを10年以上前から実施している。

## 6. 今後の課題

建設業界等、譲渡禁止特約がついている債権を有する先でどのように ABL を推進していくかが課題である。例えば、地方公共団体と交わす建設請負契約の契約書雛形に譲渡禁止特約が含まれており、解除することが難しい。また、ディベロッパーとの契約についても大半のケースにおいて譲渡禁止特約が入っているため、ABL を実行しにくい等の課題がある。

ABL と聞いただけでネガティブな反応をする経営者が多いことも課題。ABL が事業性評価を行うための一手法であることや、ABL のメリットを理解していただき、風評被害を受ける企業が無いよう、国を含めた情報発信などの対応が必要であると考えている。

#### (4) 参考資料

### ABLの課題に関する実態調査 調査票

## 動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査

各位

平素より、経済産業行政について、ご理解・ご協力をいただき、誠に有り難うございます。

さて、我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれます。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高いと考えられます。

こうした観点から、これまで経済産業省では、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進と、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策の検討を行って参りました。

この一環として、金融機関等の皆様には「動産・債権担保融資（ABL）に関する実態調査」へのご協力をお願いしておりますが、今年度も引き続き、広く皆様の利用実態を把握しつつ、その効果や課題についても調査を行いたいと考えており、本アンケート調査へのご協力をお願いする次第です。

なお、本件は株式会社帝国データバンクに委託して調査を実施しています。ご回答頂いたアンケート調査票は本件に係る委託調査のみを目的として利用させて頂き、他の目的で利用することは一切ございません。各社のご回答が特定されるような形での集計は致しませんが、集計結果については経済産業省における検討に活用させて頂く他、集計結果を含む報告書等を公表させて頂くことがあります。

平成28年8月

経済産業省経済産業政策局  
産業資金課

**アンケート調査票は平成28年9月30日(金)までに  
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。**

**■返送先**

〒107-8680

東京都港区南青山2-5-20

株式会社帝国データバンク 顧客サービス統括部 宛

**■アンケートの内容についての照会先**

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク 顧客サービス統括部

産業調査第1課 担当:田原(たはら)、宮谷(みやたに)、中島(なかじま)

電話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月~金) 9:00~18:00]

**■調査の主旨等についての照会先**

◇調査実施主体:経済産業省 経済産業政策局

産業資金課 担当:湯浅(ゆあさ)、白濱(しらはま)、大脇(おおわき)

電話:03-3501-1676

ご回答いただく方の情報についてご教示下さい。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

- 返信時に名刺を同封
- 下記欄に記入

| ご回答者欄                    |  |       |  |
|--------------------------|--|-------|--|
| 貴行(庫・社)名                 |  | 電話番号  |  |
| 部署名                      |  | ご担当者名 |  |
| e-mail アドレス              |  |       |  |
| 貴行(庫、社)の業態<br>(該当項目1つに○) | ①都市銀行、信託銀行<br>②地方銀行<br>③第二地方銀行<br>④信用金庫・信金中央金庫<br>⑤信用組合<br>⑥政府系金融機関<br>⑦農業系統金融機関<br>⑧その他の銀行<br>⑨リース会社<br>⑩商社<br>⑪その他 ( ) |       |  |

注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承下さい。

## 本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客））との間の直接の貸出契約に基づかないものは対象から除かれる

### 本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

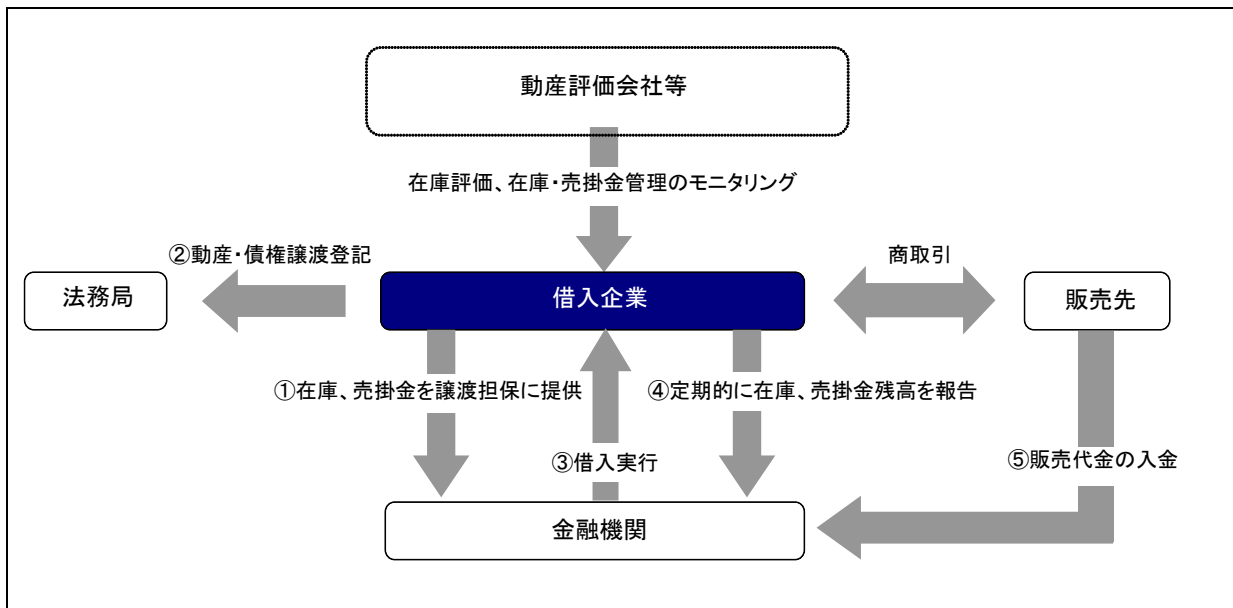
| 資産の部   | 負債・純資産の部                             |
|--|--------------------------------------|
| 流動資産<br>現金・預金<br>受取手形<br><b>売掛金等※1</b><br>有価証券<br><b>原材料</b><br><b>仕掛品</b><br><b>商品・製品</b> | 流動負債<br>買掛金<br>短期借入金<br>未払金<br>未払法人税 |
| 固定資産<br>有形固定資産<br>建物<br><b>設備 ※2</b><br><b>機器（工具・部品）</b><br>土地<br>無形固定資産<br>投資その他の資産       | 固定負債<br>長期借入金                        |
|  | 純資産<br>資本金<br>資本剰余金<br>利益剰余金<br>自己株式 |

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬請求債権、売電債権等が含まれる。

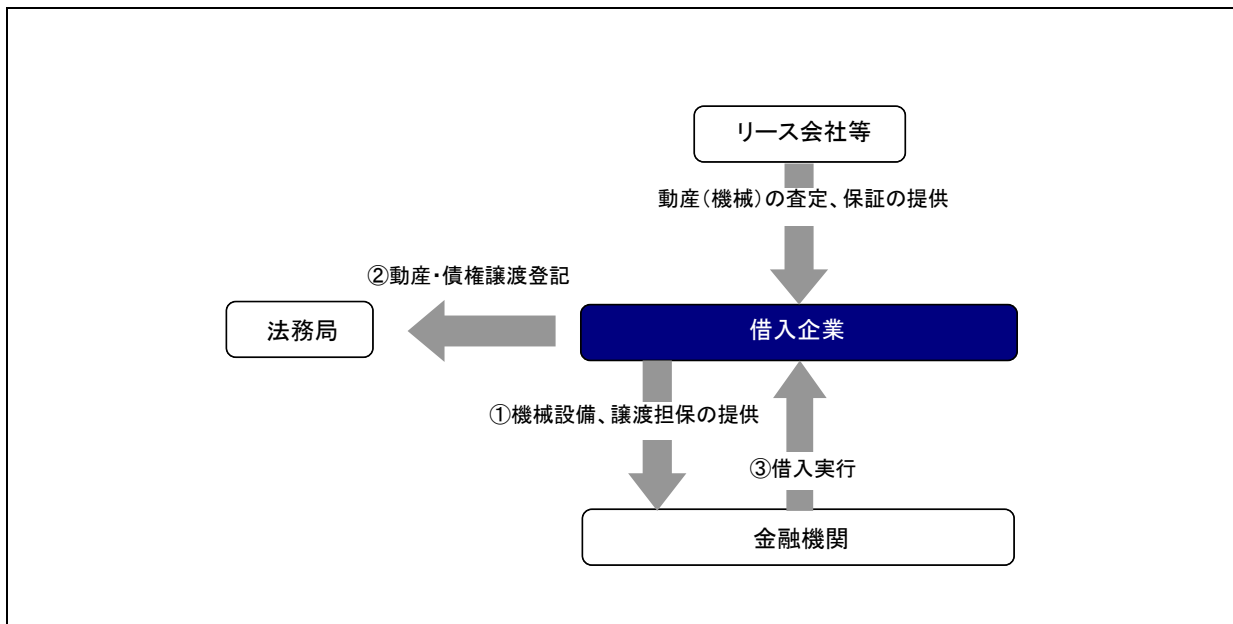
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備であるものをいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）





## 1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

|   |                    |                                  |
|---|--------------------|----------------------------------|
| 1 | 平成26年度以前から融資実績がある  | →Q 2へお進みください                     |
| 2 | 平成27年度中に初めて融資を実施した | →Q 2へお進みください                     |
| 3 | これまでに融資実績はない       | →「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 3)へお進みください |

### <実績計数>

Q 1で「1. 平成26年度以前から融資実績がある」、「2. 平成27年度中に初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

Q 2. 平成27年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額(極度額ではない)を次ページ表の項目ごとにお答えください。

### <ご回答の際の注意点(以降の設問でも同様)>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン(他行との協調融資)を含みます。ただし、「プロパー案件」(ABL保証を利用しない案件)や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入下さい。また、シンジケートローンの実行額は、貴行(社・庫)の融資額分(テイク額)をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

|             | 平成27年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |     |  |     |          |     |     |
|-------------|--|-----|--|-----|----------|-----|-----|
|             | ABLのうち、<br>プロパー案件 (ABL保証なし)              |     | ABLのうち、<br>シンジケートローン<br>(貴行 (社・庫) の融資額分) |     |          |     |     |
|             | 実行<br>件数                                 | 実行額 | 実行<br>件数                                 | 実行額 | 実行<br>件数 | 実行額 |     |
| A. ABL (合計) | 件  | 百万円 | 件  | 百万円 | 件        | 百万円 |     |
| (内訳)        | B. 棚卸資産のみを担保とした融資                        | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | C. 機械設備のみを担保とした融資                        | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | D. 債権のみを担保とした融資                          | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資                  | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資                    | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資                    | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |
|             | H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資              | 件   | 百万円                                      | 件   | 百万円      | 件   | 百万円 |

注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 平成28年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

|            |                             | 平成28年3月末時点                          |                            |  |
|------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--|
|            |                             | ABLの融資残高<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) | ABLのうち、プロパー案件<br>(ABL保証なし) | ABLのうち、<br>シンジケートローン（貴行<br>(社・庫)の融資額分) |
| A. ABL（合計） |                             | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
| 内訳         | B. 棚卸資産のみを担保とした融資           | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | C. 機械設備のみを担保とした融資           | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | D. 債権のみを担保とした融資             | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資     | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資       | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資       | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |
|            | H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資 | 百万円                                 | 百万円                        | 百万円                                    |

注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 平成27年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

| 業種 |       | 平成27年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |
|----|-------|--|
| 1  | 建設業   | 件  |
| 2  | 製造業   | 件  |
| 3  | 情報通信業 | 件  |
| 4  | 運輸業   | 件  |
| 5  | 卸売業   | 件  |
| 6  | 小売業   | 件  |
| 7  | サービス業 | 件  |
| 8  | 農業・林業 | 件  |
| 9  | 漁業    | 件  |
| 10 | 医療業   | 件  |
| 11 | 福祉業   | 件  |
| 12 | 不動産業  | 件  |
| 13 | 物品賃貸業 | 件  |
| 14 | その他   | 件  |

注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

| 本調査の業種分類 | 日本標準産業分類  |                   |
|----------|---|-------------------|
|          | 大分類   | 中分類               |
| 建設業      | 建設業   |                   |
| 製造業      | 製造業   |                   |
| 情報通信業    | 情報通信業   |                   |
| 運輸業      | 運輸業/郵便業   |                   |
| 卸売業      | 卸売業/小売業   | 各種の卸売業            |
| 小売業      | 卸売業/小売業   | 各種の小売業            |
| サービス業    | 学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業 |                   |
| 農業・林業    | 農業/林業   |                   |
| 漁業       | 漁業  |                   |
| 医療業      | 医療/福祉   | 医療業、保健衛生          |
| 福祉業      | 医療/福祉   | 社会保険・社会福祉・介護事業    |
| 不動産業     | 不動産業/物品賃貸業  | 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 |
| 物品賃貸業    | 不動産業/物品賃貸業  | 物品賃貸業             |
| その他      | 鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業                    |                   |

Q 5. 平成27年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

| 企業区分 |                         | 平成27年度中のABL全体<br>(ABL保証付き及びシンジケートローンを含む) |
|------|-------------------------|--|
| 1    | 法定中小企業（注）               | 件  |
| 2    | 中堅企業（1.および3.に当てはまらないもの） | 件  |
| 3    | 大企業（資本金10億円以上）          | 件  |

注) 法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または

(常時雇用) 従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下

サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下

卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下

その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 平成27年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な品名をお答えください  
 (1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答して下さい。)

[融資対象の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

|        |     | 担保の種類      |                        | 件数  | 実行額 | 代表的な担保目的物 |
|--------|-----|------------|------------------------|-----|-----|-----------|
| 動<br>産 | 設備  | 1          | 工作機械、建設機械              | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 2          | 業務用車両                  | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 3          | 太陽光発電設備                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 4          | その他設備                  | 件   | 百万円 |           |
|        | 機器  | 5          | 厨房機器                   | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 6          | 医療機器                   | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 7          | OA機器、什器等               | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 8          | その他の機器                 | 件   | 百万円 |           |
|        | 原材料 | 9          | 鉄、非鉄、貴金属               | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 10         | 天然素材<br>(羊毛、繭、羽毛等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 11         | 家畜(肉用牛、豚等)             | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 12         | 家畜(生産用)                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 13         | 冷凍水産物(マグロ、<br>エビ等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 14         | その他の原材料                | 件   | 百万円 |           |
|        | 仕掛品 | 15         | —                      | 件   | 百万円 |           |
|        | 製品  | 16         | 衣料品                    | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 17         | ブランド品(時計、パ<br>ック、化粧品等) | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 18         | 酒類(清酒、ワイン等)            | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 19         | 食品(冷凍食品、加工<br>食品等)     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 20         | 家電                     | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 21         | D I Y用品                | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 22         | 自動車                    | 件   | 百万円 |           |
|        |     | 23         | その他の製品                 | 件   | 百万円 |           |
| 債<br>権 | 24  | 売掛債権       | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 25  | 売電債権       | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 26  | 介護報酬債権     | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 27  | 診療報酬請求債権   | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 28  | 工事請負代金債権   | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 29  | 電子記録債権     | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 30  | リース債権/割賦債権 | 件                      | 百万円 |     |           |
|        | 31  | その他の債権     | 件                      | 百万円 |     |           |

Q 7. 平成27年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7 - 1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

| 担保の特定方式 |        | 件数 | 実行額 |
|---------|--------|----|-----|
| 1       | 特定動産   | 件  | 百万円 |
| 2       | 流動集合動産 | 件  | 百万円 |

Q 7 - 2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

| 担保の特定方式 |      | 件数 | 実行額 |
|---------|------|----|-----|
| 1       | 特定債権 | 件  | 百万円 |
| 2       | 集合債権 | 件  | 百万円 |

Q 8. 平成27年度中に実施したABLの資金用途ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[資金用途ごとに件数・実行額を記入]

| 資金用途 |         | 件数 | 実行額 |
|------|---------|----|-----|
| 1    | 設備資金    | 件  | 百万円 |
| 2    | 運転資金    | 件  | 百万円 |
| 3    | その他 ( ) | 件  | 百万円 |

Q 9. 平成27年度中に実施したABLの融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

| 融資期間 |           | 件数 | 実行額 |
|------|-----------|----|-----|
| 1    | 1年未満      | 件  | 百万円 |
| 2    | 1年以上5年未満  | 件  | 百万円 |
| 3    | 5年以上10年未満 | 件  | 百万円 |
| 4    | 10年以上     | 件  | 百万円 |

#### <融資先の傾向>

Q 10. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い   |
| 2 | 債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い  |
| 3 | 債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い |
| 4 | その他 ( )                   |

Q 1 1. これまでABLを実施した全ての案件を対象とした場合、ABL実施時点における取引先企業の借入状況について、以下から該当するものをお答えください。

[1つを選択]

|   |  |
|---|--|
| 1 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い |
| 2 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多い |
| 3 | 事例数としてはほぼ同数程度                              |

Q 1 2. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）         |
| 2 | 発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）      |
| 3 | 成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）   |
| 4 | 衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階） |
| 5 | 再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）     |

## 2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 2 2まで）

### <目標設定・経営管理>

Q 1 3. 貴行（庫、社）の経営管理・業績評価において重視している項目は何でしょうか。

[最も重視されている項目に◎、次いで○、△の順位でご記入いただき、考慮していない項目については×をご記入下さい（同順位の場合には、同じ記号をご記入頂いて差し支えございません。）。

また、各項目に関し、貴行（庫、社）の代表的な管理指標をご記入下さい。]

| 管理項目                                    | 重視の程度・利用指標<br>(例：中期経営計画策定に際し重視する項目) |
|---|-------------------------------------|
| A. 貸出・預金残高項目<br>(例：前年比貸出残高増加額)          |                                     |
| B. 資金利益項目<br>(例：貸出利鞘、預金・貸出金利回り)         |                                     |
| C. 非資金利益項目<br>(例：外為収益、手数料収益、有価証券運用益)    |                                     |
| D. 経費項目<br>(例：経費率・経費削減額、不良債権発生状況)       |                                     |
| E. 取引先実態把握・支援項目<br>(例：経営改善支援、事業性評価取組状況) |                                     |
| F. その他(自由記載)<br>(例：取引先件数、地域内シェア)        |                                     |

Q 1 4. ABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答下さい(続くQ 1 5も同様)。

[1つを選択]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む                                    |
| 2 | 一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う                      |
| 3 | 担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する                      |
| 4 | 担保設定はするが対抗要件具備、コベナントの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する |

Q 1 5. Q 1 4で選択肢3、4と回答した方へお尋ねします。

対抗要件を具備せずにABLに取り組む理由についてお答え下さい。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | コベナントの設定やモニタリングを行えば債権管理が十分できるから            |
| 2 | 信用力の高い取引先で主に取り組んでいるから                      |
| 3 | 既に不動産担保など他の担保で保全されている取引先で主に取り組んでいるから       |
| 4 | 対抗要件具備や期中管理に多くの手間・コストがかかるから                |
| 5 | 不動産担保と比較し、対抗要件を具備した担保設定の効力が強くないから          |
| 6 | 対抗要件を具備した担保設定を行っても、担保価値が余りない場合が多いから        |
| 7 | 競合他社との関係で対抗要件を具備した担保設定がしにくいから              |
| 8 | 取引先が風評被害を懸念するなど、対抗要件を具備した担保設定を望まないケースが多いから |
| 9 | その他 ( )                                    |

Q 1 6. ABL推進に関する組織的な方針や目標件数・目標実行額を設定していますか。

また、それぞれを設定している場合は、平成27年度のABLの目標件数・目標実行額をお答えください。

[1つを選択。1または2を選択した場合は、目標件数および目標額を記入]

| 融資スキーム |   | 目標件数 | 目標額 |
|--------|---|------|-----|
| 1      | 目標件数や目標実行額が設定され、部署や支店の業績評価に組み入れられている      |      |     |
| 2      | 目標件数や目標実行額は設定しているが、部署や支店の業績評価には組み入れられていない | 件    | 百万円 |
| 3      | 組織的なABL推進の方針はあるが、具体的な数値目標は存在しない           |      |     |
| 4      | 特に組織的なABL推進の方針は存在しない                      |      |     |



Q 1 7. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択下さい。

|   |                    |                 |
|---|--------------------|-----------------|
| 1 | 動産・債権ABLの取り組みを強化する | →Q 1 8 へお進みください |
| 2 | 動産ABLのみ取り組みを強化する   | →Q 1 8 へお進みください |
| 3 | 債権ABLのみ取り組みを強化する   | →Q 1 8 へお進みください |
| 4 | 現状を維持する            | →Q 1 8 へお進みください |
| 5 | 動産・債権ABLの取り組みを縮小する | →Q 1 9 へお進みください |
| 6 | 動産ABLのみ取り組みは縮小する   | →Q 1 9 へお進みください |
| 7 | 債権ABLのみ取り組みは縮小する   | →Q 1 9 へお進みください |

・ABLの実績がない方はこちらからご選択下さい。

|    |                    |                 |
|----|--------------------|-----------------|
| 8  | 動産・債権ABLに取り組む予定である | →Q 1 8 へお進みください |
| 9  | 動産ABLのみ取り組む予定である   | →Q 1 8 へお進みください |
| 10 | 債権ABLのみ取り組む予定である   | →Q 1 8 へお進みください |
| 11 | ABLの取り組みを予定していない   | →Q 1 9 へお進みください |

Q 1 8. Q 1 7で選択肢1～4、8～10に回答した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 1  | 取引先の取引状況をモニタリングできるから      |
| 2  | 信用力の低い取引先への取引拡充ができるから     |
| 3  | 融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから |
| 4  | 担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから  |
| 5  | 保全により損失を軽減できるから           |
| 6  | 取引先を囲い込むことができるから          |
| 7  | 取引先のニーズにあった融資スキームだから      |
| 8  | 取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから |
| 9  | ABL市場が拡大しているから            |
| 10 | 地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから    |
| 11 | その他 ( )                   |

→Q 2 0 へお進みください

Q19. Q17で選択肢5～7、11に回答した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 1  | ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから |
| 2  | 取引先が実施したことがないから                |
| 3  | 評価の為にコストがかかりすぎるから              |
| 4  | 客観的・合理的な評価を得ることが困難だから          |
| 5  | 譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから           |
| 6  | 登記や契約の手続きが面倒だから                |
| 7  | 担保物件のモニタリングに手間がかかるから           |
| 8  | 社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから       |
| 9  | ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから        |
| 10 | 取引先のガバナンス能力が不安だから              |
| 11 | 担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから   |
| 12 | 処分ルートが確保できないから                 |
| 13 | 担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから          |
| 14 | 担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから      |
| 15 | ABLについて参考となる情報が少ないから           |
| 16 | ABL市場が小さいから                    |
| 17 | 社内規定上取り組みが困難であるから              |
| 18 | その他 ( )                        |

### <知的財産権活用融資実施の方針>

Q20. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権（以下、「知財」）に着目した融資の実績・お考えをお答えください。ここでは、知財に担保権設定をしている場合に限らず、知財の評価額を何らかの参考値として用いている場合や、知財を切り口として当該企業の事業性等を評価している場合（例えば知財評価機関の活用や特許庁知財ビジネス評価書事業※の活用を含む）も含めてお答えください。

融資実績がある場合には、これまでの実行件数、実行額、平成28年3月時点での融資残高をお答えください。

[1つを選択]

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | 融資実績がある（右欄に実績値をご記入下さい）     |
| 2 | 融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい    |
| 3 | 融資実績はないが、取引先からの要望があれば実施したい |
| 4 | 融資実績はなく、今後も実施したいと思わない      |



| 実行件数            | 実行額  | 融資残高    |
|-----------------|------|---------|
| (累計)            | (累計) | (28.3末) |
| 件               | 百万円  | 百万円     |
| うち知財に担保権設定をしたもの |      |         |
| 件               | 百万円  | 百万円     |

※ 特許庁知財ビジネス評価書事業

<http://chizai-kinyu.jp/> (ポータルサイト)

Q 2 1. 知財活用融資を実施する場合、現在、貴行（庫、社）において特に課題になっている（課題になる）と考えられる融資実行プロセスをお答えください。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 知財を通じてどのようなことが分かるかといった基礎知識に対する理解不足          |
| 2 | 知財の評価額・知財を切り口とした事業性評価結果に対する信頼性              |
| 3 | 知財の評価額・知財を切り口とした事業性評価結果の稟議書等社内資料への反映方法      |
| 4 | 知財の評価額・知財を切り口とした事業性評価結果の自己査定上の取り扱い          |
| 5 | 担保権設定を行う場合に知財に対する担保権設定方法等                   |
| 6 | 経営支援等に活用しようとした場合の知財を意識したアドバイス、コンサルティング能力の欠如 |
| 7 | 担保権設定を行った知財の換価・処分                           |
| 8 | その他（ ）                                      |

### <推進体制等>

Q 2 2. 貴行（庫、社）のABLの評価、管理・モニタリング、換価処分の実施体制についてお答えください。

[動産・債権のそれぞれについて、下記【選択肢】表内の選択肢の番号を記入した上、具体的な委託内容を記述]

|           | 選択肢 | 動産（委託内容） | 選択肢 | 債権（委託内容） |
|-----------|-----|----------|-----|----------|
| 評価        |     |          |     |          |
| 管理・モニタリング |     |          |     |          |
| 換価・処分     |     |          |     |          |

### 【選択肢】

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 自行（庫、社）内で、実施できる仕組みを構築している         |
| 2 | 自行（庫、社）が主体的に実施しているが、一部外部機関に委託している |
| 3 | 自行（庫、社）は主体的に実施せず、全て外部機関に委託している    |
| 4 | その他                               |

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q 3 7以降）へお進みください。

これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q 2 3以降）へお進みください。

### 3. ABLの推進に向けた取り組み

Q 1 で選択肢「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

#### <推進における課題>

Q 2 3. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 1  | 物件の担保としての適性について判断ができないこと        |
| 2  | 売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと  |
| 3  | ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと          |
| 4  | ABLに対する企業の認知度が低いこと              |
| 5  | 取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと |
| 6  | 単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと          |
| 7  | ABLを推進する体制を構築できていないこと           |
| 8  | ABL実施の手続き方法が自行（庫・社）内で定まっていないこと  |
| 9  | 支店の担当者が理解できないこと                 |
| 10 | その他（ ）                          |
| 11 | 特になし                            |

Q 2 4. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと             |
| 2 | 自行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと     |
| 3 | 外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること   |
| 4 | 外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる                 |
| 5 | 外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと |
| 6 | 外部評価会社の評価費用が高いこと                         |
| 7 | 外部評価会社の評価額と実際の処分価額との間に大きな乖離が生じること        |
| 8 | その他（ ）                                   |
| 9 | 特になし                                     |

Q 2 5. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと      |
| 2  | 債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと           |
| 3  | 後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること                 |
| 4  | 譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること     |
| 5  | 動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと    |
| 6  | 対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと |
| 7  | 実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと       |
| 8  | 譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること   |
| 9  | 譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること             |
| 10 | その他（ ）                                |
| 11 | 特になし                                  |

Q 2 6. ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、貴行（庫、社）の現状をふまえて充足するのが困難な課題をお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

|    |  |
|----|--|
| 1  | 動産の対抗要件を適切に具備すること                        |
| 2  | 動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること               |
| 3  | 客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること   |
| 4  | 動産につき適切な換価手段を確保すること                      |
| 5  | 動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと        |
| 6  | 債権の対抗要件を適切に具備すること                        |
| 7  | 債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること |
| 8  | 債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること    |
| 9  | 債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること                     |
| 10 | その他（ ）                                   |
| 11 | 特になし                                     |

Q 2 7. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

Q 2 7-1 動産担保について

[複数回答]

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 1  | 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     |
| 2  | 自行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと       |
| 3  | 管理業務に時間・手間がかかりすぎる                |
| 4  | 自行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること   |
| 5  | モニタリングの業務負荷が大きいこと                |
| 6  | 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         |
| 7  | 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            |
| 8  | 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと |
| 9  | その他（ )                           |
| 10 | 特になし                             |

Q 2 7-2 債権担保について

[複数回答]

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 1  | 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと     |
| 2  | 自行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと       |
| 3  | 管理業務に時間・手間がかかりすぎる                |
| 4  | 自行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること   |
| 5  | モニタリングの業務負荷が大きいこと                |
| 6  | 外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと         |
| 7  | 外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと            |
| 8  | 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと |
| 9  | その他（ )                           |
| 10 | 特になし                             |

Q 2 8. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

|    |  |
|----|--|
| 1  | 取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること           |
| 2  | 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること |
| 3  | 処分業務のプロセスが確立されていないこと                   |
| 4  | 適切な処分業者を見つけるのが困難であること                  |
| 5  | 処分に時間を要すること                            |
| 6  | 処分価額が評価額に比べて低すぎる                       |
| 7  | 処分に要するコストが大きいこと                        |
| 8  | 優越的地位の乱用などで自行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと        |
| 9  | 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること  |
| 10 | シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと  |
| 11 | その他（ )                                 |
| 12 | 特になし                                   |

Q 29. 今まで実施したABL融資実行案件のうち、実際に譲渡担保権を実行した件数についてお答え下さい。

[複数選択]

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 倒産時の物件の換価処分を実施したことがある   | 件 |
| 2 | 平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある | 件 |
| 3 | 処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した  | 件 |
| 4 | 実施したことがない               |   |

Q 30. Q 29で1、2、3を選択した方にお尋ねします。保全を行った結果について、お答え下さい。

[複数回答]

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 特段問題無く実行できた                       | 件 |
| 2 | 仮処分（占有移転禁止の仮処分等）を行ったが、不法行為により散逸した | 件 |
| 3 | 仮処分等の法的な保全手続をとるのが遅れて一部散逸した        | 件 |
| 4 | 仮処分を行わず、散逸した                      | 件 |
| 5 | 他の競合した権利（所有権留保等）に結果的に劣後した         | 件 |
| 6 | その他（ ）                            | 件 |

Q 31. Q 30で5を選択した方にお尋ねします。下記のどの権利との劣後が問題になりましたか。

[複数回答]

|    |                               |   |
|----|-------------------------------|---|
| 1  | 他の譲渡担保権                       | 件 |
| 2  | 譲渡担保権設定者（債務者）から対象資産の譲渡を受けた第三者 | 件 |
| 3  | 抵当権                           | 件 |
| 4  | 質権                            | 件 |
| 5  | 民事留置権                         | 件 |
| 6  | 商事留置権                         | 件 |
| 7  | 動産先取特権                        | 件 |
| 8  | 工場抵当、工場財団抵当                   | 件 |
| 9  | その他特別法による財団抵当（鉄道財団抵当、鉱業財団抵当等） | 件 |
| 10 | 所有権留保                         | 件 |
| 11 | 委託販売・消化仕入                     | 件 |
| 12 | 租税債権                          | 件 |
| 13 | 一般債権者に対する差押え                  | 件 |

Q 32. 電子記録債権を担保とする融資の課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 | 社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと |
| 2 | 社内の体制、ノウハウが確立されていないこと       |
| 3 | 将来債権の譲渡ができないこと              |
| 4 | 電子記録債権を利用する企業数が少ないこと        |
| 5 | その他（ ）                      |
| 6 | 特になし                        |

Q33. Q32で「4. 電子記録債権を利用する企業が少ない」と回答された方にお伺いします。今後電子記録債権を普及させるための課題についてお答えください。

[複数回答]

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 | インターネットバンキングの利用推進        |
| 2 | 利用方法や利便性の十分な告知           |
| 3 | 対象企業への導入支援               |
| 4 | 相手先企業からの承諾手続き支援          |
| 5 | 社員の利用方法や導入支援に関する知識強化     |
| 6 | 個々の電子記録債権機関の利便性向上        |
| 7 | 電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること |
| 8 | 公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用   |
| 9 | その他 ( )                  |

#### <顧客とのリレーション強化>

Q34. ABLの実施を通じて顧客とのコミュニケーションがどのように変化しましたか。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 顧客とのコミュニケーション頻度が増加した                         |
| 2 | 顧客とのコミュニケーション内容（取扱商品、ビジネスモデル、在庫の状況について）が深化した |
| 3 | その他 ( )                                      |
| 4 | 特に変化していない                                    |

Q35. ABLに取り組んだ結果、どのようなメリットがありましたか。

[複数回答]

|   |  |
|---|--|
| 1 | 顧客の経営状態（リスク）が把握し易くなった                                    |
| 2 | 顧客の業務プロセス（在庫管理など）が改善される等、信用力が向上した                        |
| 3 | 与信額が増加した   |
| 4 | 従来の審査では与信が難しい企業に融資できた                                    |
| 5 | 回収額が増加した   |
| 6 | ABL取り組みが経営者保証の見直しにつながり、「経営者保証に関するガイドライン」（注）の趣旨に沿った対応が行えた |
| 7 | その他 ( )  |
| 8 | 特になし   |

(注) 中小企業庁 経営者保証に関するガイドライン <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>



Q 3 6. ABLを実施した企業について、ABL実施前と実施後で与信額は平均的にどの程度増加したと感じていますか。

[1つを選択]

|   |          |
|---|----------|
| 1 | 5%未満     |
| 2 | 5～10%程度  |
| 3 | 10～20%程度 |
| 4 | 20%以上    |

#### 4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

##### <ローカルベンチマークとは？>

2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、  
④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）  
(※2) 4つの視点：①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目



## 財務分析診断結果

##### ■財務指標

| 指標             | 算出結果    | 貴社点数 | 業種平均値   | 業種平均点数 |
|----------------|---------|------|---------|--------|
| ①売上増加率         | 1.4%    | 2    | 3.7%    | 3      |
| ②営業利益率         | 1.5%    | 3    | 1.5%    | 3      |
| ③労働生産性         | 446(千円) | 2    | 752(千円) | 3      |
| ④EBITDA有利子負債倍率 | 2.1(倍)  | 5    | 6.4(倍)  | 3      |
| ⑤営業運転資本回転期間    | 1.3(ヶ月) | 3    | 1.2(ヶ月) | 3      |
| ⑥自己資本比率        | 35.4%   | 4    | 26.5%   | 3      |

**総合評価点 19 B**

※1各項目の評点および総合評価点は各項目の業種平均値からの乖離を示すものであり、点数の高低が必ずしも企業の評価を示すものではありません。非財務指標も含め、総合的な判断が必要なおことにご留意ください。

※2総合評価点のランクはA：24点以上、B：18点以上24点未満、C：12点以上18点未満、D：12点未満



##### ■基本情報

|        |        |      |               |
|--------|--------|------|---------------|
| 商号     | 株式会社〇〇 | 売上高  | 4,950,128(千円) |
| 所在地    | 東京都〇〇  | 営業利益 | 75,819(千円)    |
| 代表者名   | 〇〇 〇〇  | 従業員数 | 170(人)        |
| 業種（選択） | 小売業    |      |               |

Q 3 7. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお伺いします。

[1つを選択]

|   |                          |                          |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 内容をよく知っている               | →Q 3 8へお進みください           |
| 2 | 聞いたことがある                 | →Q 3 8へお進みください           |
| 3 | 「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く | →アンケートは終了です。ありがとうございました。 |

Q 3 8. Q 3 7で1、2を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」に関する情報をどこから入手しましたか。

[複数回答]

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1 | 新聞や雑誌                 |
| 2 | 業界団体からの情報提供           |
| 3 | 経済産業省（各経済産業局）の発表      |
| 4 | 経済産業省（各経済産業局）のセミナーや研修 |
| 5 | 金融庁のセミナーや研修           |
| 6 | その他（支援機関等）のセミナーや研修    |
| 7 | その他（ )                |

Q 3 9. Q 3 7で1、2を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[1つを選択]

|   |                   |                |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 活用している            | →Q 4 0へお進みください |
| 2 | 活用を検討している         | →Q 4 0へお進みください |
| 3 | 活用しない(活用を予定していない) | →Q 4 2へお進みください |

Q 4 0. Q 3 9で1、2を選択した方へお尋ねします。

「具体的にどのような目的で活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）        |
| 2 | 事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 3 | 企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 4 | 融資や投資判断の稟議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）  |
| 5 | 職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）          |
| 6 | 訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）           |
| 7 | 企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している(あるいは活用を検討している) |
| 8 | その他（ )                                    |

Q41. Q39で1、2を選択した方へお尋ねします。

Q40で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（活用を検討していますか）。

[複数回答]

|   |   |
|---|---|
| 1 | 貴行（庫、社）が持っている既存のツールを組み合わせ独自ツールを開発し活用（を検討）している                   |
| 2 | 貴行（庫、社）ではQ40で回答した目的のツールを持っていないので、ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している |
| 3 | 貴行（庫、社）ではローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している                             |
| 4 | その他（ ）  |

Q42. Q39で3を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用しない（活用を予定していない）理由をお答えください。

[複数回答]

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 1 | ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため    |
| 2 | 貴行（庫、社）が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため  |
| 3 | 活用（試用）したが、うまく業務に落とし込むことができなかったため |
| 4 | 企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため    |
| 5 | 他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため   |
| 6 | どのように活用すればよいか分からないため             |
| 7 | そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため    |
| 8 | その他（ ）                           |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

